

## 平成17年3月2日(水曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	榎津博	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	委員	武田浩	選挙管理委員会 農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長 花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長 選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長 監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
小松仁一	事務局長		

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成17年3月2日(水)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成17年度～19年度)について
- ” 5 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- ” 7 議第 2号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 8 議第 3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 9 議第 4号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 10 議第 5号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 11 議第 6号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 12 議第 7号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 13 議第 8号 平成17年度寒河江市一般会計予算
- ” 14 議第 9号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 15 議第10号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 16 議第11号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 17 議第12号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 18 議第13号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 19 議第14号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 20 議第15号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 21 議第16号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 22 議第17号 平成17年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 23 議第18号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 24 議第19号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 25 議第20号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第21号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第22号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- ” 28 議第23号 寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

- " 29 議第24号 寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について
  - " 30 議第25号 寒河江市国際交流基金条例の廃止について
  - " 31 議第26号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
  - " 32 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
  - " 33 議第28号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
  - " 34 議第29号 寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について
  - " 35 議第30号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について
  - " 36 議第31号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について
  - " 37 議第32号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
  - " 38 議第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
  - " 39 議第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
  - " 40 陳情第2号 だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情
  - " 41 施政方針説明
  - " 42 議案説明
  - " 43 質疑
  - " 44 予算特別委員会設置
  - " 45 委員会付託
- 散 会

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから、平成17年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月25日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番木村寿太郎議員、19番那須 稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から3月17日までの16日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

## 第1回定例会日程

平成17年3月2日(水)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
3月 2日(水)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・陳情上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会負託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 3日(木)		休	会	
3月 4日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 5日(土)		休	会	
3月 6日(日)		休	会	
3月 7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(火)		休	会	
3月 9日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月11日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月12日(土)		休	会	
3月13日(日)		休	会	
3月14日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室



		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
3月15日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月16日(水)		休 会		
3月17日(木)	午前9時30分	本 会 議	議案・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成17年度～19年度)について  
市長から説明を求めます。佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第4次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、平成17年度を目標年度とする第4次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年のローリング方式で策定しておりますので、今回の実施計画は目標年度を超えた平成19年度までのものといたしております。

計画の内容につきましては、去る2月21日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、報告第1号から日程第40、陳情第2号までの36案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第41、施政方針説明であります。  
市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成17年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成17年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、去る12月の市長選挙において多くの市民の皆様から厚い信任を得て、引き続き市政に奉仕する榮譽を浴することになりました。これまで20年にわたり多くの市民の皆様からいただいた御支援、御協力を肝に銘じ、再び市政に当たる所存であります。6度目の市政を担当することに当たっては、その重責を認識し、これまで以上に清新な気持ちで臨み、公約に掲げた「より美しく、より豊かに、より元気に」の実現に向けて安定した繁栄の道を構築しながら、品格のある潤いと安らぎに包まれた次世代が、夢と希望の持てるまちづくりに誠心誠意努めていかなければならないと思いを新たにしているところであります。

昨年は、市制施行50周年の記念すべき年を迎え、未来に向けて夢と希望を描いたのであります。市民の皆様とともにお祝いできたことを心よりうれしく思っております。50周年を記念して制定した寒河江市民歌には、本市の誇りや夢が描かれ、みんなの思いや願いを盛り込んだものとなっており、それを実現できるようにまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

そして、本年は、行財政の改革の年と位置づけ、慎重かつ大胆に行財政改革を断行してまいります。そのため、行財政改革大綱の策定に向け、その推進のために行財政改革推進課を設置してまいりたいと考えております。

国は、地方分権などの推進により住民に必要な行政サービスを地方みずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大することとしておりますが、三位一体の改革の概要は昨年11月に示されたものの、今後の行程、具体的な詳細についてはいまだ明確に示されていないのが現状であります。

しかしながら、本市の財政状況は今後さらに厳しさを増し、苦しい時期を迎えることは確かなことであろうと認識しております。このような本市の置かれた状況を乗り越え、健全で効率的な市政運営を図っていくためにも、行政としてやるべきこと、また、住民や企業の役割を踏まえ、厳しい中に置かれていることをすべての方々に御理解いただきながら、住民、企業、行政が連携し、協働の社会を構築していかねばならないと考えているところであります。

また、本年度は、行財政改革を断行する一方で将来の寒河江市を見据えた、平成18年度からスタートする第5次寒河江市振興計画を策定してまいります。新しい振興計画は、厳しい状況乗り越え、将来とも夢が弾むようなあすを描き、希望とともに歩むまちとなるように策定してまいります。

現在の第4次寒河江市振興計画は、いよいよ最終年度を迎えることとなります。これまで自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江の具現化に努めてまいりました。21世紀の発展の象徴であり、後世に誇る本市の顔である駅前中心市街地整備事業は、ようやく完成を迎えようとしております。美しい街なみと景観に配慮した都市施設の整備や商業施設の再編によって、潤いとにぎわいのある、歩いて楽しい中心市街地や周辺との幅広いアクセスが形成されてきております。昨年は、市制施行50周年を記念して、次の50年への力強い発展という願いを込め、力を意味する美しいモニュメントをみこし広場に設置したところであります。

山形県の母なる川最上川の川辺で開催している「花咲かフェアINさがえ」は、色とりどりの花や緑に囲まれた潤いある暮らしを提案し、毎年多くの入場者を数えており、本市のシンボルイベントとして定着しております。本年も引き続き開催し、全国各地から多くの人々に訪れていただき、交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

これまで実施してきた効果的な事業やさまざまなイベント、祭りなどによって交流人口の増加に努めるとともに、引き続き積極的に新たな優良企業の誘致を図り、雇用の拡大に努め、交流人口の増加と定住に

力を注いでまいります。

昨年10月の人口調査の結果によりますと、県内13市の中で人口が増加している市は2市のみであり、本市でもわずかではありますが前年度より増加しております。今後とも産業の活性化を促進し、雇用の場の確保、提供に努め、新たに住んでいただけるよう、そして住んでいただいた方々に安全に生活していただけるような環境整備を図りながら、安心して子供を産み育てられるようなまちづくりを行ってまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成17年度の予算について申し上げます。

日本経済は、一部に弱い動きが見られるものの、生産や設備投資が増加するなど企業部門が改善の傾向にあり、民間需要中心の緩やかな回復が続くものと見込まれております。そうした中で、平成17年度の国の予算は依然として特例公債に依存する運営が余儀なくされ、また、財政構造も硬直化するなど、極めて深刻な状況にあります。

本市の財政については、ここ数年続いた地方交付税の削減が下げどまる見通しであるものの、交付税の振りかえに当たる臨時財政対策債が減額になる見込みであり、また、市税の伸びも期待できない一方で、社会保障関係経費がふえており、昨年度にも増して厳しい状況となっております。

このような中、予算編成においては、受益と負担の原則を考慮するとともに、引き続き行政職退職者の不補充や特別職給料、管理職手当の削減額を拡大し、あわせて行財政改革推進による事務事業の根本からの見直し、統廃合を図り健全な財政運営に努めたところであります。そして、事務事業の見直しと徹底した経費の削減を図りながらも、市民の願いにこたえ、また、時代のニーズに即応し、昨年7月から所得制限を緩和し対象者を拡大した乳幼児医療給付事業に引き続き取り組むとともに、乳幼児予防接種の完全無料化や高齢者の介護予防対策の充実、さらに携帯電話の通信障害解消に向けた移動通信用鉄塔施設整備事業や本格的転作に向けた西部地区水田農業支援緊急事業などに取り組んでまいります。また、3年目を迎える「花咲かフェアINさがえ」についても、まちの活性化につながる事業として引き続き実施することといたしました。

その結果、一般会計予算額は131億6,000万円、対前年度比2.0%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は311億748万4,000円、対前年度比0.9%の減となるものであります。

続きまして、施策の概要について第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

短時間で都市間を結ぶ高速道路は、産業の振興や生活圏を拡大し、企業立地や定住人口の増加につながるものであり、本県においても東北横断自動車道酒田線と東北中央自動車道などが整備され、県内外の連絡が円滑化し、新たな車の流れが生まれております。

現在、寒河江サービスエリアにおいてスマートインターチェンジ社会実験が行われております。これは、寒河江サービスエリアにETC専用の仮出入口を設置し、整備効果や運営上の課題などを把握するための社会実験を国や県などと共同で実施しているものであり、本市を初め朝日町や大江町など周辺地域の産業や観光などの活性化に大きな期待を寄せているところであります。しかしながら、実施期間は3月31日までですので、県などと協力しながら、本市が大いににぎわう6月までの実験期間の延長を求め、さらには実験後の恒常的なインターチェンジ設置に向け働きかけを行ってまいりたいと考えております。

本市は、高速交通網の要衝であるという地域の利点を生かし、「花咲かフェアINさがえ」や地域の特色ある祭り、イベントの開催などにより全国からたくさんの人々が訪れております。この恩恵を地域経済の活性化に結びつけ、生活圏や交流圏のさらなる拡大に努めてまいります。

本市を走る国道や県道は、市民生活に重要な役割を持っており、活力を育む交流拠点づくりのため今後ともこれらの主要な道路の連携に努め、安全で快適な幹線道路網の整備促進とネットワークの形成を図ってまいります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、下高屋入り口から主要地方道天童大江線までの区間が4車



線化され、主要幹線道路としての機能充実が図られたところでもあります。現在、国土交通省により長崎大橋から下高屋入り口までの区間についても4車線化の工事が進められ、整備完了した箇所から順次供用を開始しております。また、長崎大橋の4車線化につきましても本年の着工が予定されておりますので、さらなる機能充実が図られるものと思っております。

国道287号につきましては、市立醍醐小学校の通学路となる慈恩寺日和田間の歩道新設が課題となっておりますので、交通安全施設整備事業への早期着手を引き続き要望してまいります。

また、国道458号の大蔵村肘折から幸生までの区間において、当面は安全性の確保に向けた待避所の設置や舗装の整備など、利用者に優しく信頼性の高い、しかも山形の豊かな自然を享受できるものとなるよう改良整備の促進を要望してまいります。

本市の経済交流の円滑化と住民福祉の向上を図るため、主要地方道天童寒河江線元町地内の交差点改良について本年度の完成に向け要望するとともに、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業について早期に工事着手されるよう要望してまいります。また、一般県道田代白岩線田代地内の未改良区間については、昨年度に調査を実施し、本年度より事業に着手されることとなっております。

都市計画道路柴橋日田線につきましては、昨年秋に西寒河江跨線橋が完成し、新たな車や人の流れを創出しております。引き続き本町のふれあい広場から六供町公民館までの完成に向けて事業を進めているところであり、調和のとれた街なみの創出や沿線商店街の活性化を図るための「上町・六供町通りまちづくり協定」の締結など住民参画によるまちづくりを進めてまいります。また、関連する都市計画道路山西鶴田線の整備が最終年度を迎え、仲田地内の道路改良の完成により、より一層市街地間の円滑なアクセスが図られることとなります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側既成市街地と一体となるよう面的な整備を行い、都市的な住環境が整備された優良な居住空間を提供するものであります。本年度は換地設計や仮換地指定などを実施することとなっておりますが、事業の推進に向け引き続き組合に対し全面的に支援してまいりたいと考えております。また、木の下地区と市役所前の中央通りとを結ぶ都市計画道路下釜山岸線についても、中心市街地の活性化やアクセスの向上を図る上で重要な路線でありますので、本年度より調査に取り組みながら区画整理事業の進捗に合わせて進めてまいります。

寒河江みずき団地は、分譲から1年余りが経過し、分譲可能な区画数は残りわずかとなっております。分譲当初から建築の着工が盛んに行われ、緑の風薫るまちはたくさんの人々が集うまちとなっております。昨年秋に整備された都市計画道路古河江横道線によって利便性がさらに向上し、多くの住宅が建築中でありますので、みずき団地や周辺市街地の交通緩和のためにも、市道浦小路高屋線の早期完成を目指し整備を進めてまいります。

市民の生活に密接にかかわる生活道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等についても緊急性や必要性を勘案しながら整備を行うとともに、降雪期間における安全な交通の確保についても今後とも除雪計画のもと万全の体制で臨んでまいります。

駅前中心市街地整備事業はようやく完成を迎えることとなります。南北都市軸の完成によって中心市街地は一体化し、さらに駅周辺施設の完成によって交通結節機能が向上しております。交流の拠点施設である神輿会館とみこし公園において、東北一の寒河江まつり「神輿の祭典」や「第1回寒河江駅前交流センター夏祭り」が開催され、県内外から多くの来訪者や市民が集い、大きなにぎわいを見せております。

本年度は、沼川に隣接するみどり公園・せせらぎ公園の整備工事を完成し、区画整理登記等の事務事業を完了してまいります。さらに、沼川下流部については、昨年度に引き続き県施行による沼川ふるさとの川整備事業により整備の促進を図ってまいります。今度とも地元関係者と一体となり、商店街の情報を発信しながら店舗の誘致などを推進するとともに、街なみ景観に配慮した魅力ある店舗の建築や緑化・飾花を行い、中心市街地全体の魅力向上と交流拠点の確立を図り、美しく豊かな元気のあるまちづくりを進め

てまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備につきましては、本市のシンボルイベントとして開催した「花咲かフェアINさがえ」に、前回は大幅に上回る約22万4,000人もの入場者をお迎えし、市民参加による美しいまちづくりや本市の魅力を県内外に向け大きく発信することができました。本年度におきましても、第3回目となる花咲かフェアを開催し、さらなる緑化意識の高揚と定着を図ってまいります。

また、市制施行50周年を記念して制定した市の緑、寒河江ギボウシの後世への継承と普及を図るために、推進母体の整備と配付のために増殖に努めてまいります。

さらに、フラワーロード整備事業や市街地花いっぱいまちづくり推進事業による環境美化の推進とグラウンドワークによる公園整備事業や街路樹管理など、美しく潤いあるまちづくりに努めてまいります。

最上川寒河江緑地につきましては、皿沼地内の最上川河川敷を利用し、多目的水面広場やグラウンド、芝生広場など市民が多目的に集う緑地となるよう整備してまいります。本年度においては、多目的水面広場の護岸工と遮水工を継続して実施してまいります。

第2に「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

本市では、国の新たな米政策改革大綱を受け、昨年度から寒河江市水田農業ビジョンに基づき稲作と収益確保を目的とする本格的転作を両立させた生産性の高い水田農業の確立を目指し、売れる米づくりと大豆、枝豆、ネギ、アスパラガス、花木の重点品目を中心とした転作作物の振興に向けた取り組みを推進しております。中でも枝豆については、収益確保を目的とする転作ブロックローテーションの最重点品目に位置づけ、100ヘクタールの枝豆産地づくりを目指して、播種から収穫、出荷に至る機械化作業一貫体系の確立に取り組んでおります。本年度も園芸産地拡大強化支援事業により枝豆コンバインなどを導入し、市内全域における機械化作業一貫体系の完成を目指しています。

米の生産調整につきましては、昨年度から生産目標数量の配分を行っており、本年度は本市に対して前年より85トン多い7,416トンが配分されたところであり、その推進につきましては、生産者の取り組みが円滑かつ確実に実施されるとともに農業経営の安定化が図られるよう、引き続き水田農業経営確立対策事業により転作作物の団地化に対して助成し、収益確保を目的とした本格的転作の推進を支援してまいります。

園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりましたが、本年度においても園芸作物の施設化と高収益作物の導入を図り、水稲と果樹、野菜、花卉などを組み合わせた複合経営をさらに推進し、寒河江型農業の確立により魅力とやりがいのある農業経営の基盤強化を図っていきます。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、農業の担い手確保は喫緊の課題となっており、昨年、寒河江西村山1市4町とさがえ西村山農協などで設立した広域農業活性化センターでは、地域ごとに担い手確保と農地集積を推進するため、農用地利用改善団体等の設立に取り組んでいく方針を打ち出しております。本市においても、今後関係機関と連携をとりながら、地域における話し合いを進め、農用地利用改善団体などの組織化を推進し、認定農業者を中心とした担い手農家に農地集積を図ることにより、農業経営の効率化と規模拡大を支援してまいります。

消費者の農産物の安全安心に対する関心は年々高まっており、引き続き寒河江西村山1市4町、県、さがえ西村山農協で組織するさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議において、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など安全安心な農産物産地としての取り組みを行い、消費者や市場に信頼される産地づくりを推進してまいります。

中山間地域の農地は、農業生産条件が不利な地域であるため、高齢化の進行や耕作放棄地の増加などにより、国土の保全や良好な景観形成などの多面的機能の低下が心配されております。引き続き中山間地域

等直接支払制度の内容を見きわめながら、集落での話し合いを深め、農道舗装や用水路の整備を図り、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

畜産につきましては、市内においても飼養戸数、飼養頭羽数とも減少するなど厳しい経営環境にありますが、昨年12月1日から牛肉トレーサビリティ法が施行され、牛肉に関する生産履歴の公開が開始されているところでありますが、このような社会制度の変化に的確に対応できるよう、引き続き畜産業の振興に努めてまいります。

土地基盤整備事業といたしましては、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業が平成8年度から実施され、高松堰頭首工と昭和堰頭首工とそれに接続する幹線用水路の改修により、寒河江市、村山市、河北町、大江町の2市2町に広がる受益面積3,420ヘクタールの水田と樹園地に用水の安定供給が図られております。本年度は事業完了年度となりますが、用水路整備等を進め、用水の安定供給に努めてまいります。

このほか、県営土地改良事業として寒河江中央地区農免農道整備事業、稲沢沼地区ため池等整備事業、留場地区中山間地域総合農地防災事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業を積極的に推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業振興を図るため金融対策は重要な施策の一つであります。昨年10月からは市中小企業振興資金融資制度において、これまでの融資対象者に加え建設業を営む方で新分野進出や新事業開拓を行う場合やISOの認証を受け経営の合理化を図る場合も融資の対象とするなど制度を充実して、新分野進出、新事業開拓、経営合理化支援を含めた商工業の振興を図っております。

また、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度の融資総額を増額するとともに、制度資金などに対する保証料補給を行い、企業経営の安定化と基盤強化を図ってまいります。

また、技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業を継続するほか、高校生を対象に市内事業所で実施しているインターシップ事業は、生徒、学校、企業から高い評価を得ており、関係機関との連携を図りながら引き続き実施し、雇用の創出に努めてまいります。

商業の振興につきましては、親しみのある施設として市民から愛される中心市街地活性化拠点施設フローラ・SAGAは、多方面において活用され、大いににぎわいを見せております。フローラテナント会と周辺商店街が主となり、市内外の広範な出店者が集う「痛快!!ど真ん中市」を定期的、継続的に実施しており、昨年度も各種団体のイベントやフリーマーケットの開催、音楽団体の演奏などを有機的に結びつけて開催し、多くの来場者から好評を博しているところであります。本年度も中心商店街連合会、地元商店街、JR、市内の各種団体などと連携し、「痛快!!ど真ん中市」の定着化を初め地域に根差したイベントや展示会などの積極的な開催や来訪者などの受け入れ体制の充実を図りながら、中心市街地の一層のにぎわいと活性化の促進に波及させてまいりたいと考えております。

また、駅前中心市街地整備事業にあわせ、駅前に3カ所の駐車場を整備して拠点駐車場のネットワークづくりを推進し、車利用者の利便性の向上を図ってまいりました。本年度は関係機関とより一層の連携を図りながら、観光も含めた、よりにぎわいのある駅前中心市街地の創造に努めてまいります。

工業の振興につきましては、ここ数年、出荷額などが下降傾向にありましたが、一部に明るい状況も見えてきているようであります。産業の活性化は地域経済の伸展、活力あるまちづくり、若者の定住促進などを図っていく上で大変重要であり、引き続き県内外から積極的に優良企業の誘致を進め、雇用の場の確保を図りながら、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備に努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、「日本一さくらんぼの里」や「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」、「神輿のまち」などの情報を広く発信し、全国各地から集客できるよう取り組んでいくとともに、経済効果を高めるべく関係団体等との連携を強化してまいります。

また、近隣市町とともに広域観光のルート化や周遊性の向上に努めるとともに、本市の立地条件を生かした広域観光の拠点として四季を通して誘客を進めてまいります。さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雑のみち」、寒河江駅を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、また、寒河江駅前交流センターを活用した市街地観光への誘客を積極的に行い、観光客のニーズに対応した観光物産の振興に努めてまいります。

多くの市民の参加、協力により開催される祭りやイベントは、市民意識の高揚や連帯感の醸成が図られるとともに市の活性化にも大きな役割を担うものであり、観光客やPRを行う上でも効果的なものであります。寒河江駅前地区をフィナーレ会場にますます熱く盛り上がる「神輿の祭典」や、最上川に親しむ「最上川フェスタ05」などの地域特性を生かした特色ある祭り、イベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、道路公団、県、民間が一体となって、本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであります。昨年からは寒河江サービスエリアにおいてスマートインターチェンジの社会実験を行っており、恒常的に高速道路から直接車の出入りが可能となれば、利便性が格段に向上いたしますので、事業者の誘致等にも弾みがつくものと期待しております。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

近年の我が国の急速な少子高齢化の進行は、社会経済や社会保障制度にも極めて深刻な影響を与えることが懸念されております。進展する少子化と人口減少により、日本はこれまで経験したことのない人口減少社会に突入しようとしています。

本市においても、急速な少子高齢化の中、生涯にわたって健康であることはすべての人の願いであり、生きがいを持ち安心して暮らせる活力のある高福祉社会の形成が求められております。このため、ハートフルセンターを拠点に、保健、福祉、医療の一貫したサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムによる「生き生きハートフル寒河江」のまちづくりを進め、健康長寿社会の形成を推進してまいります。

生活環境の改善や医学の進歩に伴う今日の長寿社会において、市民一人一人が健康で心豊かな生活を送るためには、生活習慣病や寝たきりなどの要介護状態にならないために、ふだんの生活習慣を改善しながら、健康的な生活を確立していくことが重要であります。これまでの福祉の給付事業を給付から予防へと方向転換する必要があると考えております。

「健康さがえ21」に基づき、市民の健康づくり活動に対する支援を強化してまいります。そのため、転倒骨折予防教室や認知症介護教室、運動指導事業などをさらに充実するとともに、歯の健康、休養・こころの健康、アルコールの3項目を重点に啓発活動を強化してまいります。また、1日人間ドッグを初めとした健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策などに取り組んでまいります。

次の世代を担う乳幼児の健全育成や育児支援を推進するため、乳幼児健康診査や育児に関する健康教室、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援強化のほか、乳幼児予防接種の完全無料化を実施してまいります。

市立病院は、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の高度化が求められ、診療スタッフの充実や最新医療機器の導入など、その拡充に努めてまいりました。引き続き医療機器の更新などを行いながら、診療水準の向上を図り、地域に根差した病院づくりに努めてまいります。

障害者福祉につきましては、利用者本位のサービスを提供していくという支援費制度が3年目を迎え、サービスの種類や提供事業所、利用者などが順調に増加しており、今後とも支援費制度のもとでのサービス充実を図ってまいります。また、これまで実施してきた障害者の自立や在宅生活の支援、社会参加を促進する事業なども引き続き実施し、地域での自立した生活が確保できるよう支援してまいります。

現在、国においては、障害保健福祉施策の新たな改革として、身体障害、知的障害、精神障害という障

害の種類にかかわらず、共通する福祉サービスを一元化するなど、障害者福祉サービス全体の見直しが行われております。こうした国の動向を踏まえながら、本年度において新たな障害者福祉計画を策定し、障害者福祉の推進に努めてまいります。

本市においても、景気の低迷などによる厳しい雇用情勢や親子関係、友人関係の変化などにより保育所に対して低年齢児童の入所が求められ、そのニーズに対応した子育て支援が必要となっております。昨年度はたかまつ保育所の増築、改修により定員30名の増員と市立保育所では初めてのゼロ歳児保育を実施したほか、すべての市立保育所の12時間保育、児童手当の引き上げなど地域全体の安心して産み育てる環境の整備を行ってまいりました。本年度も各保育所の施設整備に努め、積極的に児童の受け入れを行うとともに、引き続き保育所の地域開放や地域交流事業、障害児保育の実施などを行い、地域差のない保育サービスに努めながら、子育てにかかわる人々が安心できる保育環境整備に努めてまいります。

また、子育て支援体制の強化やNPO法人による子供一時預かり事業、認可外保育施設が実施する乳幼児の延長保育事業などを支援するとともに、すべての市立保育所での一時保育など多様なニーズに対応する保育基盤の強化充実を図ってまいります。

児童福祉法の一部改正により、児童虐待に関する児童相談について市町村の役割が明確にされましたので、妊産婦や乳幼児の訪問指導をさらに充実し、より一層の児童虐待予防に努めてまいります。

介護保険制度は、スタートから5年が経過し、現在、施行5年後の見直し規定に基づき、国において制度全般に対して検討が加えられ、見直し措置が講じられようとしております。本年度は、この制度改定を受けまして平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画を策定してまいります。今後とも要介護者などが介護サービスを有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険の健全な運営に努めてまいります。また、在宅介護支援センターなどと密接に連携を図りながら、介護予防、地域支え合い事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

廃棄物処理対策につきましては、本年度は一般廃棄物処理基本計画の中間年次に当たりますので、その改訂を行ってまいります。清潔でより美しいまちづくりのため、適正かつ効率的な収集運搬を行うとともに、ごみの減量化と再資源化の一層の推進を図るため、生ごみ処理機の購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、循環社会の構築に向け取り組んでまいります。

また、園芸農業の拡大に伴い増加する農業用使用済みプラスチックの処理対策につきましては、農業用施設使用済みプラスチックリサイクル推進事業を継続して実施し、リサイクルの推進と農家の環境保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

清流保全のための生活排水対策といたしまして、計画的かつ効率的に下水道整備を進めており、浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理など公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、騒音、悪臭などの近隣公害の問題につきましても適切に対応してまいります。

消防防災対策につきましては、消火栓や耐震性防火水槽の整備及び小型動力ポンプの更新など計画的に施設整備を進め、消防力の充実強化を図るとともに市地域防災訓練の実施や自主防災組織の育成を図り、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策といたしましては、市民の尊い命を交通事故から守るため、生涯を通じた交通安全教育を充実し、関係機関、団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故防止活動を推進してまいります。特に子供やお年寄りについては、学校や地域で交通安全教室を開催するなど、きめ細かな事故防止

対策を実施してまいります。

防犯対策につきましては、本年度に新たに市防犯協会を組織し、市民が安全に、そして安心して暮らせるよう市内全域において防犯活動を展開してまいります。

水道は、直接市民の健康や経済活動を支えているものであり、災害時における重要性などはもとより、市民生活に欠かすことのできないライフラインとして位置づけられております。常に安全で安定した水道水の供給が求められ、これにこたえるため、将来にわたる水源確保や災害に強い水道施設整備を目指した第4次拡張事業を進めております。本年度は、これまで以上に安心して水道を利用していただけるよう、水質検査の情報を提供するとともに、引き続き長岡山配水池の工事や老朽管の更新などを実施し、安全で良質な水道水の安定供給の確保と信頼性の向上に努めてまいります。

下水道整備につきましては、本年度は柴橋地区への汚水幹線管渠の整備や宝、西根下河原地区などの面的整備を行ってまいります。処理場については、施設の円滑な機能維持を図っていくため、本年度から中央監視制御設備更新工事などを計画的に進めてまいります。

また、平成9年度から特定環境保全公共下水道事業により整備を進めてまいりました三泉地区につきましては、本年度をもってほぼ地区内全域の整備を完了することとなっております。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市の教育目標である、「1つ、豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の育成、2つ、個性を尊重し、社会の形成に主体的に参画する人間の育成、3つ、郷土の自然や文化を愛し、国際社会を生きる教養ある人間の育成」の達成に向け、家庭や地域、各関係機関と連携し、市民の生涯にわたる学習を積極的に支援してまいります。また、新しい寒河江を担う人づくりに向け、教育振興計画の策定を進めてまいります。

学校教育につきましては、かかわりの中で豊かな心と健やかな体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成を学校教育の目標として掲げ、人や自然、文化などのかかわりの中で伸びていく児童生徒の育成を目指しております。そのため、心の教育や道徳教育、国際理解教育、情報教育など特色ある学校づくりの推進に重点的に取り組んでまいります。

さらに、学習指導要領のもと、教育活動全体の中で豊かで確かな学びを育むことを目指し、地域や家庭と連携した開かれた学校づくりを積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所などでの研究・研修活動を推進してまいります。

また、特認校制度の実施や通学区域制度の弾力的運用の実施について、趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

社会教育につきましては、明るく住みよい魅力あるまちづくりを推進するため、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材育成が肝要であり、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座事業などを実施するとともに、各年代に対応した生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れることは、生活に潤いを与え、新たな文化を生み出す力になります。慈恩寺を舞台にした野外演奏会や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室など、優れた芸術、文化を鑑賞できる機会の拡大に努めてまいります。また、総合文化祭を初めとして芸術文化団体における活動発表の場を支援するとともに、市内の音楽団体が一堂に会する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

文化財の宝庫である本山慈恩寺が象徴するように、本市は貴重な文化財や歴史資料を豊富に有しております。このような貴重な文化財を保存伝承するため、県指定有形文化財である平塩熊野神社木造伝十王坐像の

修理事業の支援など、積極的に指定文化財の保護に努めるとともに、引き続き指定外文化財についても、調査研究を進めてまいります。また、市内遺跡の調査を実施し、埋蔵文化財の記録、保存に努めてまいります。

市立図書館につきましては、昨年度から図書資料の貸出枠の拡大を行った結果、貸出冊数が順調に伸びており、生涯学習の拠点施設としての機能を十分発揮しているところであります。本年度は、インターネットから本市図書館が所蔵する蔵書の検索をいつでもできるようにするため、本市のホームページにおいて検索できるシステムを構築し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、市民のニーズに合った図書資料の購入を計画的に進めるとともに、図書館こどもまつりや図書に親しんでいただくためのブックテーマコーナーなどの充実を図りながら、より一層親しまれ、気軽に利用できる図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

生涯にわたり心身ともに健やかに過ごせることは、市民だれもの願いであり、余暇時間の増大や高齢化の進展など多様な価値観や生活習慣に合わせ、いつでもどこでもスポーツに親しめる環境づくりが求められています。このため、地域の子供から高齢者まで、年齢や体力、技術に合わせ、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域スポーツクラブの育成を支援してまいります。さらに、スポーツ団体の育成や指導者の養成、スポーツ教室、講習会などの開催を通して、生き生きと活気あふれる地域づくりに努めてまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市においては、各団体や個人による市民主導の国際交流も活発に行われております。姉妹都市交流につきましては、昨年、安東市テニス協会からの招待を受け本市テニス協会が訪問し、交流親睦試合を行ってきており、着実に推進されております。

国際化に対応した人材育成としては、外国語指導助手の配置を継続し、より多くの子供たちが外国人と触れ合い、語学教育や国際理解を深める機会を提供してまいります。

また、近年本市においても国際結婚や研修などにより在住外国人の数はますます増加しており、安心して快適な生活ができるよう、引き続き暮らしのガイドブックの発行や外国人同士の親睦交流が深められる機会を提供してまいります。さらに、村山広域で実施される在住外国人の子供を対象とした日本語教室への支援を行ってまいります。

昨年も福祉事業や「花咲かフェア」などの各種イベントに多くのボランティアの方々から御協力をいただき、感謝しておるところであります。おかげさまをもちまして県内外から「花咲かフェア」や「神輿の祭典」へ訪れる方々に寒河江らしいぬくもりと感動を与えることができているものと思っております。ボランティアの輪は年々拡大しており、各方面において活発な活動が行われ、今後ともだれでも、いつでも参加、活動でき得る環境づくりに努めてまいります。本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、情報誌の発行や養成講座などを実施し、ボランティアの育成と意識の高揚に努めてまいります。

情報化の推進につきましては、住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証サービスの実施、さらには総合行政ネットワークへの接続などを進めてまいりました。本年度は、財務処理の負担分散、正確性の向上、また、効率化を図るために財務会計システムの導入を図るとともに、効率的な運用を行うために、本庁と地区公民館、小中学校など本市の公共施設を通信回線で接続し、ネットワークの整備もあわせて行なってまいります。さらに一般行政職員を中心に1人1台体制を目指してパソコンの導入を進め、内部事務処理の効率化

と迅速化を図るとともに、職員一人一人が情報発信できる仕組みと体制の検討を進めてまいります。

また、田代幸生地区に移動通信用鉄塔施設を整備し、携帯電話の利用可能な地域の拡大に努めてまいります。

本年度は5年に一度の国勢調査が行われます。国勢調査は種々の行政課題に取り組む上での基礎データを得る重要な調査でありますので、個人情報の保護に十分留意しつつ、万全の体制で臨んでまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組んでいる各種施策等について広く市民に周知するため、「市報さがえ」を中心に、より一層の充実に努めてまいります。また、近年の情報通信技術の普及は目ざましく、インターネットなどによる情報提供が一層重要になっております。市のホームページをさらに見やすく充実するとともに、各種ダウンロードサービスの拡大に努めてまいります。

さらに、新聞社と提携し、週1回本市の情報を登録者の手元に届ける電子メールによる無料情報提供サービス「ふるさとだより」については、県内はもとより首都圏を中心に登録者が全国に広がりを見せ、380人を超え好評を得ております。今後とも「ふるさとだより」を通して本市の情報を積極的に発信してまいります。

初めに申しあげましたように、厳しい行財政が続く中において、自己決定、自己責任のもと、より効率的な行財政運営を行うことが求められております。本年度においてすべての事務事業の見直し、真に必要な施策、事業の選択を行い、行政と市民の役割分担や民間活力の活用、住民との協働を重視した行財政が一体となった新しい行財政改革大綱を策定してまいります。

以上、平成17年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申しあげたところであり、本市の将来の発展と未来への飛躍の礎を築くため全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。



佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時44分

---

再 開 午前11時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

佐藤敬一議長 日程第42、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。議案説明であります。失礼しました。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議案説明に入る前に、一言申しあげます。

ただいま説明申しあげました市政運営の方針の中で読み違いをしたところもありましたが、お配りしておりますところの要旨のとおりでありますので御了承願いたいと思います。失礼いたしました。

初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

本年1月11日午前5時ごろ、市内小和田地内において市有小型ロータリー除雪車が駐車中の普通自動車に接触し損害を与えた交通事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申しあげるものであります。

次に、承認第1号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申しあげます。

大雪による除雪経費の追加のため、平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について、議会を招集するいとまがなく急を要したので専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第2号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、西村山広域行政事務組合分担金や駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金を減額するほか、市道中央12号線用地購入費及び高利率市債の繰り上げ償還金等を追加するものであります。

その結果、8,872万8,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ145億8,722万5,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

第2款総務費については、勸奨退職者特別負担金2,606万2,000円を追加するほか、電子計算機システム賃借料2,146万7,000円を減額するのが主なものであります。

第3款民生費については、重度心身障害（児）者医療給付費300万円を追加するほか、寝たきり老人等紙おむつ支給費950万円、生活保護費1,500万円、他市町保育委託料490万円を減額するのが主なものであります。

第4款衛生費については、健康診査委託料600万円、寒河江地区クリーンセンター分担金1,452万7,000円を減額するのが主なものです。

第6款農林水産業費については、園芸農業拡大推進事業費補助金1,307万1,000円、水田農業経営確立対策事業費補助金394万6,000円を減額するものです。

第8款土木費については、市道中央12号線用地購入費8,166万5,000円を追加するほか、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金1億3,321万9,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1,370万円を減額するのが主なものです。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金266万円を減額するものです。

第10款教育費については、図書購入基金積立金100万円を計上するものです。

第12款公債費については、高利率市債の繰り上げ償還金8,930万円を追加するほか、市債利子などを減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、分担金及び負担金1,400万8,000円、県支出金1,568万1,000円、繰入金3億8,596万円などを減額し、市税を3,000万円、地方交付税1億6,381万6,000円、市債1億3,200万円などを追加し対応することとしました。

第2表地方債補正については、減税補てん債ほか4事業債の限度額を変更するものです。

第3表繰越明許費については、まちづくり総合支援事業、街なみ環境整備事業が年度内の完成が不可能

なために、翌年度に繰り越しするものです。

次に、議第3号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事業期間の変更による清算交付金などを減額するほか、これに伴う歳入予算の調整を行うものです。

その結果、2億2,758万5,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ5億6,262万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものについては、寒河江駅前土地区画整理事業清算交付金を含む補償補てん及び賠償金1億9,520万円、それから整地工事費など2,500万円、換地計画作成業務委託料など200万円、市債利子418万5,000円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入につきましては、県道整備負担金1,516万5,000円などを追加し、一般会計繰入金1億3,321万9,000円、清算徴収金1億920万円、電線類地中化負担金など34万1,000円を減額し対応することとしました。

第2表繰越明許費につきましては、公園整備工事等の年度内完了が困難な状況となったために所要額を翌年度へ繰り越しするものです。

次に、議第4号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の補正予算を受けた無利子貸付金償還金の追加と下水道高資本費対策借換債などの減額による公債費の調整を行うものです。その結果、232万7,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,279万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、無利子貸付金償還金の追加と下水道高資本費対策借換債及び市債利子を減額し、公債費を232万7,000円減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,333万3,000円、諸収入854万円を追加し、繰入金1,370万円、市債1,050万円を減額し対応することとしました。

第2表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものです。

次に、議第5号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費の追加及び高額医療費共同事業に対応する拠出金を追加するものです。その結果、5,257万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億9,080万1,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、一般被保険者療養給付費5,000万円を追加するほか、高額医療費共同事業医療費拠出金257万2,000円を追加するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金2,419万3,000円、県支出金64万3,000円、給付基金繰入金2,773万6,000円を追加し対応することとしました。

次に、議第6号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、財政調整交付金の減額相当分を介護給付費準備基金繰入金で対応するとともに、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を減額するものです。その結果、163万4,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億4,505万1,000円とするものです。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰入金 163万 4,000円を減額するものです。

この歳出予算に対する歳入については、一般会計繰入金 163万 4,000円を減額し対応することといたしました。

次に、議第7号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議等の開催回数の減に伴い、介護認定審査会費を減額するものです。その結果、262万 6,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,461万 4,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、委員報酬 215万 6,000円、委託料など47万円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金 291万 9,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 163万 4,000円をそれぞれ減額し、繰越金 192万 7,000円を追加し対応することとしました。

次に、議第8号平成17年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

日本の経済は、民間、行政の構造改革の取り組みにより、長きにわたった低迷を脱し、民間主導の回復が見られるものの、依然として弱含みで推移しており、予断を許さない状況にあります。

このような中、国の平成17年度予算は、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に改革断行予算を継続し、前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化したところであります。

また、地方財政計画においても、三位一体改革の全体像に沿い、自治体運営に必要な交付税、地方税など一般財源の総額は確保されましたが、地方交付税の振替分となる臨時財政対策債の大幅な削減、投資的経費や経常経費の削減など4年連続の規模縮小と厳しいものとなっております。

平成17年度の本市一般会計予算は、地方交付税の大幅減額は避けられたものの、臨時財政対策債や減税補てん債の削減など厳しい歳入のもと、効率的で持続可能な財政運営を図っていくために、限られた財源の重点配分、経費支出の効率化に努め、また、市債、財政調整基金、減債基金の効率的な活用を図りながら、活力ある地域社会の実現に努めることを基本に編成したものであります。

本年度は、これまでも増して市民の方々にまちづくりの一翼を担っていただき、民間でできることは民間が英知を出し合い、責任を持って自主的に運営する体制の構築を図るとともに、現在策定中の第5次寒河江市振興計画や行財政改革大綱を先取りしながら、移動通信用鉄塔施設整備事業や財務会計システム導入、少子高齢社会に対応した諸施策の実施、産業振興基盤の整備、市民生活に密着する社会資本の整備、さらには、本市のシンボル事業となった「花咲かフェアINさがえ」の開催など、本市の発展に必要な事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成17年度一般会計予算は 131億 6,000万円となり、平成16年度と比較して2%の減となりました。この減の要因は、臨時財政対策債の大幅な減額に伴う歳入減とあわせて、醍醐小学校改築事業やたかまつ保育所増改築事業などが終了したのを初め、その他の建設事業がピークを過ぎたことや、徹底した事務事業の見直しの結果であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率については、平成16年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税につきましては、企業の業績改善が見込まれることから、市民税が2%の増、固定資産税は新築家屋の増が見込まれるものの、地価の下落が依然として止まらないことなどから、前年と

ほぼ同額を見込み、市税全体では 0.6%増の47億 7,131万 8,000円を計上いたしました。

第 2 款地方譲与税については、三位一体改革に伴い養護老人ホームなど保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助金などが新たに一般財源化されたことに伴い所得譲与税が大幅に増加したことから、31.1%増の 3億 2,120万円を計上いたしました。

第 3 款利子割交付金については、地方財政計画を踏まえ、66.3%減の 1,350万円を計上しております。

第 4 款配当割交付金、第 5 款株式等譲渡所得割交付金については、平成16年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第 6 款地方消費税交付金については、平成16年度の交付状況や消費動向などを勘案し、1.6%減の 4億 3,000万円を計上いたしました。

第 7 款自動車取得税交付金については、平成16年度の交付状況や地方財政計画を踏まえ、4.1%増の 7,600万円を計上いたしました。

第 8 款地方特例交付金については、平成16年度の交付状況や地方財政計画を踏まえ、14.7%増の 1億 4,800万円を計上いたしました。

第 9 款地方交付税については、地方財政計画では 0.1%の微増となっておりますが、本市では基準財政需要額の経常経費が増加することから、3.6%増の37億 8,000万円を計上したところであります。

第13款国庫支出金については、たかまつ保育所増改築事業や醍醐小学校改築事業などの投資的事業が終了したことや、三位一体改革により国民健康保険国庫負担金、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助金が一般財源化されたことに伴い、21.1%減の 6億 9,833万 6,000円を計上いたしました。

第14款県支出金につきましては、農林関係補助金が大幅減額になったことから、8.5%減の 5億 3,675万 9,000円を計上いたしました。

第17款繰入金については、2.8%減の 5億 6,898万 6,000円を計上いたしました。その主なものは、財政調整基金から 5億 1,000万円、減債基金から 5,000万円、その他の基金などから 898万 6,000円です。

第19款諸収入については、産業立地促進資金貸付金元利収入が伸びたため、23.4%増の 6億 5,608万 2,000円を計上いたしました。

第20款市債については、大規模な投資的事業が終了したことや、将来にわたる公債費負担軽減を考慮し発行額を抑制する方針で計上した結果、投資的事業充当分が 1億 6,590万円、臨時財政対策債が 4億 3,000万円、減税補てん債 3,900万円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の精査と事業費の見直しを行うとともに、昨年に引き続き退職職員の不補充や特別職給料及び一般職の管理職手当の削減率を引き上げたほか、時間外手当の大幅削減、さらに事務事業、補助金負担金についても見直すなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費については 1.1%減の30億 8,038万 6,000円を計上いたしました。

物件費については、財務会計システム導入経費などの増加要因はありましたが、徹底した事務事業の精査を行い、4.2%減の16億 1,994万 5,000円を計上いたしました。

維持補修費については、徹底した削減を行い、5.3%減の 1億 9,740万 5,000円を計上いたしました。

扶助費については、受給対象者を精査した結果、0.9%減の10億 9,437万 8,000円を計上いたしました。

補助費等については、事務事業内容の精査や見直し、補助負担金事業の終了などにより 4.4%減の16億 9,402万円を計上いたしました。

投資的事業につきましては、徹底した事業の選択と精査のもと、真に市民が必要とし、地域の発展が実

感でき、そして将来の発展基盤となる事業に取り組むことといたしました。その主な事業といたしましては、総務費では移動通信用鉄塔施設整備事業として1億6,814万8,000円を計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置補助事業に355万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に949万4,000円、園芸産地拡大強化支援事業に1,524万2,000円、さらに県営事業負担金として鹿島石持地区畑地帯総合整備事業外5事業に4,298万円を計上いたしました。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に4,800万円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、山西鶴田線街路整備事業に2,400万円、その他道路改良、側溝整備、舗装整備、交通安全施設整備事業、用悪水路整備に合わせて6,769万6,000円を計上いたしました。また、本市の協働のまちづくりのシンボル事業となっているフラワーロード整備事業、グラウンドワーク推進事業に合わせて1,140万円を計上いたしました。

教育費では、小中学校の施設整備事業に1,405万2,000円、公民館整備補助事業に820万円、市民プール管理棟整備事業に421万6,000円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は6億2,760万8,000円で38.2%の減となったものであります。

繰出金の主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に4億5,664万7,000円、公共下水道事業特別会計に8億8,061万4,000円、国民健康保険特別会計に2億3,849万7,000円、老人保健特別会計に2億6,967万3,000円、介護保険特別会計に3億8,117万3,000円を計上いたしました。

第2表は、農業総合振興資金利子補給事業を初め3件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など6億3,490万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借入の最高額を17億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第9号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の象徴として、また寒河江市の顔として、品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成17年度につきましては、すべての工事を完成し、区画整理登記や清算金徴収交付などの事務事業を行い、事業竣工を図るべく予算編成を行ったところであります。その結果、歳入歳出の予算総額はそれぞれ5億6,584万9,000円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、市街地整備費については清算交付金に1億8,920万円、水路調整設備設置工事費などに190万円、実施計画精算報告書作成業務委託料などに100万円のほか、事務費など242万4,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に3億7,082万5,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、寒河江駅前土地区画整理事業清算徴収金1億920万円、一般会計繰入金等4億5,664万9,000円を計上いたしました。（発言する者あり）

また、一時借入金の限度額については、6億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るために計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。その結果、歳入歳出予算総額はそれぞれ27億2,894万7,000円



とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億2,133万5,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として4億2,720万円、単独事業は2億2,700万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には、補助事業として2億5,860万円、単独事業は1億1,990万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに2億31万6,000円、浄化センター建設費には補助事業として1億7,870万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還金及び利子などに11億6,912万7,000円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に8,000万円、使用料及び手数料に4億4,739万6,000円、国庫支出金に4億4,860万円、一般会計繰入金に8億8,061万4,000円、また、市債については公共下水道事業債等に8億4,930万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び水処理、汚泥処理中央監視制御設備更新工事業務委託の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については8億円と定めるものであります。

次に、議第11号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ960万4,000円であり、前年度予算に対して13万8,000円の減となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理などに要する一般管理費321万8,000円、公債費635万6,000円などを計上いたしました。

歳入予算は、水道使用料481万6,000円、一般会計繰入金478万6,000円が主なものであります。

次に、議第12号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を策定し、平成20年度の実現を目指しています。また、平成17年度からは、三位一体改革にあわせ、市町村国保に対する都道府県の役割、権限の強化を図るため、新たな都道府県負担を導入することとなりました。

本市における被保険者は、ひところの社会保険離脱等による伸びも落ち着いてきたものの、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や医療給付費などの増加により、その補てん財源として活用してきた給付基金の保有額が少なくなっており、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う必要額を確保するため、税率改正を見込み予算計上いたしております。今後とも国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保険事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成17年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億3,424万7,000円で、前年度当初予算と比較して4,560万3,000円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費24億 8,984万 5,000円、老人保健拠出金5億 3,236万円、介護納付金2億 2,012万円、高額医療費共同事業拠出金 6,889万 5,000円であります。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税のうち医療給付費分が11億 9,483万 6,000円、介護納付金分が1億 234万 7,000円、国庫支出金10億 1,537万 1,000円、療養給付費交付金6億 6,719万円、県支出金1億 2,773万 9,000円、繰入金は、一般会計繰入金2億 3,849万 7,000円を見込んでおります。

次に、議第13号平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成17年度老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億 647万 4,000円で、前年度当初予算と比較して1億 7,527万 5,000円、4.5%の減少となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が36億 9,470万円で99.7%を占めており、総務費については1,127万 1,000円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、支払基金交付金21億2,979万 1,000円、国庫支出金10億 4,439万 9,000円、県支出金2億 6,082万 5,000円、一般会計繰入金2億 6,967万 3,000円を計上いたしました。

次に、議第14号平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、制度施行後5年が経過し、市民の中に着実に普及、定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成17年度の介護保険特別会計は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億 4,576万円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に7,727万 8,000円、要介護認定費に1,900万円、介護サービス等諸費に21億 7,562万円、支援サービス等諸費に5,404万円等を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に3億 5,020万 2,000円、国庫負担金に4億 4,857万 4,000円、国庫補助金に1億 3,457万 3,000円、支払基金交付金に7億 1,771万 8,000円、県負担金に2億 8,035万 9,000円、一般会計繰入金に3億 8,117万 3,000円、基金繰入金に3,309万 8,000円などを計上いたしました。

次に、議第15号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関として、本市及び西村山地域4町共同で設置したものであり、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図る上で極めて重要な役割を担うものであります。

平成17年度は、延べ140回の審査判定会議を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,084万 6,000円とするものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に1,331万 4,000円、介護保険専門員報酬に343万 2,000円などを計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成市町の介護認定審査会共同設置負担金に1,327万 3,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金に757万 1,000円などを計上いたしました。

次に、議第16号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成17年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ75万円とするものであり、前年度当初予算と比較して5万5,000円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも山林の下刈り作業など管理運営のための経費を計上したものであります。

歳入予算は、各財産区について申し上げますと、高松財産区が34万8,000円で、土地貸付収入5万2,000円、繰越金18万8,000円、生活環境保全林事業負担金10万円が主な内容であります。また、醍醐財産区は16万1,000円、三泉財産区は24万1,000円の歳入予算であり、主なものは財政調整基金繰入金、繰越金、寄附金であります。

次に、議第17号平成17年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

市立病院は、地域医療の中核病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また、良質かつ高度な医療を継続して提供するため、最新式医療機器を導入するとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室を一層充実させ、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。今後につきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を図り、医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成17年度の市立病院事業会計予算は、医療機器の更新を効率的に行い、高度化する医療ニーズに的確にこたえてまいります。また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は、病床数160床で、年間患者数を入院患者4万6,720人、外来患者8万6,730人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額が27億7,916万9,000円で、このうち医業収益は25億4,792万2,000円、医業外収益は2億3,124万6,000円、特別利益1,000円を計上いたしました。

支出総額は27億7,916万9,000円で、このうち医業費用は27億2,226万8,000円、医業外費用は5,530万1,000円、特別損失60万円、予備費100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が2,700万1,000円で、このうち企業債は2,700万円、固定資産売却代金1,000円であります。

支出総額は1億6,020万円で、このうち建設改良費は3,000万円、企業債償還金1億3,020万円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,319万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法などについて定め、第6条は一時借入金の限度額を5億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項目の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億2,000万円と定めるものであり、第10条は、棚卸資産の購入限度額を9億4,100万円と定めるものであります。

次に、議第18号平成17年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

平成17年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

このためにも、将来にわたる水源を確保しつつ、配水池の築造や配水管網の整備拡充など第4次拡張事業の推進を図ってまいります。また、下水道工事など他事業との関連工事に対しても、配水管布設替工事等について積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,230戸、年間総配水量686万9,000立方メートル、1日平均配水量1万8,819立方メートルと定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億5,767万5,000円、支出総額11億2,917万1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額3億3,181万5,000円、支出総額10億6,646万7,000円とするものであり、支出の主なものとしては配水池築造工事、送水管布設替工事、配水管布設及び布設替工事などの建設改良費9億2,060万2,000円、企業債償還金1億4,486万5,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し7億3,465万2,000円の不足となりますが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

第5条は、配水池築造工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器などの棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革をより一層推進するため、組織機構を見直し、新たに課を設置しようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

社会情勢の変化に伴い、豪雪による住居倒壊予防休暇を廃止し、男性職員の育児参加のための休暇を新設するなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例及び寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革の推進を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、消滅幅を拡大して引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき長期継続契約とすることができる契約を定めるため、本条

例の制定をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について及び議第25号寒河江市国際交流基金条例の廃止について御説明申し上げます。

これらの条例については、基金設置の所期の目的が達成されたため廃止しようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

東部地区公民館美原町分館を新設し、東部地区公民館中河原分館及び上河原分館が移転したことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市市民浴場を利用する者の利便を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、農業委員の選挙委員の定数を各選挙区とも1名ずつ削減し、委員定数を20名としようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について御説明申し上げます。

農業委員会の選任による委員の推薦主体を明確化するため、本条例の制定をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律及び寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正に伴い、農地部会を廃止しようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

農業委員会の業務運営の効率化を図るため、農業振興部会を廃止しようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

優良な住宅地形成のために実施した寒河江みずき団地地区整備計画の都市計画決定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

幸生辺地の公共的施設整備については、平成12年度より第6期幸生辺地総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、平成16年度が最終年度となります。しかし、引き続き移動通信用鉄塔施設の設置や通学施設としてスクールバスを更新する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成17年度を初年度とする第7期幸生辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、平成13年度より第6期田代辺地総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、移動通信用鉄塔施設の設置をする必要があるため、第6期田代辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

以上、33議案を御提案申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

す。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時07分

---

再 開 午後1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



質 疑

佐竹敬一議長 日程第43、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 施政方針と関連をするわけではありますが、なお前段の実施計画とも関連をしますけれども、平成9年度から行われました特定環境保全公共下水道事業が三泉地域について今年度で完成をするというふうになっております。

先般、実施計画の中でも質疑が交わされたわけではありますが、いまだ未整備になっている地域の人々は大変首を長くして、一日も早く下水道整備がなされるように期待をして待っているというふうに思います。この三泉が終わった後、特にこの特環に関してどのようなお考えを持っているのか、市長に御見解を伺いたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 この前の実施計画の説明でも申し上げまして、あるいはまた、実施計画の計画の中にも入れておきましたように、17年度までは入れておるわけでございまして、18、19年度には白紙にしておるわけでございます。御案内のとおりかと思えます。

それで、あの際にも申し上げましたとおり、特定環境のこれからどう進めていくか、あるいは普及率が異なると、あるいは使用者となりますところの方々の負担金の問題といろいろありますので、それから、どこの地域というようなこともあるわけでございます。

三泉の方から西に進めるか、あるいは高松地区の方に、いや柴橋の方に入るか、あるいは最上川の南側に入るかというようなことがいろいろ問題がございますので、現在は白紙にしておるわけでございまして、まずは十分な検討を重ねた上でその考え方を出してまいりたいと思っておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 十分な検討をしてというふうなことでありますが、前にも申しあげましたが、全市の寒河江市全体のやはり均衡ある発展というふうなものを考えながら実施をしていただきたいというふうに思っているわけでありまして、これまで市長がこうした質問に対して答弁されたことをきちっと踏まえて、検討する際にはそれを生かしてほしいというふうに考えておるわけでありまして、特に前段で色染めが変わっておった地域、三泉から次に移る地域、前には14年度以降というふうになっておった地域であります、醍醐地区あるいは柴橋地区のいわゆる川、最上川から南の区域ですね。その部分は色分けが違う区域になっておったわけでありまして。

当時の答弁をひもといってもらおうとおわかりになります、そうした地域について、同じ色分けになっている地域について同時に進めてまいりたいというふうな市長の答弁があるわけでありまして、そうしたところも踏まえて、ひとつできるだけ早い機会に実施がされますよう、そういうふうに市民が、未整備地区の市民は望んでいるわけでありまして、検討を加えるようお願いをしたいというふうに考えておりますし、そうしたところの御見解があれば承りたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 当時、何年前になりますか、ああいう計画を立てたわけでございますけれども、そして、特定環境あるいは公共下水道でその受益に供されないような地域に対しましては、合併浄化槽というような補助金を出しながら、快適な環境生活を送られるようにというような配慮をしたところでございますので、いろいろなことを考えながら、どのような、そしてまた財政等々の問題もいろいろあるわけでございますので、非常に将来に負担ということも考えられるわけでございますので、それらを考えながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 いずれにしましても、そうした地域住民の期待を裏切ることのないように、あわせて市全体の均衡ある発展というふうな意味から、着工を前提に、着工というか、即時整備を前提に検討を、お願いをしておきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 今年度17年度の予算に対してでありますけれども、寒河江市でも競争入札というか、いろいろ行われておりますけれども、よその市を申しあげて申しわけないんですけれども、山形市でも本年度から警備、庁舎内の掃除など委託の、ずっと寒河江市でも同じでありますけれども、やっておりますけれども、見直すとして条例改正も行われておりますけれども、今現在寒河江市でいろいろ委託している業者、最高で長いのは何年だったのかどうか。

あと、もう一つ、市内の一般ごみの家庭ごみも収集されております。これは2社で行われておりますけれども、契約事項ですね。時間が何時から何時まで契約なされているのかどうかであります。ずっとこの2社の業者は寒河江市で始めてからやっているはずだと思います。その方も見直しているのかどうかであります。

あと、もう一つ、寒河江市でも西村山クリーンセンターで焼却灰で平板というのをつくっておりますけれども、どのくらい寒河江市で公共事業に使われているのかどうかであります。埋立の処分地はかなり長持ちするようになっておりますけれども、一生懸命平板というブロックが、歩道の方に敷くやつが市販されております。公共事業にどのくらい寒河江市で使われているのかどうかであります。ましてリサイクル法も行われております。その辺の兼ね合いもお聞きしたいと思います。

また、緑化フェア、あそこに約3,000万円近くお金をかけております。事業に対してもいろいろありますけれども、あそこに出店する店は大体決まっているような感じもいたします。それに対して第三セクターさがえも入っているような感じもいたします。そして、そこに県からの委託事業もチェリーランドさがえが委託していると聞いておりますけれども、やはりその辺の兼ね合いと、あと、出店する店、そこに対して、県の土地でありますし、使用料はどこに払われるのかどうかもお聞きいたします。

また、当然そこに行きますとごみも当然出ます。よく言葉で私なりに新聞で見ましたんですけれども、やはり花も見ればきれいです。「撮っていいのは写真だけ、残していいのは足跡だけ。自分の連れ合いとごみは持ち帰ってください」と言われることもあるわけであります。その辺の兼ね合いで、ことしも3,000万円近くの予算をつけてやっているんですが、そういうごみの問題のことも考えながらいかなければならないんじゃないかなと私は思うんです。その辺もお聞きしたいわけであります。

あと、もう一つ、条例改正も載っておりますけれども、職員の倒壊予防休暇もなくなると聞いておりますけれども、それはどうして、山形県があったからなくなるのかどうかであります。私もこれに対して、昭和55年……

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤議員、予算関係についてだけまず質問してください。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 だから、この辺に対してどのようにお考えなのかまずお聞きしたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

清掃等の委託について、長いので何年かということでもありますけれども、本市においては、市有施設の清掃あるいは警備業務につきましては、原則入札ということでやってきておりまして、競争原理を導入ということで入札をやってきておるわけでございますけれども、それぞれその入札の結果において、引き続き同一業者がまた落札するとかということはまああることございまして、同じ業者が長く続くということも出てくるものもございます。そういったことございまして、最高で何年かと言われますと、ちょっと調べていなかったもので、今この時点ではお答えすることはできないものでありますので、御了承願いたいと思います。

そのほかのごみ等について、あるいは花咲かフェア等については担当課の方からお答え申し上げます。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 ごみの収集についての御質問だったと思いますけれども、ごみの収集につきましては、現在3業者に委託しておりまして、随意契約で委託をしております。

その収集業務のしていただく時間でございますけれども、午前7時から午後4時までの間に終了するようというようなことでの契約を結んでおります。

それから、クリーンセンターの方のスラグのことだと思いますけれども、スラグにつきましては、平成10年度からスラグを灰溶融でつくっております、これを寒河江コンクリートと一緒に研究してまいりまして、全量を寒河江コンクリートにスラグ平板の材料となるようなことで提供しているところでございます。

どのように使われているのかということでございましたけれども、平成15年度を見ますと、30センチ角で6センチの厚みだったと思いますけれども、それが6万9,105枚というふうになってございまして、その納入先は、山形ニュータウン、それから本市では醍醐小学校、それから寒河江市の駅前の公園、そのほか県外についてもいろいろございまして、20幾つかのところに納入をしている状況でございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

平成17年3月第1回定例会

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 花咲かフェアの関係についてお答え申し上げたいと思います。

昨年開催しました、平成16年開催しました「花咲かフェアINさがえ」におきましての営業参加店数につきましては、合計で8社ございました。内訳ですが、お食事関係が3社、あと、お土産関係が4社で花関係が2社、あと、アイスクリーム関係が1社というふうな内容でございます。

あと、使用料ということでしたけれども、営業参加料としまして実行委員会の方に納入していただいております。これにつきましては、ごみの関係もありましたけれども、ごみの処理なども含めての営業参加料というふうなことで実行委員会の方に納めていただいたというふうな状況でございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 市の清掃や警備でも、ごみでも同じになりますけれども、単純なことを申しますけれども、日本公社で赤い車でやっている業者が独占してやっていたところに、今度はいろんな業者どうぞと言ったら単価がかなり安くなったわけでありまして。寒河江市でもやはり警備や清掃の業務も委託しておるわけでありまして。新年度から条例改正してやる長期契約を結ぶわけでありましてから、当然透明性を深めるべきだと思います。

あと、市内の一般ごみの収集のこともありましたけれども、大体7時からお昼前後で終わるのであります。大体午後から民間のごみ収集しているのが現状であります。一度ここで参入したい業者をどっやったらどうかと私なりに思うわけでありまして。今までやってくれたのには感謝しますけれども、ほとんど見積り合わせの契約が、実態が多かったと私なりに思うのであります。その辺の考え、どのように思っているのかどうかであります。

やはりごみの問題は皆どこでも関心があるわけでありまして。スラグで平板をつくったりなにしたり、一生懸命どこの自治体でも埋立地を長持ちするためにいろいろやっているわけでありまして。これからも進んで市内のごみ、西村山広域自体でありますから、当然その辺でもお互いに公共事業に使うような努力をなされるべきだと私は思います。

あと、やはり花博、あそこにおきまして、協賛会というか、協議会をつくっているんだからと言われても、なかなか見えないんじゃないかなと思うのであります。先ほど言ったように、撮っていいのは花を見て写真を撮ります。思い出に残していいのは足跡だけ。そのように言われるんです。ごみと連れ合いは持ち帰りましょうと。どこでもそのような看板があるわけでありまして。一生懸命考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですけれども、いろいろ委託のこと、長くなりましたけれども、その辺の考え、どのように4月から取り組んでいくのかどうかであります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

平成17年3月第1回定例会

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 花咲かフェアの関係のごみの持ち帰りというふうな御質問だというふうにお聞きしましたけれども、営業参加者から買った、要するに例えば食事したカップとかそういったごみについては、あくまでもそこで投げていくというふうな、廃棄するというふうな今までの実情でございました。ただ、外から持ってきたごみについては極力持ち帰るようにお願いするというふうなことで団体のお客様の方にはお話ししております。

ただ、全体的な公園の関係を申しあげれば、やはりごみの関係は持ち帰っていただくというふうな方法がよろしいかなとは思いますが、それらも含めて実行委員会の方で検討していきたいというふうに思いますし、あくまでも営業参加者から出たごみはやはりそこで処分しなければならないのかなというふうに思いますので、処分料の方も営業参加料に含まれているというふうなことでありますので、さまざま実行委員会の方で検討してまいりたいというふうに思います。以上です。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 ごみ収集運搬関係についてでございますが、先ほどお答え申し上げておるわけですが、市内では3社で今収集運搬してあるわけですが、現実的に、もし入札などした場合、1社で全域全業務についてカバーするということはなかなか難しいというようなことのようにございまして、区域、業務内容等分けて、それぞれ見積り合わせを毎年実施してきて契約しているというようなこととなります。

ただ、このたび今回の議会の方にも御提案申し上げていますが、長期継続契約が今度できるようになります。議会で条例が通ればの話ですが、そうなれば、今まで参入していなかった人でも、物によっては入札に参加できるというような業種等も、あるいは業者の方も出てくるかと思えます。そういったことを調べましてといいますか、全体的に考慮しまして、もし新たに参入される方がありましたら、そういった方も含めて入札等も考えられるということも言えるかと思えますので、その辺についてはこれから検討しながら、より透明性の高い契約となるように努めてまいりたいというふうに思っております。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。18号ですか、19。川越孝男議員。

川越孝男議員 何点かお尋ねしたいと思いますけれども、その一つは、この名称からすればわかるんですけども、この課に一体どういう係をつくるのか、そして、どういう任務があるのかということが1点です。

二つ目、職員の数は何名配置されるのかというのが2点目。

あと、三つ目は、期間、どのようにこの課の存続というか、立ち上げの段階からずっと永久に続く課なのかというこの点で三つ。

それから、もう一つ、提案理由の中にも、組織機構を見直しをして今回新規に課をつくると、行財政改革推進課をつくるというふうに言われていますけれども、今行財政改革について全市的に市の総力を挙げて取り組もうとしています。そして、そこには議会の意見もあれば、広く市民の意見をも反映させながら、今日的課題を克服するために寒河江市の行財政改革大綱をつくり、具体的に進めていくという一つの道筋があります。

したがって、そういうふうなことからすれば、全体的な形の中でつくっていく必要があるのかどうなのかも含めてやはりされる方がいいのではないかというふうに思います。今回はそれを立ち上げるための任務だけであるならばもちろんわかるんですが、そうでなくて、したがってこの課の任務も将来的な部分もあろうというふうに思いますので、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

もしそういう、今寒河江市が行革大綱をつくって具体的に進めていく、そのための引っ張る牽引の役割だというふうなことであるならば、企画調整課の中で、行政の縦割弊害を克服しながら、今横の情報を集めながらするというようなことであれば、あえてこの課をつくらないで企画調整課の中でやっていった方がいいのではないかと。そして、全体的な構想の中でこういうものが必要だとなれば、そういうこともあり得るというふうには思いますけれども、その辺の関係について見解をお聞かせをいただきたいと思いません。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 第1点は、係をどうするかというふうなことなんですが、行財政改革推進係をつくりたいというふうに考えております。

それから、任務でありますけれども、まず一つは、せんだってお話ししましたように、行財政のスケジュールを申しあげました。そのスケジュールの中で、最終的にはことしの12月ごろまでには大綱をつくりたいというふうなことであります。さらには、その大綱に基づいて行革を推進していかなければならない。あるいはその推進に当たって評価あるいはチェック機能というふうなものの任務というふうなこともあるのではないかとというふうなことを考えております。

それから、職員の数でありますけれども、3名ほどを考えております。

それから、期間であります。期間については、先ほども申しあげましたように実効性の高い大綱を策定しようというふうなことでありますので、それに推進する立場、あるいは評価、チェック機能というふうなことをあわせれば、最低は2年は必要ではないかとというふうな考えも持っております。

それから、全体的な形の中での立ち上げということなんですが、これもせんだって申しあげましたスケジュールによって、市民の御意見もお聞きすると、それから、議会の皆様からの御提言もお願いしたいということで既に市長の方から答弁の中で申しあげているとおりであります。それらを踏まえて、まずはことしいっぱいで大綱をつくり上げようというのが当面の課題かというふうに考えております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 やはり3人で一つの課、課長がいて、係長がいてというふうになるんだというふうに思う。あと、職員が1人というふうなことで、あと、任務も行革大綱をつくと、体制をつくるためだと。そして期間的にも2年間ぐらいだというふうなことであるならば、あえて今市の組織機構の見直しをしているときに、改めて課をつくる必要があるのか。企画調整課の中で横の連携をとりながら、その中で立ち上げをしていくという、管理職、頭だけがふえて、3人しかいない一つの課というのは、今スリム化をしようと言っているときに、極めて問題の課の設置だというふうに私は思います。

そして、同時に、今市民の声を結集して意見を反映させながら行革大綱をつくろうと言っているときに、改めて課を一つつくるという、しかしこれは市民の声が反映されない。市役所内部だけ、執行部だけで提案している。この時期に3人の課をつくるなどということは、行革に逆に後ろ向きという批判も免れないのではないかというふうに私は思います。したがって、そういう意味で、もう少し検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、単なる2年間の課なんていうのは、3人でやるというのはいかかなものかと思うんです。このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 行財政改革は、寒河江市、どこの団体でもですけれども、喫緊の課題として早急に、また、大改革を断行しなくてはならないということをごさいますして、それを専任するところの課を置いて、そこで計画を策定する、それからそれを実行させていく、あるいは今度は評価をさせる、さらに行動に移すと、いろいろ段階を踏まえて、1年だけの計画策定期間というだけでなく、その後の評価期間とか、あるいは行動期間というようなことも踏まえれば、本当に独立させるということの方がより今回の行革に沿っているものと思っておるわけをごさいます。

行革というと、すぐ課を少なくするというのが行革のように受け取られますけれども、やはり行革をするには、それなりの勇気と、そしてまた意思を持って取り組まなければならないということをごさいますして、企画調整課はそのほかにも第5次振興計画を立ち上げなくてはならないという大きな仕事もごさいますし、あるいはまた教育振興計画、人づくり計画というのもどうにかしなくてはならないというような課題も預けておるわけをごさいますので、一緒の中でということになりますと、これは無理だろうなと思っておるわけをごさいます。ですから、こういう行財政改革が策定されれば、そういう中で組織の改変ということも18年度以降これは当然出てくるわけをごさいますして、そういう中でまた組織をどうするかということは当然考えておるところをごさいます。

あるいはまた、期間につきましても、最低は2年であろうと私は思いますし、2年以上、3年以上かかる場合も考えられるわけをごさいますして、最低は2年だろうということでの担当課長のお話だろうと思っておりますので、市の大重要事業として取り組まなくてはならない問題でございますから、これは小から大までいろいろ、所内の内部だけの問題ではございませんで、外部とのかかわりということも出てくるわけをごさいますから、これは大きな事業ということに考えて、課を独立させるということに踏み切ろうとしておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 行革だから、課を減らすことだけがよいと私は思っていません。そんなことを申しあげたんでなくて、つくるそれなりのつくらざるを得ない客観的な理由がいかげなものかなということでききほど申しあげたんです。3人の一つの課というのはね。

そして、なぜ企画調整課の中でそういう仕事をやれないのか。いろんな仕事、企画調整課では第5次振興計画もつくらなければならないしというふうなことはありますけれども、それは係を分けながらやっていくというふうな形の中で大丈夫だというふうに私は思います。そういうふうに思います。

そして、同時に、大綱をつくって、その後の評価もしていかなければならないというふうなお話がありました。私も評価というのは極めて必要だと。行財政改革をする上では、事務事業も的確な評価ができなければ、どの事業がいいのか、どの事業が必要ないのかということができないと思います。それは係や人を配置するとできるんでないんです。やはり評価システムを、評価できるシステムをつくり上げなければならないというふうに思っているんです。したがって、これまでも私ども会派でも視察に行ってきたりして、何回も提案しているわけでありましてけれども、そういうふうなことをしない限り、3人の課をつくったからとて、評価やなんか完全にできるというものではないというふうに思います。

したがって、この点については後ほど申しあげますけれども、ぜひ今の時代、あえて3人で課をつくるのが今の時期妥当なのかという意味では、私は疑問、疑義があります。ということをお願いいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 今度の条例改正でありますけれども、今現在、雪がことしは大変多いんでありますけれども、職員の倒壊予防休暇は4日あるんであります。11月1日から3月31日まで。県では昨年から廃止になっております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 きちんとマイク使ってください。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員　それで、寒河江市でも4月から倒壊予防というのか、当該住居の復旧作業というのがあるんです。この復旧作業というのは、台風だの、水害だの、地震だの、火災だのとあるわけでありましてけれども、一体何日を指すのかどうかであります。これは、昨年的人事院勧告によってこのように変わるのかどうかであります。そして、今現在の予算の中で、何人ぐらい休んだのか、職員がとっているのかお聞きもいたします。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 助役。

平成17年3月第1回定例会

荒木 恒助役 最初に、この特別休暇の地震、水害その他の災害の日数のことだというふうに思いますけれども、この水害その他の災害の特別休暇については15日です。そして、そのおそれがある場合は3日間ということでございます。

それから、当然今回は豪雪による職員の倒壊予防については廃止ということでございます。

それから、倒壊防止の方のこれまでの休暇の日数、実際とった日数ですね。後で調べて。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤良一議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤良一議員 この雪おろし休暇は昭和36年にできたんです。昭和38年に三八、五八で1日ふえちゃって4日になって今現在まで来たわけでありまして。昨年県議会でも問題になって、県職員は廃止になったわけでありまして。寒河江市でおくれながらも4月1日からであります。当然この寒河江市内も大雪であるから、当然市の職員らは大体とるのが金曜日か月曜日なんです。実際日曜日で雪おろししているんです。特別休暇下さいってやっているのが現状なんです。何日だって、大体みんな判こ押すからわからないの。タイムカード押すとすぐかかってくるんですけども、そういうようなことを申しあげたいんであります。

職員だけが家が壊れるわけでないです。一般民間企業でも、農家の人だって同じなんであります。やはり本来ならば、米沢市なんか15年前から廃止しているんですよ。それから見ると余りにも遅過ぎたんじゃないかなと私は思うんです。その辺も実態、廃止になるんですからなによりだと私は思うんであります。それだったらもう少しこの人件費も考えて、もっと考えて運用してもらいたいなと私なりに思って質問しているんです。その辺の市長の考え、市長も県職員でありましたからその辺の実態も、監査委員もそうでありますし、県職員の大物でありますから、その辺の考え方、どのように思われるのかただお聞きしたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 やはり条例でございまして、あるいは制度そのものでございまして、やはり時が来れば、あるいはいろいろ世の中の中での考え方も変わりますし、今申しあげました雪にしましても、ことしは降りましたけれども、非常に温暖化の中で少なくなっている状況にあるわけでございますから、その辺最近は土曜日日曜日も休みになっておりますから、そのときに職員も降雪対策すればいいんでないかということもございまして、そういういろいろなことを勘案しながら、条例制度というものは改正していくというのが、これが当然だろうと思っております、いろいろ関係もございまして、遅い早いはあるかと思いますが、そういう中でなるべく状況というものを的確に判断して、条例もそれに合ったようにしていくというのが我々の責務だと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑。22号ですか、23号ですか。23号に対する質疑。川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 先ほどもやりとりあったようでありますけれども、この条例の制定について幾つかお尋ねをしたいと思います。

一つは、どれぐらいの期間を契約期間にするのかというようなこともあるんですけども、逆に入札などの機会が少なくなるというふうなことであれば、競争原理が弱まるのではないかという心配があります。したがって、そうさせないためにどういう運用を考えているのかということが1点です。

2点目、実際この条例ができて、これで運用していく場合どうなるのかというふうなことで、現在有効期間中のものが適用になっていくということなのか、一たん契約をなしにして入札を行うということなのか、それぞれ今契約している期限が満了の時点で入札などをしながら新たなこの制度でやっていくという、こういうふうな部分が想定されるわけでありましてけれども、どういうやり方をするのか。

そして、契約になった場合、実際運用する上では何年というふうなことでやっていくのか。何年間ぐらいの期間を想定してやっていくのか。それぞれの事業といいますか、仕事によってそれらも違うのか、原則何年というふうなことを持つのか、この辺について御見解をお聞かせをいただきたいと思います。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

まず期間でございますが、この条例案の中の1号に掲げる事務機器等に係る賃貸借契約、これについては、その事務機器等の減価償却の耐用年数、償却期間、それを想定しております。一般的に申し上げますと、そういったものについてはおおむね5年というふうになっておるようでございますので、そのようになろうかと思えます。償却期間を考えているということです。

2号の4月1日から役務の提供を受ける必要があるものにつきましては、これについては原則3年というふうに考えておりますが、ただ、機械警備等のようなもの、そういったものについては、その機械警備に要する機器・機械の償却期間、その範囲を予定しております。

それから、入札の機会が減るのではないかとありますが、この長期契約をすることができることによって、先ほどもありましたが、新たに参入できるような方も出てこようかと思えます。例えば今申しあげました機械警備のようなものについては、今までですと機械が設置なっているからということで毎年随意契約してきた経緯がございます。それが償却期間、例えば5年であれば5年で償却期間が切れますので、その後についてはまた入札等において新たな業者の参入も可能になるかというふうに思っております。むしろ入札については、その期間ごとにはなりますけれども、新たな業者が参入できる機会というのはむしろふえるのではないかとこのように思っております。

それから、現在契約中のものについてでございますが、これは契約期間が満了してから改めての入札等になるかと思えます。

以上でしたでしょうか。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 この制度によって随契というものは少なくなって、完全とまではいかなくても、ほとんどが入札でやれるというふうに考えているのか、また、そういうふうになろうとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 市の方の考えとしては、できるだけ入札に付することができるものについては入札ということを考えておりますけれども、ただ、地方自治法施行令にもありますように、また、市の契約に関する規則にものっておりますが、ごく金額の少ないもの、あるいはその性質上どうしても入札に適さないような、そういったものについては随意契約ということもあり得るかと思いますが、先ほど申しあげましたように、できるだけ透明性を高めるというようなことから、入札にする業務については、そういった業務はふやしていこうというふうな考えでおります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 あと、もう1点は、今一通り考えていることはわかりました。しかし、4月1日からというふうなことも、仕事しなければと、こういうふうな関係でもあるわけでありますけれども、今の契約しているものは生きています。それぞれ任期が切れた時点でまた入札を行うわけでありますけれども、そうしたときに、この4月1日、8社との予算の関係、さきのやつとのそういう関係での問題は生じないというふうに、そこら辺の関係はどのように対応するように考えているのかも聞かせをいただきたいということでお尋ねをします。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 財政課長。

平成17年3月第1回定例会

秋場 元財政課長 4月1日と入札の絡みだったのでしょうか。ちょっと質問の趣旨がわかりかねたんですが、4月1日から役務の提供を受ける必要があるものというふうに限定したのは、年度途中で役務の提供ということであれば、その年度中に入札なり見積り合わせを行いまして契約できるわけですけども、4月1日からとなりますと、なかなか入札を前年度に行うというようなこともできないものですから、今までのやり方としまして、4月1カ月間は随意契約ということで契約を結びまして、4月中のその間に入札等を行いまして、残りの11カ月についてまた改めて契約していたというようなことがあったわけです。そういった不便を解消するためにも、最初は4月は随契なりしなくてはならないんですが、あとの11カ月、それから2年目、3年目については入札等をする必要がなくなると。そういった事務の煩雑さを避ける意味からも、こういった長期継続契約という考えが出てきたものと思っております。

そういうことでありますので、的確な答弁になったかどうかわかりませんが、御了承願いたいと思います。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第26号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第27号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 20数年の歴史を持つ市民浴場の料金を値上げするという議案なんですけれども、市民の利便を図るためにという提案理由なんですけれども、どういう利便が図られるのか、その中身をお伺いしたい。

それから、発足時点からの年度ごとの所要経費、いわゆる支出ですね。支出と、それから入浴料あるいは休憩室の使用料の年度ごとの一覧表をぜひ、きょうでなくてもいいですけども、委員会の審議の前までには提出していただきたいという、これは資料の要望なんですけれども、建設費は別にしても、その経常的な歳入歳出、それから一般会計に相当期間繰り入れがあったと思うんですけども、その年度ごとの繰入金額を全部初年度から作成していただきたい。それは要望です。

最初の質問をお答えいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 市民浴場の利用者に対する利便の具体的内容ということでございますけれども、現在考えておりますのは、これまで市民浴場利用者の方からいろいろと要望等がありまして、それに対応しなければいけないのではないかということで利便性を図るというふうにしたものでございますが、サービスアップについては、一番多いのがボディソープとシャンプーとかそういうものを設置してくださいというふうなものがございました。それで、そういうふうなものを設置したいというふうに思っております。それから、ロビーにテレビを設置してくださいと。それからドライヤーの備えつけ、それからいろいろと高齢者の方が入浴される場合が多いようございまして、そのために手すりを設置してくださいと。それから、トイレが今洋式でないところがございまして、それが非常に不便であるということで洋式化してくださいというふうなことがあります。そのほかにもいろいろとあるわけなんですけれども、おおむねそのようなことにしております。

それから、休憩室の利用料につきまして、これを安くして、休憩室の方でゆったりと過ごしていただきたいというふうなことでございます。

それから、これまで回数券を購入された方につきましては、10回分の料金で11回の券を発行してきましたけれども、これを10回分の料金で13回分を購入いただけるようにするというふうなことを考えているところでございます。

それから、先ほどの支出の一覧表でございますけれども、これにつきましては後ほどということにお願いいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

## 平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 利便の向上がシャンプーの提供。これはさまざまな考え方があると思うんですけども、一番近隣の温泉で安いのが河北ですか、寒河江の次に安いのは、200円。それから、天童のゆびあが250円。それから、ゆららが300円。それぞれ寒河江よりも高い入浴料をいただいているわけですけども、行ってみられるとわかると思うんですけども、100円の寒河江のいわゆる公衆浴場とは全然スタイルも中身も違っていて、寒河江の市民浴場がそれに肩を並べる料金になるわけです。シャンプーを備えつけるということで、それだけの料金が取れるのかという問題があります。いわゆる比較の問題です。周辺の寒河江よりも比較的高い料金でやっているところは、サウナあり、打たせ湯あり、あるいは水ぶろあり、さまざまなサービスが備わっているんですね。

それから、ゆららなどは13枚券を既に相当前から発行しているし、それから、スタンプ1個押すと1回ただとか、そういうサービスもあるし、あるいは5枚ためると何か記念品がもらえとか、そういうのも相当早くからやっています。あるいは高齢者に対する割引、大江町などでは無料のサービス券を発行したりしているわけですし、そういう意味では寒河江の場合は相当おくれをとっているわけです。

それを、今聞くと、テレビなどはごく当たり前のことだと思うんですけども、公平にあまねく恩恵を受けられるのはシャンプーぐらいかなというふうな気がしますけれども、それだってほとんどの公衆浴場ではやっているわけでありまして。それで倍の値段、これから取れるのかという問題があります。

しかも、多分その資料、お願いしたデータが出てくるとわかると思いますが、いわば寒河江の企業会計がずっとあったわけですけども、その中では優等生の施設だったわけです。毎年毎年繰り入れを一般会計にして貢献してきた施設であります。その時点でも私は言ったことがあるんですけども、それを利用者に還元すべきだということを、何度も何度も言ってきた経緯がございます。

それが、何年前から今度は一般会計にみんな取り込んでしまって、その実態が見えなくなったわけですけども、それでも黒字ではないかと、いわゆる通常のベースで言いますと黒字ではないかというふうに思います。それをどのような形で利用者に還元するかという発想をもっと豊かにしてやらないと、よそと肩を並べるというだけで値上げをするというのはいかがなものかというふうに思います。

それから、湯質も非常にいい湯質なわけですけども、聞くところによると、かけ流しから循環に切りかえたという、いつかの時期から始まったという話も聞いていますし、なぜかけ流しをしないのかというふうなことをやはり疑問があるわけです。

そうした、いろんなテーマに切り込んで利便の向上を図るというのであれば理解できるんですが、ちょっと今の説明では余りにもお粗末というか、もう少し考えて提案してもらいたいなというふうに思います。市長、そこら辺どうなんですか。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 創設以来 100円ということ由来しました。そして、消費税が創設されたときも、それを外掛けしないで内金としまして 100円というものを守ってきたところでした。

ですから、入っている方も、あるいは近隣の浴場の方、経営者の方々も、寒河江が非常に安いと。それで逆に寒河江の 100円が足かせになって 200円どまりとか、あるいは 300円どまりにせざるを得ないんだというような声も聞くわけでございます。

また、当市民浴場につきましては、何年か前に大改造をやったわけでもございまして、1億円だったかと思いますが、かなりの金額を投入して大改造をやって、市民並びに利用者の方々の御希望に沿えるようなものにしたと思っております、その借財といいますが、償還金というのはまだ残っているはずでございまして、ですから、非常にそれを考えますと利用料金と運営経費と差し引きしたものは、それらの償還金を考えるならば、経済的な面から見れば、償還金も考えるならば、赤字経営じゃないかなと思っております。

いろいろそういう中で、それから、今言ったかけ流しの問題もありましたけれども、ひところ、利用者の温泉等の温度差にいろいろ御注文がございまして、熱いという方もあれば、ぬるい、ぬるくしてはだめだという方もございます。ですけれども、両方を満足しなくてはならないというようなことでの設備もやっております、それに対するところの施設整備もやったと、このように過去の経過があるわけでございます。

それこれ考えまして、現在の中では、担当課長から申しあげましたように、いろいろなサービスをしたり、あるいは回数券を、リピーターというようなしょっちゅう利用しているような方にはさらに活用しやすいように、あるいは利用する方の便利を図り、多くの方々に何回も来てもらうというような方法を取りながら、経営面と、そしてまた便宜供与といいますが、サービスというようなものをあわせ考えるならば、現在の 100円、消費税込みの 100円ということでは非常に難しいということで、200円にしようかというように提案しておるところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

平成17年3月第1回定例会

遠藤聖作議員 かけた資本費を全部回収するというのが発想なんですか。これはそうでないでしょう。例えば下水道などの料金設定はどうなっていますか。あるいは市営住宅の家賃はどうなっていますか。これは違うでしょう。ある程度は見るにしても、それを取り戻すんだなどという発想で料金設定はしていないでしょう。それ、市長、根本的に間違っていますよ。

しかも、途中でいろいろ市民の声を聞いて改造したり、それから便宜を図ったということを過去のことを言っています。しかし、一方では、当初の資本費を除けば、恐らく1,000万円以上の毎年の繰り入れがあったはずなんですよ。これは後で出てくればわかると思うんですけども、そうすると20年で2億円ですよ。これだけ優良な事業者が寒河江市でほかにありますか。これをやはり尊重して、お客様に、利用者に還元をすべきだということを私は言っているわけでありまして、決して無理なことを言っているわけではないんですよ。

それから、サービスはほかのいわゆる公的な施設ははるかにいいです。従業員の接遇もそうですし、それからいろんな意味で恩典があることについても、寒河江はそういう点では、つくったのは早かったんですけども、サービスの中身についてはとても立ちおくれています。そういう点も今やっと取り返そうとしているんだなというふうに私は理解しますが、寒河江が100円にしたからほかが上がられないなどという時代ではないですね。そのサービスの中身が本当に値段に匹敵するものであれば、利用者は納得するだろうし、そういう意味では、今回の改定の根拠としては余りにも薄過ぎるし、弱過ぎるということを言わざるを得ないんです。そのことを、委員会の質疑もありますので、ゆだねて私からの質疑は終わりたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 議員は 1,000万円ほど一般会計に繰り出しておった繰り出しておったと申しあげますから、いや、そういう状態ではないんだということを申しあげたいところでございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今遠藤さんからもお尋ねあったわけでありませうけれども、ダブらないようにお尋ねをしたいと思います。まずはダブらないようにしていきます。

利用者の利便性を図るためというふうなことで先ほどいろいろ出されました。それで、資料の提出も求められたわけでありませうけれども、そのほかに障害者が利用できるおふろがあるわけでありませうけれども、この利用度合いといいますか、どういう状況になっているのか。私が聞くところによると、なかなか行っても入れないという人もいたし、もっと欲しいということもあるんです。したがって、利用状況がどうなのか、その辺の拡大といいますか、考えておられるのかどうなのか。

それから、今あのところを利用する際に、市民浴場の窓口というか、あそこの人で予約やなんかの管理をしているのかどうなのか。何かそこがかち合ったりなんかしてよというふうなことなどもお話を聞いているものですから、その辺をどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回こういうふうにして利便性を図るというふうなことでありませうけれども、17年度、利便性を図って、200円に上げて、休息室を安くして、利用者数をどのように把握しているのか。利便性を図ったら利用者がふえるというふうに思うのでありませうけれども、どのように17年度把握しているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私、この議案提案されておったので、当局に5年間の、過去5年間の収支状況について教えていただきたいということで、資料というか、数字を教えてくださいました。例えば、ずっと同じなんですが、11年から15年までもらったんですが、11年と言えば、入りの方が3,681万9,000円、出の方が5,074万4,000円というふうなことでありました。

私も議員になったのが平成3年でありませうから、平成2年度からの決算の資料が私の家にありますので、全部一覧表をつくってみました。私のやつ間違っているところがあるのかどうかはわかりませんが、利用者数とかそういう関係を調べたら、今の11年度で申しあげましても、これは9年度までが特別会計だったから全部中身わかるんです。10年度から一般会計に繰り入れになったから収支の関係がなかなか把握できないというふうなことでお尋ねしたら、さっきのような形でありました。

ところが、入りの方の3,681万9,000円というのは、ふろに入った人と休憩室、休息室を利用した人、この料金だけです。ところがあそこには自動販売機、自販機が設置されておりまして、ずっと100万円以上毎年入っていたんです。ところが今の決算からすれば、それはどこからのものかというのはわからないから、これがまず含まれていなかった。

それから、支出の関係でありませうけれども、一般会計から出ていますので、4の1の6、ここで見ますと、市民浴場の経費で見ますというと3,367万2,000円なんです。間違いました。11年は3,393万1,000円なんです。何でそんなに違うの。出の方5,074万4,000円ですから。そうしたら、市役所の職員が4人かかっていると、担当職員。そのうちの4人分全部見られないから、1人分の700万円を見るんだということが一つありました。

それから、平成2年に、先ほど市長もお話ありましたけれども、8,000万円起債を起こしてあそこを整備したと。したがって、その償還金があるんだということで、11年は980万円、15年で820万円までだんだん残り少なくなってくるからなっていますけれども、そういう金額を見込んで出の分を計算しています。こういうことがありました。

今度、一つ一つの事業を見直しする際に、そういう起債の部分とかなんか、人件費まで見ていくという一つ



の見方はあります。しかし、今度、ならば自販機のお金、どういうふうに入っています。幾らになっているんだと。後でこれみんな資料は向こうからも出てくると思うんでわかるんだけれども、今現在はわからないんです。担当課ではわからないと言うんです。それは、伝票で全部つづられているから、自販機はチェリーランドのものもあるし、いこいの森のものもあるし、どれがどうだか、全部1枚1枚点検しないとわからないと言うんですね。しかし、事業をこれから、先ほどもあったように評価をしていかなければならないときに、どの事業が必要なか必要でないのかといった場合に、こういうことが必要なんですけれども、そういうものもちゃんとできるようにしてほしいということがあります。

あと、市長が建設費というようにも言いましたけれども、私は、平成2年からしか持っていませんので、2年から9年までの8年間、特別会計から一般会計に繰り入れたのは1億316万2,000円です。平成2年は1,294万円、その次の年が1,659万6,000円、その次が1,632万8,000円、その次が2,500万円、その次が855万円、次が818万4,000円、その次が790万円、その次が766万4,000円で特別会計が廃止になったという、こういうふうなことがあるんですね。したがって、8,000万円の起債だって、一般会計に特別会計から繰り入れたので十分なんだというようなことをしても、極めて今回のこの収支の関係の当局で考えている状況と非常に……

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越議員、ひとつ要点を絞って質問してください。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 あると思いますので、この辺についての考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。まずそういうことで1問にします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

## 平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 最初の御質問は、身障者浴室の利用関係だったと思いますが、身障者につきましては、詳細についてはわかっておりませんが、一応毎日3名から10名ぐらいの利用がございまして、その日その日によって違いますけれども、時間的にかち合うときも全然ゼロではないということでございます。それで、身障者の場合ですと、入浴をするに大変時間がかかるというふうなことがございまして、その間に同じ時間にまた身障者の方がいらっしゃいますと、待っていただかなければならないというふうなことになりまして、非常にその辺は対応を改善する必要があるというふうなことで、運営を委託している業者の方に何らかの形で、トラブルの起きないようにというふうなことで指導をしているところでございます。

それから、17年度の利用者数の見込みがありましたけれども、これは、利用者数の方は平成2年の浴場の改修後にふえましたけれども、その後横ばいまたは少しずつ減るというふうな状況が続いておりまして、16年度におきましても、昨年度に比較しますと大分低くなっておりまして、1日1,000人の入浴者数は最終的にはならないのではないかなというふうな今のところ考えております。

それで、利便性の向上に伴って利用者数がふえることを期待しておりますけれども、ただ、先ほど言われましたように料金が改定されますと、その分、リピーターの方はいらっしゃるかと思いますが、そのほかの方、遠くからおいでになっている方もいらっしゃいますので、その分については近隣の浴場の方と比較して利用される方もいらっしゃるというふうなことで、若干の人数の減少があるかなというふうに見込んでいるところでございます。

障害者の入浴室の改装でございましてけれども、これは平成17年度につきましては先ほど申しあげましたような計画でございまして、その後において、決まっておりますけれども、さらに要望等を踏まえた中での利用者の利便性を検討していかなければならないというふうには考えております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越議員。川越議員、予算委員会もありますので、ひとつ端的に質問してください。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 障害者施設の改装、今決まっていなくても検討課題にしたいというふうなことで、改装でなくて、ふやすというか、もう少し余計するように、今の中をただ直すというようなことでなくて、そういうことはできないかというふうな、それも含めてなのかどうかあわせてお尋ねしたいんですが、それが一つです。

それから、先ほどの資料の関係、遠藤さんのものは後でというふうなことがあったわけですが、その際に、自販機などであそこで上がっている金、これらもぜひ入れていただきたいというふうに思いますし、年々利用者が減っていると言うんだけれども、例えば12年から、16年のはまだ締まっていないから、15年度のものまで見ると、12年は 984、その次が 1,022、その次が 1,080、その次が15年が 1,099と1日当たりの平均 1,000人台ですと少しずつだけふえてきているんですね。というふうなことでありますので、全然減っているわけではないんです。そして、平成4年あたりでも1,168人ぐらいで、その辺からずっと来ている。1,000人もっているというか、984になったときも、レジオネラ問題とかさまざまな問題が起きて、ちょっとそのとき市民浴場も減ったわけですが、1,000人はコンスタントに利用しているということもありますので、あと、資料の中にそういったものも含めて全部出していただきたいというふうなことをお願いをして、そのことについてどうだか見解をお聞きをして、この関係は終わりたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。



平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 身障者用の浴室につきましては、今市民浴場の入って一番奥に設置されているわけなんですけれども、建物の構造とか、それから敷地面積、それからその場所、位置等から考えまして、今の状況からいけば、身障者用浴室を増設するというふうなことについてはちょっと無理があるのかなというように考えております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。ひとつ要点だけ。あと、詳しいことは予算委員会で。

内藤 明議員 じゃ、要点だけ申しあげます。

先ほどお答えになった市長の答弁の中からであります。私は、こういうふうな答弁の中で、これを利用料を上げる、あるいは利便性をこれで図っていくというのはいかがなものかなと思って聞いておったものですかからお尋ねするわけですが、寒河江市の100円という利用料の設定が近隣の利用料金の足かせになっているというふうなお話がありました。これは、実態はそうなのかわかりませんが、当予算といいますか、本市の市民浴場をあずかる市長としては誇るべきことであって、ほかに足かせになったから寒河江の料金を上げようなんていう考えは、私はいかがなものかなと思うんですね。

うがった見方をしますと、市長選挙が終わって、もう1カ月、2カ月たちましたので、もう取れるところから取りましょか、こういうふうな思いがあるのではないかなと思うんですね。余計なことを言うなという議員もおりますが、これは余計なことじゃないんですね。例えば先ほど私も、こんなことを言うとなり返したくなるんですが、できるだけ端的にしますが、というようなことは私は考えるべきことではないのかなと思います。

それから、もう一つは、利用率が減っているというふうな話もありましたが、川越議員の指摘であります。そう変わってはいないというような話もありました。できるだけ多い方の利用をしていただくということで、利用率を上げるということは、これは重要なことだというふうに思います。ですから、減るというのはいかがなものかなと思うんですが、利用率を上げるにはどういうふうなものをすればいいのかなというふうに皆さん考えていただくとおわかりになると思うんですが、今相当テレビ番組等でそうした温泉等のことが出されておりますので、毎日のようにテレビ番組がなされておりますのでおわかりのことというふうに思いますが、本物の指向なんですね。やはりいわゆる温め湯みたいなものではなくて、やはり先ほど遠藤さんからありましたようなかけ流し、あるいはその辺で問題になっているような水を足して沸かしているなんていうのはやはり衰退する一方なんですね。そういうことをやはり考え合わせて設備を、利便性を向上させるべく図っていくというのが、この市民浴場を設置する長としての私はとるべき考え方なのではないのかなというふうに思いますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 利用者の話などをいろいろ聞いてみますと、100円というのはこの節安いのじゃないかと。それよりも、ほかの浴場などはシャンプーも置いているし、それから回数券などもいろいろ工夫しておりますから、そういう工夫をしながら引き上げてもいいんじゃないかと。

寒河江が100円にすると、ほかのところは200円を300円、300円を400円にしたいんだけど、寒河江の100円があるからなんだよと、こういうような話も聞くわけでございまして、私は何も足かせになっておるから引き上げの要因だとか、引き上げの根拠にするんだと、そんなことは一言も言っていないわけでございまして、そういうことでサービスをよくして、200円ぐらいにすることで、かえって寒河江の市民浴場としての市民浴場らしいんじゃないかなと、こういう話でございましてから考えるわけでございまして。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 例えば今の市長のお話と、それから生活環境課長の答弁の内容を総合して判断をするわけですが、例えばドライヤーの設置とか、あるいは手すり、あるいはトイレを洋式にする。それから、その他のその種のたぐいは、別に利用料金を倍にしなくても、こんなのはこれからの利用者の利便性を図るということでは当然なすべきことであって、これはそのために 100円を上げるんだというようなことにはならないというふうに思うんですね。

シャンプーというのは、それは使うものですから、個人が使うものですから、それは考え方の相違だろうというふうに思いますけれども、その他のものについては、当然これは市民浴場というふうなうたう場合には、あってしかるべきものだというふうに判断をしますし、別に料金を上げたりしなくても当然なしてしかるべきものというふうに判断を私はしますが、そうしたところについて市長はいかがお考えでしょうか、伺いたいと思います。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。市長。



平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 1問、2問答弁したとおりでございます。

佐竹敬一議長 議第28号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第29号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第30号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

## 予 算 特 別 委 員 会 設 置

佐竹敬一議長 日程第44、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号及び議第8号から議第18号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第8号から議第18号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

平成17年3月第1回定例会

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第45、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

## 委員会付託案件表

委員会	負託案件
総務委員会	承認第1号、議第19号 議第20号、議第21号 議第22号、議第23号 議第24号、議第25号
文教厚生委員会	議第5号、議第6号 議第7号、議第26号 議第27号、陳情第2号
建設経済委員会	議第3号、議第4号 議第28号、議第29号 議第30号、議第31号 議第32号、議第33号 議第34号
予算特別委員会	議第2号、議第8号 議第9号、議第10号 議第11号、議第12号 議第13号、議第14号 議第15号、議第16号 議第17号、議第18号

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時32分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでございました。

## 平成17年3月4日(金曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長		

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成17年3月4日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議



平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成17年3月4日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	ペイオフについて	ペイオフ解禁に対する自治体の対応について	13番 伊藤 忠 男	市 長
2	地球温暖化防止対策の取り組みについて	PPP方式による農業用水路活用発電について		市 長
3	行財政改革について	指定管理者制度導入についての見解は	11番 柏 倉 信 一	市 長
4	高度情報化社会の対応について	庁内LANや電子市役所の進捗状況と現況について IT講習会の必要性和講習内容について		市 長
5	市長選挙を闘っての市長の見解を問う	結果についてどのような感想をお持ちか 争点となった幾つかの課題について	16番 佐藤 暘 子	市 長
6	中学校給食について	(イ)大型公共事業の是非について (ロ)中学校給食について 検討委員会の設置について 検討の内容について 検討委員会の人選について 検討の期間について 会議の公開について		教育委員長
7	農業振興について	担い手育成の早期実現について 農地の特区の基本的な考え方について	12番 高橋 勝 文	市 長

平成17年3月第1回定例会

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、13番伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また質問、相談に来られた多くの市民を代表し、通告番号1番、ペイオフ解禁に対する自治体の対応について、2番、PPP方式による農業用水路活用発電について御質問、御提言を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

昨年12月の市長選挙において、圧倒的市民の支持を受け見事当選されました。心からお祝い申し上げます。

当選されて初めての本議会であります。去る市長選において、行政政策において私には理解できない主張もあるんだと2点ほど強く思ったところであります。

佐藤市長の5期20年の実績を考えると、一言で言えば、市民にいかにして利益還元を図るかの政策が基本だったと理解している1人です。だから、あらゆる階層の市民皆様から支持、支援を受け、寒河江市の大きな発展に結びついたと信じているところであります。もちろん佐藤市長の世の流れを読む先見性、高い行政手腕は当然としても、市民の支持があればこそでき得たことと喜んでるところであります。

合併問題が白紙になった現在、厳しい財政の中、寒河江市独自の単独の道を考えると、駅前開発も16年度で完了することは幸いであつたし、寒河江市の将来を考えると、大きく発展できる素地環境ができたなと思つてるところであります。なぜならば、総務省の調査によると、中心市街地の空洞化が進んで久しいが、ここ数年間で中心市街地の人口は2%、商品販売額は28%、事業所は9%それぞれ減少しております。それはモータリゼーションの進展が商業施設の郊外化を推し進めているが、少子高齢化が進む15年、20年、30年後、市全体像の風景を想像すると大きく変化すると思われまふ。高齢者は郊外に買い物に行くでしょうか。多分行かないと思われまふ。私は、現在と全く逆の風景が出現すると思つております。中心市街地にまた戻ると思つております。そのときの受け入れ態勢が駅前開発完了でできたなと理解しております。戻ってくるであろうその日まで、種を植えておく必要を感じまふ。そのためにも同僚議員の棟津議員の取り上げた屋台店とか一坪商店などが必要な時代だと思つております。

今の市民は、何事でもただとは思つておりませぬ。PPP方式でよいと思ひます。総務省も20年、30年先のまちの形勢を心配しているとのことあります。その意味で、一部郊外大型出店の規制を始めているのも皆様御存じのとおりであります。しかし、私個人としては、何よりも喜んでゐることは、あのすばらしい風景、景観、環境を有するチェリークア・パークが、言葉の表現は悪いが、無傷で残つてゐることあります。これこそ寒河江市の将来の発展を確約する礎だと確信している1人です。今の財政を考えると、これからではできなかつた開発であり、駅前開発、チェリークア・パーク、開発してゐてよかつたと市長の先見性に心から敬服しているところであります。発展の足音が聞こえております。スマートインター、楽天野球、これからが楽しみであります。

もう1点は、イベント等についてであります。経済社会において、景気の上昇は、例えば年間に、月に金の流れが何回流れるかであると理解しております。すなわち銀行を起点として金の出し入れの回数であります。それは預金であり融資であります。だからこそその起点である銀行の必要性、重要性より税金、すなわち公的資金を投入していると理解しております。金の流れを起こす原点は人の流れであります。したがって、いかにして人の流れを多くするかであり、その人の滞留、滞在時間をいかに長くするかであります。その意味で、花咲かフェア、神輿の祭典などすばらしいことだと思つております。景気を考えるのも行政の大きな仕事だと私は理解しております。

しかし、多くの市民よりイベントについての意見を集約してみると、一つが地元の日をつくり、業種別サービス日設定などを図つてほしいという希望であります。例えば、きょうはラーメンの日と設定し、その日は5%引きにて市内ラーメン店全店参加するとか、八百屋さん、魚屋さん、菓子屋さん、飲食店さんの日の設定

などであります。二つ目が、県外、市外の流動人口増加対策は当然必要でありますが、市民も金持ちでありませぬ。人の流れをつくるのは変わりありません。視点を市民に置いて政策を考えるべきではないかなどの意見があるのも事実でありませぬ。結論は、市民全員参加したいし、協力し、まちをにぎやかにしたいということでありませぬ。御参考にしていただければ幸いと思っております。

2005年はどんな年になるのだろうか。先読み10大ニュースを見ると、第1位は郵政民営化、第2位は京都議定書、第3位はペイオフ全面解禁、第4位はブッシュ政権2期目、第5位は在日米軍再編の戦略合意、第6位は中国、日本の最大の貿易相手国、7位は減損会計の強制適用、第8位はプロ野球新体制、第9位は固定電話値下げ、第10位は合併特例法期限切れ。結論は古い日本の制度や体質に变革を迫るものばかりで、国、地方自治体、民間企業、国民一人一人にとって変化を求められる年だと思っております。

10大ニュースの中、2、3番目を取り上げ、御質問させていただきます。

1番、ペイオフ解禁に対する自治体の対応についてであります。17年4月よりペイオフ全面解禁がなされると思われませぬ。銀行などが破綻したときのため保護される預金保険制度が発足したのが日本では1971年4月で、当時は100万円、74年6月では300万円、86年1,000万円など歴史的経過を経て今日まで来ておりますが、この発端はアメリカの30年代の金融恐慌の教訓として始まったものであります。

世界的に見てみると、1ドル104円での基準で見ると、アメリカでは10万ドルで利息を含めて1,040万円、イギリス3万1,700ポンドで620万円で元本のみ、フランスは7万ユーロで利息を含め950万円、カナダでは6万カナダドルで利息を含め500万円、韓国では5,000万ウォンで利息を含め500万円であります。貯蓄率の高い日本とすれば1,000万円はまずまずなのかなと思っております。

日本でこれまで投入された公金は18兆6,000億円になっております。近年10年間で破綻処理された金融機関は173先、2002年4月に定期預金のペイオフが解禁されてから2003年の足利銀行だけであります。しかし、預金比率の高い日本では、地方自治体の税金の受け皿としてあらゆる地元金融機関と取引をしております。あそこを外すなどしたら大変なことになります。

各自治体も対策として利息がつかない、いつでも引き出せる、決済に使えるいわゆる決済用預金の導入、預金と借入れを相殺できる制度の活用、制度融資預託金を決済用預金に移すとか、基金や会計現金を借入金額と同額にしておくことや、土地開発公社の借入れに対する市の保証債務と預金債権の相殺が可能となるよう取引銀行との確認書を取り交わす方法とか、取引金融機関の格付けによる預金種別預け入れ、金融機関の選別、CLOの共同発行、ペイオフ対象外の国債、投資信託、金など対策をしているようですが、現金は最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないとの地方自治体との整合性に悩んでいられると言われております。

寒河江市の対策は大丈夫なのかとの質問攻めであります。寒河江市としてどのように対応するのか御質問いたします。私の本来のねらいは、質問というより寒河江市は大丈夫だという市民の皆様へ広報するためと御理解願えれば幸いでありませぬ。なお、市報などの活用を願えればなお結構だと思っております。

次に、2番、PPP方式による農業用水路活用発電について御質問いたします。

去る2月16日、先進各国に二酸化炭素すなわちCO<sub>2</sub>の温暖化ガス排出削減を義務づけた京都議定書が発効され、温暖化ガスの削減に向け各国は一層の省エネ努力が求められております。先進国全体で08年から12年、平均の温室効果ガス排出量、90年比で5.2%削減する。日本は6%、イギリスは12.5%、ドイツ21%、EU8%、フランス、ロシアはゼロ。2002年時点で目標を既にクリアしているのがフランス、ロシア、イギリスで、90年より増加しているのは日本だけであります。日本での2003年度温暖化ガス総排出量はCO<sub>2</sub>換算で13億3,600万トンであります。この基準で行きますと、2003年対2012年では14%の削減が必要になる計算であります。

特に、日本企業の中で削減に積極的であり、あわせて排出権の売買活用を図りたい企業249社の計画では、90年対2010年比で見ると、全体で12.3%削減目標で、主な業種を見ると、化学が4,500万トン排出で15.5%削減

減、トン当たり削減コストは8万300円であります。鉄鋼業は1億5,500万トン排出で10.5%削減し、トン当たり削減コストは4万8,700円あります。電気機器は1,900万トン排出で5.7%削減し、トン当たり削減コストは10万700円あります。自動車関連は1,200万トン排出で12%削減し、トン当たり削減コスト12万3,200円あります。精密機器は53万9,000トン排出、逆に8.4%増加し、トン当たり削減コスト8万3,100円あります。電力は2億9,300万トン排出し、逆に14.5%増加し、トン当たり削減コスト6万7,800円となっております。製造業のCO<sub>2</sub>換算、トン当たり削減コストは平均で7万5,200円であり、このため政府は産業界の自主的な削減に何らかの法的拘束力を持たせるべく検討に入っているとされており、

特に、二酸化炭素排出削減対策がおこなわれているサービス業、官公庁、学校、病院を対象に調査に入ると報じられております。これは国内全体のエネルギーの消費量を把握しており、把握できない部門を逆算に算出すると、二酸化炭素排出量は全体の17%と推測され、2002年度において90年比ではこの部門は37%増加しており、この部門が目標達成するには対策が急務となっているためであります。

2月16日京都議定書が発効されたことに基づいて、京都メカニズムが開始されております。京都メカニズムとは、経済産業省、環境省が共同で運営管理する登録簿に海外で獲得した排出枠を自国の削減分に転用できる口座を開設し登録することです。世界的に見てみると、異常気象にて大変なことが起きております。

このような背景のもと、当寒河江市の将来を考えると、花、緑、せせらぎのまちにふさわしいのは豊富な水資源を持つその水を活用し、水力発電にして社会に貢献すべきと思う1人です。

20世紀は石油、21世紀は水と言われ、世界の戦争なき平和が保たれるか否かは水があるかないかで決まると言われております。世界的課題である水資源、河川の水や地下水などの利用量は全世界で過去100年間で9倍になっておりますが、一方、現在約12億人が慢性的な水不足に悩んでおり、今後ますますふえると予想されております。不衛生な水を利用している人が多く、汚れた水が原因で感染症で毎年1,000万人近くが亡くなっており、国連は、2000年の総会にて2015年までに安全な水を利用できる人口の割合を50%としたいとの目標を掲げております。

そんな中で、現在、世界の水資源の70%余りを農業が利用している現状であります。先進国住民1人の1日分の食料を生産するために使われる農業用水は最大約5トンにも達し、この傾向で行きますと、2025年には世界各地で水不足や食料難が深刻化すると予測されております。

日本人の1日の食料で肉を多く食べる人は5トンの水を消費するものであり、野菜中心の人は1.6トンで、先進国平均で1人1日3.3トンの水が必要だと言われております。現在、全国に農業用水路は幹線で4万5,000キロメートル、支線で40万キロメートルありますが、ほとんどは単に流れているだけであります。隅田川、荒川、利根川の水を上流のダムまで戻し、再利用しよう計画している現状であります。水資源の重要性と農業用水の利用を考え、あわせて地球温暖化防止対策として発電の活用を図るべきと思うところでもあります。

現在、水資源はクリーンエネルギーであり、再生可能エネルギーの代表である水力発電に注目し、あらゆる面で開発されております。例を二、三申しあげます。家庭用の水洗トイレの給水パイプに水車を取りつけ、水が流れるたびに発電するシステムや、投資金額150万円、3年間で回収が図られるとしているのがオフィスビルや工場の空調設備の中を流れる冷却水を活用、出力3キロワットの発電方法や、通常の農業用水路において落差2メートルあれば出力30キロワットの発電可能と言われ、既に実行されていると聞いております。30キロワットとは50世帯分で、金額にすると200万円の電気を1年間に生み出すとのことであります。補助制度もあり、投資金額は7年にて回収可能とのことより判断すれば、1,500万円相当と思われ、また、水道事業所より水と場所を借り、発電し、全国で70万世帯分に相当する40万キロワットの発電を計画、1号機が稼働しているとのことであります。

私は、チェリークア・パークを夜間週に3回は対岸より眺めます。実にすばらしい眺めであり夜景でありま



す。雪と橙色の電灯の光とのバランスは、この世のものとは思えないほどの眺めても眺めても飽きないすばらしいものであります。寒河江市の発展を暗示するものだと思っております。おしかりを受けるとは思いますが、全く個人的には何もせず、あのままの方がよいとさえ思っております。どんなことをしてもあの灯を消してはならない、そんな心が隣接する7メートルあるだろう沼川の落差を思い出し、これだと思ったところであります。

通年通水などで問題はありますが、寒河江市独立の道に求められるのは、対外的I R政策であります。今、日本で環境問題を重視しない企業は生きられないとさえ言われているのが実態であります。水資源の豊富な寒河江市で即発電できると思われる場所、私の知るところでは高松堰、昭和堰、農業用水路では谷沢2カ所、醍醐、石持、末広町、最上川緑地公園などが考えられます。これらをPPP方式で実現すべきと思うところであります。

PPP方式とは「パブリック・プライベート・パートナーシップ」、直訳すれば官民協力であり、民間の経営力を活用し、行政サービスのあらゆる分野を効率化、高度化、多様化することであり、具体的な手法としては民営化、事業譲渡、公設民営、業務委託、経営委託などがあります。PFI方式は、国や自治体が事業計画をつくり、実行する民間業者を入札で募るが、PPP方式は、事業の企画段階から民間が参加するもので、設備は官のものであるが資金は民であり、いわゆる運営や設備投資は民間で行う方式で、自治体の現実的財政問題を考えれば大いに利用価値あると言われている方式であります。PPP方式を国も普及に乗り出し、2006年より厚生労働省は事業の効率性が高い民間委託を考え、水道事業の変更を認可制から事後チェック制に規制緩和を図る方針を打ち出しております。

一方、自治体事業の民間開放は、地元金融機関や民間企業もビジネスチャンスととらえ、ある自治体では自治体、地元金融機関、民間企業3者によるPPP水道の名のもとに実行段階と聞いております。自治体水道局の水を利用し、発電を実行しておりますし、また、ある自治体の水道事業所の水道料金事業に参入し、水道申し込み受付や栓の開閉、検針、料金収納などの業務を一括して請け負う契約が始まっており、公営企業効率化の一端の始まりかなと思うところであります。農業用水路発電について、市長の御見解をお伺いいたします。第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

この4月1日から全面解禁となりますペイオフに対する本市の対応策についてでございます。ペイオフ制度は、御案内のとおり、金融機関が経営破綻した場合、その金融機関に預けた預金額のうち1,000万円までの元本とその利息は預金保険制度により保護されますが、それを超える部分については破綻金融機関の清算配当に応じて支払われることになるというものでございます。

平成14年4月から定期性預金を対象にしてペイオフが一部解禁されてきておりましたが、本年17年4月からはこれまで延期されてきた普通預金などの流動性預金も対象とされ、ペイオフ全面解禁となるものでございます。ただし、例外もありまして、無利息、要求払い、決済サービスの提供といった3要件を具備した決済用預金については全額保護されることとなります。このことは、市の公金預金についても同様の取り扱いとなるというものでございます。

寒河江市の預金状況としましては、年間を通じて一定ではありませんが、普通会計の支払い準備のための歳計現金などが最大で約25億円、特定の目的で積み立てられる基金が約10億円、それに病院事業会計が約4億円、水道事業会計が約9億円、また、市民、事業者のための制度融資に係る預託金が約3億円で、合わせると約50億円ほどになり、普通預金あるいは定期性預金として管理しております。これらの預金は、寒河江市という一預金者として金融機関ごとに名寄せされることとなります。

本市の公金保全対策であります。平成14年3月に制定したペイオフ解禁に伴う寒河江市公金預金対応の基本方針に基づいて預金債権の保全を図ってまいりました。市債などの債務との相殺を前提にした預金を行うとともに、預金先となる金融機関の経営状況の把握にも努めてきたところでございます。このたびペイオフ全面解禁を踏まえた公金保全の取り組みのため、本年2月に寒河江市公金保全対策会議設置要綱を制定いたしました。

公金保全対策会議では、公金の保全を主目的とし、その運用や金融機関の経営状況及び選定、また、不測の事態への対応について審議することにしております。構成員としては、収入役のほか財政課長、会計課長、商工観光課長、市立病院事務長、水道事業所長の6名で、さらに対策会議の審議を円滑に行うため、関係部局の資金管理担当者6名からなる研究会を置いております。

また、基本方針に基づき、寒河江市資金管理及び運用基準を定め、公金の安全性を確保するとともに、効率的な資金の管理及び運用を図ることにしており、第一義的に安全性、流動性、収益性を資金の管理及び運用方針に掲げました。具体的には、歳計現金等の管理及び運用については全額保護される決済用預金口座により管理し、余裕資金が見込まれる場合は、安全性を考慮し、定期性預金や譲渡性預金により有利な運用をしております。

基金の管理及び運用については、借入金との相殺を前提にし、その範囲内で有利な方法により預金します。また、金融機関の各種預金規定の中で、保証債務についても相殺可能とされていることから、寒河江市土地開発公社の借入金に対する市の保証債務についても相殺対象に含むこととしています。

預金先である金融機関の選定に関しては、健全性、収益性、流動性に着目して情報の収集を行うことや、民間格付や株価の動向などにより経営状況の把握に努めてまいります。懸念すべき事項に該当した場合は、その理由が解消されるまでの間、他の安全な金融機関に預金することなど必要な対応等を講じてまいります。

以上が本市のペイオフに対する対応であります。ペイオフ対策実施により市内の金融機関に混乱が生じないよう十分配慮するとともに、情報収集に努めながら公金の保全に努めてまいりたいと考えております。

また、市報等を活用して市民に広報することにつきましては、ペイオフ対策が公金の預金先である金融機関の経営状況の判定や預金先の変更を伴うことから、広報の仕方にはなかなか難しいものがあると考えておりま

す。他の自治体の例なども参考にしながら検討していきたいと思ひます。

次に、PPP方式を用いての市内の農業用水路での発電ということについての御提言についてお答え申し上げます。

地球温暖化の防止の取り組みは、政府や大きな製造工場、大都市地域にのみその行動の必要性があるものではなく、地方にあつても、また個々の消費生活の中でもそれぞれが考え、工夫し、対策や対応を考えていかなければならないものと思ひております。

水力発電は、温室効果ガスの排出量や地球環境への負荷も少なく再生可能なエネルギーであると言われております。このため、二酸化炭素の排出削減を初め地球の温暖化防止の取り組みとして農業用水路を活用した方策は、今日の社会にあつて新しい試みの一つかと思ひれます。

御質問の高松堰や昭和堰など、本市内を流れる農業用水路を活用して発電設備を設けることができないかということでございますが、本市の農業用水は、農業用水としての本来の機能のほかに生活用水、防火用水、景観用水、融雪用水など多様な利活用が図られております。それらは国や自治体からの補助制度により整備を図った施設であり、それらの用途の範囲内で利活用が図られているものでございます。

そこで、今後、農業用水を活用した発電のためには、それらの補助を受けた中での制約を解決する必要があることや、年間を通じて計画的に必要な水量を確保する必要があること、水量の少ない非かんがい期の場合の発電設備の維持管理コストも考慮すべきこと、用水の利用現状や農業用水としての維持管理を行っている土地改良区の運営が円滑に行われることなどが必要な条件整備などであると思ひれます。

本来、農業用水路は水稻栽培を主目的とした水路であることから、それぞれ有している水利権の範囲において1級河川から取水しているものであり、かんがい期には大量の水を必要とする反面、非かんがい期には水量も減り、その間に施設の維持保全のための改修を行ったりしているところでもあります。それらの農業用水の本来の目的が阻害されない対策や配慮を講じた上で、保有する水利権の水量の範囲において、発電のみならず景観形成や融雪への利用など多様な活用を考える必要があるものと思ひれます。

本市では、二ノ堰や昭和堰など幾つかの用水路が考えられるところではありますが、この実現を図るためには既存の水利権や電気事業法などその実現に向けた技術的、法的規制の課題や、用水路を管理する土地改良区との調整が必要と思ひれるところでもあります。それらの調整や水利権、現実的なコストの課題などを調査しながら、今後、実現の可能性とあわせてPPP方式についても検討課題と思ひております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 回答まことにありがとうございました。

ペイオフについては、広報というようなものでは若干問題あるというようなことも私もわかりますので、ただ、寒河江市はそういう対策をきちんと打っていますよというふうに市民に理解していただければ私はそれでいいなということで第1問では申しあげたところであります。

ただ、今の時代で、独立して生きていくとなれば、寒河江市も200億円近い借金あるわけですので、いわゆるIR政策がこれから必要になっているというふうにとらえております。そのためにCLOなどを共同で発行している自治体もあります。山形県でももう県債を県民に発行している時代であります。その場合に、その自治体がいい悪いかでなくて、どこの自治体も財政的には困難なのは当然だと私は理解しております。その中で、今できる、世界的に求められているものに対する協力といいますか、体制が自治体としてどうなんだというのが今問われている時代だなというふうに理解しておるものですから、その発電などによりCO<sub>2</sub>対策として、やっぱり寒河江市の水の資源、これだけあるわけですから、対応を図るべきだと。検討するというところですけれども。

今、市長の回答の中で、土地改良区というようなことで言っていますけれども、これ実際にやっているのは、実は土地改良区が寒河江市の場合も合併して来年から、17年度終われば向こうに行くのかなと思ってはいますが、いわゆる水土里ネットでこの用水路で発電しているというのは実態なわけですから。そこから行きますと、寒河江市でもいろいろ、今市長言った大変な問題もあると思いますけれども、これはできることだなと。そしてまた、これからやっぱり民間もそういうものに対しては大いに参加して行くのではないかなというふうに私自身とらえていますので、その辺を考慮していただいて、なお具体的な検討をお願いしたいなというふうに思っております。

私の勝手な考えなんですけど、醍醐小学校もすばらしい学校できました。醍醐小学校のあそこの赤い橋といいますが、下の方の橋、醍醐の橋、あそこの水量、猛烈な水量なんですね。それは二ノ堰親水に流れているわけですので、あそこは完全にできるなというふうにとらえておりました。その電力を醍醐小学校に使ったらどうなのかなと。醍醐というのはそういう歴史的なものもあるわけですから、慈恩寺というものがある。あそこの赤い橋を渡って散策していけば、そういうCO<sub>2</sub>削減のためにやっているんだと、その電力は醍醐小学校で使っているんだと、こういうものが寒河江市としていわゆるIR政策としても必要なのではないかなというふうにとらえておりました。

一年じゅう発電する必要ないわけですから、できるときに発電して、そしてなければ普通の、ここで言えば東北電力のあの電気を使えばいいわけですから、それはいつでも対応できるわけですから、365日発電するということはどこもないわけですから、できるときに発電する、足りなかったらそれは東北電力の電力を使うと、そういう今のシステムであります。

当然、電力会社で先ほど申しあげたとおり、いかに頑張っても東北電力は削減を減らすことできない、電力会社は、全体で。だとすれば、当然それを買わなければならないわけですから、今大分もめているようすけれども、当初発電したいということで、名前言うと失礼になると思いますので名前申しあげませんが、15円で10キロワット、15円で契約したところは大幅な黒字になっていますね。日本でも有名だったあの赤字企業が発電で、15円の契約で黒字転化している。今は9円ぐらいきりないですね。それは交渉によると思いますけれども、そういう点では、このクリーン水力発電とかバイオとか風力とか、この場合は当然として電力会社で買わなければならないというふうに義務づけられているわけですから、その辺も考慮すれば、寒河江市はこれだけの水量を持っているわけですからできるなというふうに思っています。

もう一つ、谷沢地区と私申しあげたのは、あそこは通年通水ができるということで、前にも魚とりの自由区域ということでお願いしたのですが、高松堰から取水してまた寒河江川に、ちょうど月山酒造の上の方です

か、あそこから寒河江川に戻すというようなことで、水量はあそことってもいわゆる漁業権とか水が湯水期に影響を与えないで済むというようなことで、あの場所なんかは大変いいのではないかなというふうに私なりに考えておりました。そんなことでぜひ御検討をお願いしたいなというふうに思っています。

最後に、今、寒河江市でも行財政改革の委員会をつくっているんですけども、この前1市4町、1市2町の合併のあの資料を見ますと、最終的に1市4町では60億円がスケールメリットが出る、1市2町では47億円のスケールメリットが出ると。今、各自治体は独立できるということでやっているわけですけども、このスケールメリットに達成するには非常に厳しいのではないかなというふうに私なりにとらえております。

そうすると、行政手腕高い佐藤市長の力が必要になるのが間近いのではないかなというふうに私なりにとらえております。そんなときで、その節はこの自治体も同じような立場になるだろうというふうに思いますので、もっと積極的に我々も議員としてすべきものはしなければならぬのではないかなというようなことを覚悟しているところでございますが、そういう意味でも、今、独立の道となれば、やはり寒河江市でできる発電などはPRといったら失礼になるかもわかりませんが、そういう自治体なんだよというものを手挙げておく必要が大いにあるのではないかなと思ったものですから質問させていただきました。そんなことを要望しながら私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

柏倉信一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、11番柏倉信一議員。



〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として、一般質問に入らせていただきます。

まずもって、昨年12月に行われた市長選において、寒河江市民の絶大なる御支持を得て6期目の当選を果たされた佐藤市長にお祝いを申しあげたいと思います。

全国的に非常に厳しい財政状況の中で、経済もまだまだ不安定でなかなか出口が見えず、国民は将来に不安を隠せないところであり、豊富な経験と確かな実績を持つ佐藤市長に寄せる期待は大きく、選挙中に掲げた公約「より美しく、より豊かに、より元気に」まちづくり実現に向けて邁進していただきたいと思ます。

我が寒河江市は、選挙用語で言うなれば、地盤と看板が整いつつある状況にあると私は思っています。これからは長年かけて官民一体となって築いてきた寒河江という地盤と看板を活用し、今度はかばんもつくっていききたいものです。

本市は、駅前再開発事業も間もなく完成し、都市計画道路柴橋日田線、山西鶴田線などの整備も順調に進み、国道112号の4車線化も長崎橋から天童大江線までが完成します。また、スマートインターが正式に使えるようになれば、高速道路の乗り入れが2カ所から可能になるなど、交通網が大変整った環境になります。隣の中山町、県営野球場がプロ野球楽天球団の2軍公式球場に決まったことなども大きな好材料です。

こうした交通網を十分視野に入れながら、さくらんぼ、花咲かフェア、神輿祭り、慈恩寺などを初めとする交流人口の増大に努めてきた寒河江ブランドをいかにして経済効果に結びつける政策を実行するかが大切と思っております。今後の4年間は、これまで佐藤市長が陣頭指揮で頑張って築き上げたハード面をどのように生かしていくか、いわゆるソフト面の施策に大いに期待をしたいと思います。

財政的には厳しい状況が続きますが、元気な寒河江を築いていくにはPFIやグラウンドワークといった手法をこれまで以上に検討し、自分たちのまちは自分たちでよくするという考え方で官民一体となって進んでいききたいものです。財政的に厳しいからとあきらめてはいつまでたっても前に進まない時代と考えます。

寒河江市のある企業のホームページに、グラウンドワーク事業の解説を「住民、企業、行政の3者が協力して地域の環境を改善していこうというものです。住民の人たちだけではつくれないものを企業や役所をお願いするパートナーシップ事業であり、成功するにはその間を取り持つ人がいれば円滑に事が運ぶのではないかと、当社はそんなトラストの役割を担っていききたい」と掲載している企業があります。こうした精神をぜひ見習いたいものです。

さて、寒河江市長選、山形県知事選、そして天童市長選と首長選挙が続いておりますが、選挙公約に必ず登場するのが行財政改革であります。三位一体改革の全容がはっきりしない中ではありますが、地方の財政状況は待ったなしの状況であり、当然のことです。最近の新聞等の報道には、県内各市の新年度予算案がよく掲載されておりますが、いずれも経常収支比率、公債費比率は非常に厳しいものがあります。こうした実情は決して我が寒河江市も例外ではなく、今後行財政改革をどのように進め、財源を確保するかは喫緊の課題であり、市長は今後どのように取り組まれるつもりなのか改めて見解を伺いたいと思ます。

次に、指定管理者制度の対応について伺います。

改正地方自治法が平成15年9月に施行されたことに伴い、これまで公の施設の管理は地方自治体が直接行うか、管理委託制度を適用し、地方自治体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行うものでしたが、指定管理者制度は、条例の定めるところにより地方自治体の指定を受けたものが公の

施設を管理代行するものであり、したがって民間企業やNPOなどにも指定管理者の門戸が広く開かれることになります。また、管理委託制度に比べ、指定管理者制度に基づく指定管理者には、使用の許可、取り消しなどの行政処分についても委託できるとされています。したがって、指定管理者には公共性の確保という視点が求められます。

この制度のメリットは、一つには、一元的に管理運営することによって施設の効果的な運営管理がなされま  
す。二つには、住民が地域の施設管理運営に主体的に参加することが期待でき、三つには、民間のノウハウを  
導入することによって新たな行政サービスが期待できる。四つには、当該施設の管理に要する経費の削減が見  
込まれるなどがあります。行財政改革を進める上で、積極的にアウトソーシングを進めるべきときであり、コ  
スト削減と行政のスリム化を図ると同時に、人材をコア業務、いわゆる中核業務に集中していくことが重要と  
考えます。

この制度の導入については経過措置が定められており、これまで管理委託制度を行っていた施設については  
平成18年9月までに直営か指定管理者制度に移行するか選択しなければならず、指定管理者制度に移行する場  
合はそれまでに条例を改正しなければならないし、議会も2度通さねばなりません。市長は指定管理者制度  
導入にどのような見解をお持ちか伺います。

次に、高度情報化社会の対応について伺います。

この情報通信技術のことについては、平成13年3月議会、平成15年3月議会で私と那須議員が一般質問をし  
ており、行財政改革を進める上で、また、市民がこれからのライフスタイルを送る上で、市長には情報通信技  
術の重要性は十分理解をいただいていると解釈しておりますが、この分野はまさに日進月歩の勢いで著しく進  
化しております。個人情報保護などの部分で民間企業はかなり変化して対応しています。そこで改めて、庁内  
LANや電子市役所の進捗状況と現況について改めて伺いたいと思います。

次に、IT講習会について伺います。

財政が厳しい折とはいえ、何度も申しあげようですが、これからの時代を生きる上で情報通信技術の習得  
は老若男女を問わず必要不可欠であり、今現在でもデジタルデバイト、情報格差の拡大は確実に広がりつつあ  
ると思います。よって、IT講習会はまだまだ必要であり、講習の内容も市民の実情を把握しながら進めるべ  
きと考えます。

そこで、2点について伺います。一つは、講習会を受けている人からアンケートなどをとり集計したもの  
はないか。あればその結果について。また、今後のIT講習会の開催をどのように考えておられるのか市長の見  
解を伺い、第1問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 行財政改革について答弁申し上げます。

地方自治体は、より高度化、多様化する住民ニーズに常に的確にこたえていくことが求められております。そのため、常に事務事業の見直しと効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービスを提供するよう努めていかなければならないものであり、常に行財政改革に取り組んでいかなければならないものと考えております。

御案内のように、現在、国においては平成18年度までに補助金の削減、地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体的に行う三位一体の改革を進めており、今後、大幅な景気回復が見込めない状況の中において、地方自治体の財政状況はますます厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中において、高度化、多様化する住民ニーズにこたえ、新時代における活力ある寒河江市を創造するには、市の事務事業を根本から見直すとともに、その実施方法の効率化を図り、より少ない行政資源でより多くのサービスを提供できる仕組みを構築していく必要があると考えているところであります。

そのため、新たに行財政改革大綱を策定し、財政と一体となった行財政改革を精力的に進めていかなければならないと考えているところであります。新たな行財政改革を推進する上で、行政と住民との役割分担や、民間活力の活用という意味も含めた住民との協働を重視しなければならないと思っており、民間委託というものが大きな課題となります。さらに、組織の見直しや職員の定数削減、職員給与の問題、普通財産などの検討といった大きな問題があり、行財政改革を確実に進めるため、平成17年度から新たに行財政改革を担当する行財政改革推進課の設置を予定したところでございます。

大綱の策定については、1月20日の議員懇談会において担当課長が説明しましたスケジュールに沿って進めてまいりますが、市民の意見を十分踏まえるために、4月には各層座談会を開催し、6月には行財政改革推進委員会に諮問して大綱を策定してまいります。さらには議会からの御提言もお願いしているところであり、全市一丸となって12月までに大綱を策定してまいる予定であります。そして、大綱に基づき、行財政改革を進めながら、今の厳しい状況を乗り越え、新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、財源の確保についての御質問がありました。

安定した行財政運営を行うためには、いかに財源を確保するかが課題であります。本市においては、これまで高速交通網の進展によりこれらを見据え、寒河江中央工業団地の造成、寒河江駅前区画整理、幹線道路の整備、チェリーランド、チェリークア・パークなどの事業を積極的に展開してまいりました。その結果、優良企業の誘致、都市緑化フェアの開催による情報発信、さらには新たな住宅地を生み、税収の増が図られたと思っております。今後もこれら資産を生かし、なおかつ継続している事業については早期完成を目指し、早期に経済効果を生むよう知恵を出し合ってまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますし、定住と地域経済の活性化を図ることにより財源の確保につなげていきたいと考えております。

次に、指定管理者制度のことについての質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、これまで公の施設の管理を委託できるのは、自治法の規定により自治体が50%以上出資している法人や公共団体等に限定されておりましたが、平成15年の改正により指定管理者制度が導入され、株式会社など民間事業者へ委託することが可能となりました。この指定管理者制度は、民間経営の発想やノウハウの取り入れによって住民サービスの向上や行政コストの縮減を目的として導入されるもので、受託者の拡大のほか、これまで委託できなかった使用許可や許可の取り消しも委託できることとされております。行財政改革

による民間委託を検討する中で、行政コストの縮減や民間の活性化につながる指定管理者制度の導入を考えていかなければならないものと思っております。

この指定管理者制度の導入については、昨年から庁内で検討を始めました。本市には現在管理委託している施設が体育館、老人福祉センター、技術交流プラザ、いこいの森など21施設があり、これらの施設については、法律の経過措置により、平成18年9月までに直営にするか、それから指定管理者制度へ移行するか決定しなければならぬ、御案内のとおりでございます。

効率的な管理ができるという考えから、これまで管理委託をしてきたわけでありますので、原則としてこれらの施設については平成18年4月から指定管理者制度へ移行したいと考えているところであります。そのために、ことし6月議会に指定管理者に関する条例案を提出し、指定管理者制度を導入する施設を決定するものであります。その条例に基づいて、秋までに公募を行い、施設管理の委託を受ける指定管理者の候補者を選定し、12月議会で指定管理者の議決をいただいております。また、21施設以外の郷土館や市民浴場などの直営施設についても、できるだけ早く指定管理者制度の導入を順次進めてまいりたいと考えております。指定管理者制度の趣旨を十分踏まえ、民間でできることは民間にお願いし、行政と民間との役割分担を進め、本市が目指す協働社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、庁内LANとか、あるいはIT講習会の御質問にお答え申し上げます。

本市の庁内LANの状況でございますが、現在、本庁舎のすべての課のほかには下水道課、健康福祉課、市立病院、水道事業所、社会教育課が共通回線で接続されております。平成17年度には財務会計システムの導入を予定しており、それにあわせて地区公民館、小中学校、保育所など残りのすべての部署が通信回線で接続され、庁内LANの整備が完了するという状況にあります。

次に、電子市役所の進捗状況についてでございますが、電子市役所は、住民が自宅や会社にいながらインターネットを介して多様な行政サービスを受けられるようにするというものですが、具体的には電子申請や電子届け出、行政情報の提供などです。電子申請や電子届け出につきましては、県において平成16年9月に山形県電子県庁推進計画を制定し、その中で山形県と県内44市町村の共同でシステムを構築することを計画し、現在、山形県情報推進県市町村連絡会議が組織され、その中で進められているところであります。本市にとりましても、単独でシステムを導入するより費用が縮減されると考えております。

次に、IT講習会の御質問がありました。お答えします。

平成16年度に実施した講習会でございますが、パソコンを使ったことがないような初心者を対象にした初級コースと、パソコンの基本操作をある程度身につけられた方を対象にした中級コースに分けて、それぞれ1講座20名定員で開催いたしました。初級コースにつきましては、市職員が講師となり、IT入門編として11講座開催しております。中級コースにつきましては、山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助事業を活用して民間企業委託事業として開催しており、文書作成ソフトの講習会ワード編や、表計算ソフトの講習会エクセル基礎編など10講座を開催しました。

受講者のアンケート結果についての御質問でございますが、各講習会終了後に今後の参考にするためアンケートを実施いたしました。平成16年度の結果でございますが、委託開催分については契約期間が終了していないため市開催分の集計のみになります。154人の方から回答をいただいております。154人の内訳は、男性が62人、女性が92人。また、年齢構成では50歳代の受講者が最も多くなっており、さらに50歳以上の受講者は全体の6割を占めております。受講目的では、6割以上の方が興味、趣味といった目的で受講されております。講座の理解度についてでございますが、受講された方のうち半数以上の方がほとんど理解できたと回答されて

おります。

今後のIT講習会開催の見通しについてでございますが、今後ますます社会や生活に情報通信機器の浸透が進み、情報化が進むことが予想されます。このような状況の中で、今後市が講習会を開催する役割は、新たにパソコンに興味を持った方の後押しをすることや、いわゆる情報弱者に対し必要な手を差し伸べることとし、講習会を継続する必要があると考えております。

現在、市内にはパソコン講習を行っている企業が3社ほどあります。産業構造の変化が求められている中、こうした企業が本市において成長していくのは非常に大切なことであり、民業を圧迫しないという観点からも、さらなる知識習得を目指す方は民間の企業において習得をしていただくことを考えているところであります。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 答弁ありがとうございます。

もう少し一生懸命聞かなくてはいけないかなと思ったのですが、余りいい答弁をいただいたものから、ちょっと聞いていて何と2問目をやろうかなと。

冗談はさておきまして、指定管理者制度にお話を持っていったのは、市長の給与あるいは幹部の方々の給与等々減額、そしてまた職員の不補充というような形でここ数年来行財政改革に取り組んできた中で、ただ、このまま行ってしまうと恐らく8年ぐらいの間にはもう100名、約2割ぐらいの職員の数が減るのかなというふうに私なりに試算していたところでした。

そんなことも含めると、だんだんだんだんウエートの非常に職員にかかる負担も厳しいものがあるのではないかと、そういうようなことを考えると、どうしても指定管理者制度などは導入せざるを得ないのかなと。もちろんこれは未来永劫に職員の不補充なんてことはあり得ないと思いますけれども、そんな意味も含めて質問のテーマとさせていただきます。十分御理解をいただいたと思います。大変ありがとうございました。

それから、IT講習会についてですが、ことし1月19日の山新に非常におもしろい記事が掲載されておりまして、平均年齢76歳の15名のお年寄りたちが毎週土曜日六供町公民館で行っているパソコン教室の記事であります。勉強会を開いて3年目というようなことで、経費節約のために講師はなく、自分たちだけで互いに教え合い、1人でも納得しないと次に進まない、というような方針のようでございます。会員の方はパソコンを使って年賀状を交換したり、あるいはホームページを開設して友人の拡大に使ったり、いずれにしても高齢化社会の対応も含めて非常にいいものが我が寒河江市にも出てきたなというふうに私なりに思いました。また、極めて1人満足したというか、称賛を送ったような次第です。

この情報通信技術の分野に関しては、とにかく民間がかなり先行しているのではないかなというふうに私は思っております。そういうふうな中で、寒河江市がおくれているということではないかもしれませんが、しかし、やっぱりさっきも申しあげた行財政改革等々も含んだ中でというようなことになると、もっとシビアな対応をしてもいいのかなというふうな気がしております。でき得るならば、また職制でも置いていただけないものかなというふうに私なりに思っているところです。

とにかく時の流れが非常に早い、パソコンに関してなんかはもう3カ月、4カ月の間には新しい機種が出てくる。また、機能もその都度変わってくる。また、逆にそれにかかわる個人情報保護とか、あるいはハッカーであるとかウイルスであるとか、それからシステムそのものも本当に日進月歩の中で変わっていくというふうな業界であります。そういうようなことを考えると、それはそう簡単に職制というわけにはいかないのかもしれませんが、少なくとも平成14年には主幹まで置いていただいた経緯もございます。でき得るならば、そういったことをリードしていくためにもそういうような方向づけはできないものかなというふうに思っております。

それから、講習会のことに関しては、答弁のとおりであろうなというふうには思いますが、ただ、かなり商売としてパソコンを使っている中で、ホームページとかそういったものでインターネットを経由して、個人的に商売をやっていらっしゃるような方もかなりふえているというふうに私は考えておりますので、いろいろアンケートも整理した中での取り組みだということですが、もう少しレベルは上がっているのかなというふうな、要するに市民レベルは上がっているのかなというふうな感じがするものですから、その辺をよく把握していただいた中で、講習会の内容も検討していただきたいなということを申しあげたいと思います。



以上、私なりの提言を申しあげました。市長の御所見があればお伺いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 行財政改革でございますけれども、これにつきましては、何回も申しあげましたとおり、皆行政が抱える時代というのは去ったなど、このように思っておりますので、行政と民間が相提携して、持ち合っているものを十分出し合って、そしてまた民間の活力を増進するという方向で行かなければこれからの時代は乗り切れないものと、このように思っております。

それから、IT関係のリードするような職制というようなもの、あるいは講座開設ということについてでございますけれども、十分流れといいますか、あるいは市民の勉強の度合いとか、あるいは今後の予想と将来の見通しというようなものを十分考慮に入れて、市としてどうしなくてはならないか、どのようなことを取り入れるべきかというようなこともさらに研究して対応してまいりたいと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時47分

---

再 開 午前11時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 私は、日本共産党を代表し、昨年12月26日投票で実施された市長選挙において市民の声をどのようにとらえ、どんな感想を持たれたか、また、争点となった幾つかの課題についてどのように考え、進めようとしているのか市長の見解を伺います。

また、教育委員長には、昨年12月議会で緑政会議員の質問に対し市長の中学校給食を検討する委員会の設置を教育委員会に要請するとの答弁を受けて、教育委員会はどのように受けとめておられるのか、順次質問してまいりますので、市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、市長に選挙を戦っての見解をお伺いいたします。

今回の選挙は、5期20年間市長を務められた佐藤市長と新人の松田伸一候補との一騎討ちの戦いでした。選挙の結果は、投票率は過去最低の63.51%、得票は現市長の1万4,055票、得票率64.52%、松田伸一候補の得票は7,726票、得票率35.47%で、佐藤市長が当選されました。

この選挙戦の大きな特徴は、5期20年間続いた佐藤市政を今後とも続けさせるのか、大型公共事業中心の市政から市民生活を最も重視する市政に変えていくのかの選択を迫られた選挙だったと思います。市民の中には幾ら待っても中学校給食が実現しないことに対する怒りや、低家賃で入居できる市営住宅が不足しているのに対策がとられないことへの不満、駅前の公衆浴場を待ち望んでいる人、さらには5期20年という長い期間権力の座に座り続けてきた市長におごりやワンマンが増幅してきて、反対の意見などを謙虚に聞く耳を持たない、闊達な意見の交換ができないなど自分たちの願いや要求がなかなか実現されない寒河江市政に怒りや不満を抱えている人たちが渦巻いていました。

このような現状を変えたい、毎日の暮らしが安心して豊かさが実感できる寒河江市に変えていきたい、そんな志を抱いた人たちが立ち上がって結成されたのが「みんなの願い託そう会」でした。松田伸一氏は、その代表として市長選挙に出馬する決意をされたのですが、候補者となった彼の周りには、寒河江市を変えてほしいと願っている人や彼の勇氣ある行動に感動した人たちが党派を超えて結集し、支援の輪を広げていきました。選挙の結果は残念ながら破れましたが、投票者の3人に1人は松田候補に投票をしております。松田候補が選挙戦を通して訴えてきた中学校給食の実現や、むだの多い大型公共事業の見直し、中心商店街の活性化、将来を担う人材育成などなどの政策が市民の共感を得、7,726人もの人たちが松田候補に投票し、寒河江市の改革を託したことを証明するものとなりました。

市長は、1万4,055票の得票で再選されましたが、7,726票という3人に1人以上の市民が批判票を投じたという事実をどのように受けとめ、この票に込められた市民の声なき声をどのように市政に反映していく考えかお伺いいたします。

次に、争点となった幾つかの課題についてお伺いいたします。

一つは、大型公共事業の是非について見解を伺います。共産党議員団は、これまで一般質問やさまざまな機会をとらえて大型公共事業の是非について市長の考えをただし、提言なども行ってきました。寒河江市は、有利な起債や補助事業は全面受け入れの形で大型の公共事業を次々と実施してきました。その中には、市民にとって必要なものもありますが、今すぐ必要としないものや、将来においても大きな負担となるものも数多くあります。観光や集客を目的としたイベント施設や、大型プロジェクト事業などは国の景気が上向きになっているときであればいざ知らず、出口が見えない経済不況の中、国民の暮らしがますます苦境に立たされている現状を考えれば、見直しや中止も視野に入れた転換をすべきと私たちは考えます。

その最大の事業は、最上川緑地に現在工事を進めている多目的水面広場であり、事業への撤退や未処分地を抱えていまだに広大な空き地となっているチェリークア・パーク事業です。これらの事業は、当局が提案し議会の議決を得て実施されているものであり、何ら問題になるものではないと市長は言うておられますが、これらの事業の内容や市の財政状況を知った市民からは、市はなぜこんな財政が大変なときに市民に余り関係のない大型の事業に大金をつぎ込むのか、チェリークア・パークの買い戻された土地の利息は市民の税金がつぎ込まれており、だれが使用するのかわからない多目的水面広場の工事代や維持管理費など、その

ツケは結局市民一人一人将来にわたって背負わなければならなくなる、そんなところに莫大なお金を使うよりも、長い間市民が要望している中学校給食の実施や駅前公衆浴場の設置、低家賃で入れる市営アパートの建設など、市民が必要としているところに市民の税金を使ってもらいたいものだ、こういった声がちまたのあちこちから聞かれました。

今回の選挙は、大型事業をこのまま続けるのか、住民の暮らしを中心に据えたまちづくりに転換していくのか、その選択をめぐる論争が大いに戦われた選挙だったと思います。市長は、今議会に提案された市政運営要旨の中で、ますます厳しさを増す財政状況の中、行財政改革を断固推し進めていくと決意を述べておられます。

行財政改革の最も重要なポイントは、むだを省き、住民が最も必要とする事業や施策に予算や人を重点配分することだと理解するところですが、そういった観点からすれば、多目的水面広場の見直しやチェリークア・パークの未利用用地の用途変更など真っ先に行くべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、中学校給食に対する市長の考えをお伺いいたします。

今回の市長選挙のもう一つの争点に中学校給食があったと思います。市長は、選挙直前の12月議会で、与党緑政会の石川議員が中学校給食の問題に触れ、検討委員会が中学校給食は必要なしという結論を出してから12年が経過し、あのころから見れば現在の情勢は大きくさま変わりしている、再度検討委員会を設置して中学校給食についての検討をしてはどうかとの質問をされました。この質問に対し、市長は、給食については教育委員会の所管になるが、市長として教育委員会に検討委員会の設置を要請すると答弁されました。この答弁の真意はどこにあるのかを市長に伺います。

市長並びに教育委員会は、これまで中学校給食の実施をかたくなに拒み続け、実施をしてきませんでした。一昨年12月議会で、私は中学校給食に対する市長の見解を伺っております。これに対する市長の答弁は、教育委員会の考え方や方針を尊重し、現行どおりでいいとし、さらに教育を取り巻く環境は12年前と基本的に変わりはなく、逆に弁当給食の持つ意味は大きくなっているというものでした。また、中学生の弁当についての調査や、母親たちとの話し合いについても、やる考えはないという答弁でした。

この答弁から1年たつた間、前回の答弁を翻す形で、検討委員会の答申が出てから12年が経過し、社会情勢も子供たちを取り巻く環境も大きく変わっている、教育全般にわたって検討することが必要と思うので、教育委員会に対し検討委員会の設置を要請すると答弁されました。

市長は、これまで一貫して12年前の検討委員会の答申を尊重するとし、私を含め同僚議員が幾ら12年間の情勢の変化や子供たちの置かれている現状などについて、実態を踏まえた説明をしても聞く耳を持ちませんでした。ところが、手のひらを返すように、これまでと全く逆の趣旨の答弁をされたのはなぜなのか。市長選挙を直前にして市民の中でこのことが大きな争点になってきていたのを無視できず、争点そらしの戦術的な転換ではなかったのかと疑われるところですが、その本心はどうか。今の時点での市長の見解を伺いたいと思います。

また、このことについて、今回の施政方針では全く触れられていません。市長選挙であれほど大きな争点になった中学校給食問題について、市長の姿勢が明らかにされず、一言も触れていないのはなぜなのか伺います。

また、選挙戦を目前に緑政会が発行した緑政ニュースが新聞折り込みされて全戸に配布されたことは周知のとおりです。記事は「12月議会で市長が給食問題について答弁」の大見出しが紙面を飾り、市長答弁の囲みの中は、学校給食は法律上教育委員会の所掌事務であるが、本市の総体的な教育のあり方を給食問題も含め十分調査検討する場を設けてはいかかと教育委員会に要請しますというものでした。「緑政会は政策集団」とのタイトルで出されている記事の内容は、緑政会は早期に中学校給食検討委員会設立に頑張りますとあり、平成15年12月議会に中学校給食を求める請願が出されたときに、緑政会の総意として中学校給食には反対と反対討論をした事実を知っている市民にとっては大変驚かされる記事の中身でした。

しかし、この記事を見て早とちりした市民からは「今度給食するんだね」という言葉が返ってきたり、「今度は給食なるんでないか」といった期待の声も聞かれました。市長は、これらの市民の期待を真剣に受けとめ、給食を実施すべきという立場に立たれるのか、あくまでも検討委員会にげたを預け、検討委員会の



結果次第と責任を転嫁してしまうのか、どのような考えなのかお伺いいたします。

次に、教育委員長にお伺いいたします。市長より検討委員会の設置要請を受けて、この検討委員会はどのような内容にしていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

まず初めに、昨年12月議会で、市長が検討委員会の設置を教育委員会に要請すると答弁した時点で、市長の答弁と教育委員長の答弁には微妙なずれがあったと感じられました。市長が、中学校給食については広く教育全般の中で調査検討すべきとしていますが、教育委員長は、教育全般にわたっての調査検討ということで、これまで教育委員会が堅持してきたミルク給食という考え方に変わりはないと答弁されております。この基本的な考え方は今も変わりがないのかどうかお伺いいたします。

市長選が終わっての1月28日、中学校給食をすすめる会では、検討委員会の中身について教育委員長との話し合いを求め、教育委員会に伺ったと聞いています。対応してくださった大谷教育長は、教育委員会としてはまだ話し合いはしていない、白紙の状態ですと言っておられたそうですが、その後話し合いは行われたのかどうかお伺いいたします。

検討委員会の内容についてお伺いいたします。

市長は、教育委員会に対し検討委員会を設置するよう要請したとありますが、検討委員会の中身についてどのような検討を求められているのかお伺いいたします。広く教育問題全般にわたっての検討ということになれば、幅広く何をどのように検討するのか焦点が絞れなくなると思いますし、今回、市長が検討委員会の設置を要請した背景には、給食の実施を求める市民の声が遅まきながら市長の耳にも届いたからにはほかならないと考えます。ぜひ中学校給食を焦点に据えた検討の内容にすべきと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、検討委員会の人選について伺います。

委員はどれくらいの人数を、どのような基準で選ぶのか。前回の検討委員会の人選は、中学校給食についての検討をするという目的でありながら、その人選には母親の代表が入っていなかったり、給食現場で働いている人が入っていなかったり、PTAの代表や役職の代表で役員になった人は、任期が終われば別の人にかわり、責任ある検討ができないといった問題もありました。そういった意味でも検討委員の人選は慎重に適切な人を選ぶことが求められますが、委員長はどのような人選を考えておられるのか伺います。

次に、検討の期間について伺います。

前回の検討は2年半という長期にわたるものでした。長ければいいというものではないし、いつまでも結論を引き延ばし、最後に必要なしというような結論が出されたのでは市民の信頼を失うことになりかねません。緑政会のニュースには、できるだけ早く結論を出すよう働きかけるという内容が載っていましたが、どれくらいの期間をかけて検討するつもりなのかお伺いいたします。

次に、会議の公開についてお伺いいたします。

前回の検討委員会は非公開とされ、会議の中でどのような話し合いがなされたのか市民には全くわかりませんでした。会議については原則公開とし、市民が検討の様子をつぶさに知ることができるようにすべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市長選挙を戦っての見解が問われております。お答えいたします。

初当選以来20年間、私は真に市としてあるべき姿を常に問いながら1施策1事業を大事にかつ積極的に取り組んでまいりました。これまで新第3次振興計画に続き、平成17年度が最終年度となる第4次寒河江市振興計画を策定し、それを具現化してまいりました。チェリーランドや寒河江中央工業団地の拡張を初めとして、寒河江駅前中心市街地整備事業に至るまでの間、さまざまな事業を展開してきたわけであり、日本一のさくらんぼの里づくり、花・緑・せせらぎで彩られた寒河江、みこしのまち、そしてグラウンドワークによるまちづくりと、市民みずからが自分のまちを誇れるまちとなったと思っております。

こうしたまちづくりが人口にもあらわれておまして、県内13市の中では人口がふえている2市に入っておるわけでございまして、また一方では福祉などのきめ細かな住民サービスの向上に努めてまいりました。常に時代の流れというものを先取りし、交流と定住を目指し、さらに質の高い住民サービスを提供できるように取り組んでまいりました。このたびの選挙においては、こうしたこれまでの実績に対しまして市民の皆様から評価をいただいたものと考えているところであります。

ことは第5次寒河江市振興計画を策定していかなければなりません。選挙公約で私はこれからの寒河江市はより美しく、より豊かに、より元気でなければならないとし、具体的な諸施策を掲げ、より品格のある潤いと安らぎのあるまち、次世代が誇れる夢と希望の持てるまちづくりを実現することを訴えてまいりました。

本市を取り巻く厳しい状況下にあります、それを乗り越え、公約の実現を願う多くの市民の声がありました。そして、何よりもこれまでの発展し築き上げてきた20年間の実績を基盤とし、これから先安定した繁栄の道を構築しようとする私の決意に対し多くの市民が支持され、1票を投じていただいたものと思っております。

批判票と言われましたが、私はそれらの票はいろいろな考え方、見方というものや支持政党があったものと思っております。それらが相手候補者に投じられたものだと思っております。このたびの選挙において、多くの市民の皆様から厚い信任と支持をいただいたということでもありますので、その重責を十分認識しながらこれからの行政、市政運営に当たってまいりたいと思っております。

それから、同じく市長選挙に当たっての大型公共事業についてのお尋ねもありません。

私は、このたびの選挙の公約の中で、河川空間、スマートインターの整備活用によるスポレクの振興と観光物産基盤の充実を掲げました。本市がより元気になっていくためには、多目的水面広場やチェリークア・パークというものをぜひとも実現しなければならない事業と考えております。最上川寒河江緑地整備事業と最上川ふるさと総合公園事業、そしてクア・パーク内の滞在型施設でございます。これら三つの事業を結びつけることによりまして、最上川沿岸最大規模のスポーツレクリエーション基地を構築する、あるいはイベント広場を構築するものと思っております。これまでサービスエリア設置とあわせ、高速道路から直接乗り入れ可能なゲートの設置を国及び日本道路公団に強く要望してまいりました。その結果、ETC専用のインターチェンジ、いわゆるスマートインターチェンジが昨年12月国の社会実験という形で実現したのでございます。

また、今年度は、IT企業である楽天がプロ野球に参入し、球団東北楽天ゴールデンイーグルスが仙台を本拠地として結成されたわけであり、その結果、山形県でも2軍の試合であります。そのうちチェリークア・パークに近接する山形県野球場では33試合が予定されていると聞いております。こうした動きは周辺市町にも大きな波及効果を生むことは事実でありまして、寒河江市にとりまして大いに期待されるものと考えております。これまで私どもが手がけてきたクア・パークや多目的水面広場の整備を

取り巻く状況というものが大きく変化していることを考えれば、地域交流が一層活発になるとともに、市内企業の経済活動にも拍車がかかるものと考えております。

以上のことから、多くの市民から支持された観光基盤の充実、強化を図る上でも最上川寒河江緑地整備事業、最上川ふるさと総合公園、民活エリアの三つの事業の早期の完成と活用に向けて努めていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、中学校給食についての御質問がございました。

中学校給食については、12月の定例会において私の考えを述べたところであります。本市の中学校給食について、検討委員会において検討されて以来12年を経過し、当時と比べて家族形態の変化、それから核家族、単独世帯の増、そして共働きの増、就業時間帯の多様化と社会構造が大きく変わったこと、また、近年、青少年が引き起こす凶悪事件や家庭内の殺傷事件を数多く耳にするなど、そして非行なども低年齢化し、人と人のかかわりが家庭内にあって薄れ、社会性や自制心がはぐくまれなくなっているのではないかなど、また、教育面では少子化に伴う生徒数の減少、週休2日制の実施、ゆとり教育から学力向上への転換など社会構造や青少年を取り巻く環境、そして教育環境というものは年々変化している状況を述べているものでございます。こうした状況下において、中学校給食については、本市の総体的な教育を検討する中で論じる必要があると考え、さきの12月の質問に答弁したものでございます。

また、学校給食に関する件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の所掌事務でありますので、中学校給食の今後については、広い立場で総合的見地から議論する場を教育委員会に設け、十分調査検討してはどうか、そして審議経過、検討内容について十分情報提供し、広く意見をいただき、それを見据えて実施するか否かの結論を出してはどうかという考えを、議会終了後教育委員会にその旨要請したところでございます。

このように、私は法律に基づいて見解を述べたものでありまして、手のひらを返すなどとか選挙を前に争点をそらす戦術的な転換だと言われるのは筋違いであると思っております。もし、市長が直ちに判断するとしたならば、それは教育委員会を無視することになり、法律に反することになると思っております。

また、施政方針に触れられていないとのことでございますけれども、教育委員会に市長として要請したものでありますので、その結果というものがまだ出されていないことから、その推移を今後見守っていくということでございます。また、教育委員会で検討された意向というものをこれまで同様尊重すべきと考えておりますので、責任を転嫁し教育委員会にげたを預けたなどという物の言いようはいかがなものかなと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えを申し上げます。

まず初めに、中学校給食についての基本的考え方についてであります。このことについては、昨年12月議会の中でもお答え申し上げたところでありますが、今も変わっておりません。しかしながら、教育を取り巻く環境は常に変化しているわけであり、直面する教育課題について絶えず情報を収集したり、広く意見をお伺いしながらよりよい教育環境づくりを目指し、研究していくという姿勢、あるいは基本的な考え方というものもまた変わっておりません。

教育委員会といたしましては、これからの寒河江市の教育のあるべき姿というものを見据えながら、今後ともこのような姿勢で中学校給食の問題を初めさまざまな教育課題に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、中学校給食に関して検討する場の設置についての御質問にお答え申し上げます。

このことに関しましては、昨年12月市長より要請があったところであり、その内容につきましては、今後、寒河江市の総体的な教育のあり方を検討する中で、これからの中学校給食についても広い立場、総合的見地から論議する場を教育委員会に設け、十分調査検討してほしいというものでありました。教育委員会としては、市長からの要請を受け、このことに対してどのように対処していくかということについて今後教育委員会内部で協議、検討してまいらなければならないと認識しております。

したがって、検討の内容、委員の人選、検討の期間、さらには会議の公開などについての御質問がありましたが、まだ協議していない段階にありますので、御質問の件につきましては現時点ではお答えできないことを御理解いただきたいと思います。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、市長に対しては7,726票の批判票をどのように受けとめられたかということをお伺いしたわけですが、市長はこれは批判票というふうには受け取らないと、支持政党の違いもあるし、そういういろいろな考え方があるから、そういう人たちが相手候補に投票したのであろうというようなことをおっしゃいました。

でも、7,726票という票の中には、やはり今まで市長がやってきたことに対する批判票も大いに含まれていたら私たちは考えているところです。批判をするということに対して悪口を言うというふうにとらえられている方がいるようですけれども、批判と悪口というのは違うわけですね。批判というのは、よい点、悪い点というものを論評して、そしてその価値を判定する、これが批判ということでありまして、悪口というのは、その人やその企業とかいろいろなことをあしざまに悪く言うと、これが悪口ということでありまして、それは違った意味があるということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

私たちは往々にして評価を受けることに対して、褒められることに対しては非常に心地よいものでありますけれども、批判されることには耳が痛かったり、また、気分を害したりということがあるわけです。しかし、為政者、殊に市長という頂点に立つ人は、反対側の意見とか考え方には耳を傾けて、なぜそうなのか、どうしてそういう意見が出るのかということ相手を立場に立って考えてみるということが必要であろうというふうに思います。市長は、市民の声をよく聞いて議会の議決を得て進めているとよく言われます。けれども、議会の議決を得たことであっても、それが住民の本当の意思とは反することというのがたびたびあると思うんです。

今回、非常に関心を集め、また、私たちも注目しておりました合併問題なんかについて考えてみましても、市長はもう推進派、そして議会でも進めるべきというようなのが多数を占めている市町村においても、住民投票の結果は住民の意思が全く反対の立場であったというようなことがあるわけですね。その逆もあり得るわけですが、そのように、住民の本意というのはなかなかつかみ切れないものだというふうに私は考えるところです。

ですから、市長は、事業を進めるに当たって少数意見も考慮して、いろいろと意見を聞きながらやっているんだというふうにおっしゃいますけれども、どのような方法でこの少数の意見を聞いておられるのか。そして、多数決で進めるということについて、多数であれば反対意見があってもそれを進めてよいというふうに考えておられるのか、そのところをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、大型公共事業についてですけれども、多目的水面広場の見直しとかチェリークア・パークの未利用地の用途変更については、これまでも多くの方がこの議場で市長の見解をただして、また、提言なども行っております。緑地整備については、当初15年度事業費は16年度の実施計画では1億5,000万円削減されて8億5,000万円に減額されておりますね。この減額の理由、そして内容はどのようなものなのかをお伺いをしたいと思います。

こういう大型の事業が進められていながら、市民が本当に要望している、要望の強い側溝整備費とかオーバーレイの予算などは、16年度の実施計画より3分の1に減らされているんですね。こういう実態を見ると、やっぱり行革だから一般の全体的に予算を縮減したというふうに市長おっしゃいますけれども、大型公共事業は進めながら一方で市民生活に本当に必要とされているものが、予算が減らされているということについては、私たちは本当にこれはおかしいのではないかというふうに言わざるを得ないわけです。

当初、緑地整備事業は総事業費が15億円となっていましたけれども、その中で水面広場が9億円、そして公



園には約4億円だというふうには言われておりました。ところが、16年度の実施計画では総額が10億円に変更されて、水面広場にかかる予算がおよそ6億8,500万円というふうには言われていました。ところが、今度は17年度の実施計画では事業費が8億5,000万円に減額されているんですね。ですから、市長はむだな公共事業をやるな、やるなというふうには言われているから切り詰めたんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、この事業の当初計画そのものがずさんだったのではないかとわざわざを言えないと思います。

例えば、地元から要望があった運動広場などをつくるのであれば、総額15億円などという大きな予算を使わなくても事業はできたのではないかというふうに思うわけですね。総事業費の半分以上が有利な起債だからといっても、その半分は寒河江市が負担しなければならないわけですね。ですから、大規模工事の中で運動公園だけ整備するというふうになりますと、3億円か4億円の間にできるのではないかというふうに思うんです。ですから、大規模工事をするによって、かえって本来しなければならない、本来目的としていた運動公園の事業費も大幅に膨れ上がってしまうという、そういう結果になるのではないかなというふうな気がするわけです。

これからも事業費のツケ、借金返済そして維持管理費というものがこれからもついて回るわけですから、それが非常に将来にとって大きな負担になるのではないかというふうな気がいたします。この工事費や維持管理費に対して、それではこの最上川緑地を整備したことによってどれくらいの効果があるというふうに市長は考えていらっしゃるんですか。年間維持管理費とか、それから返済する金額とかというものが出てくるわけですが、これに対して1年間でそれではどれくらいの費用対効果といえますか、そういうものが見込まれるのか。どういうふうな計画でそれを考えていらっしゃるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、チェリークア・パークについてもこれまでいろいろな点で質問をされているわけですが、中国パールの買い戻しの土地、これは1万坪あるわけですが、これに対して開発公社に支払われている利子が1年間で約350万円になっているということがあるわけですね。この膨大な土地に今事業展開しているというのは、ホテルシンフォニーアネックス、そして農協ですか、あとの土地はもう遊んでいるというか、何もなっていないと。こういうところに市長はこれまでずっと引き合いがあると、新しく参入する事業者を募っていると、探しているというようなことがありましたけれども、これらの未利用地をこれからもずっと放っておくということになりますと、それに対する利子代とか、それから土地代なんかもあるわけですね。これが将来的に大きなツケになっていくのではないかというふうに心配されるわけです。ですから、これは市長の見通しが甘かったのではないかなというふうに指摘せざるを得ないわけですが、今のうちに何とか方向転換をして利活用できるような方法を考えるべきではないかと思っておりますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

それから、給食問題についてですが、市長は市長選を前に手のひらを返すような答弁をしたとかそういうものではないと、これまでずっと12年間の情勢を見てきて、少年非行の問題とか共稼ぎの増加とか、いろいろな社会情勢が変わってきているので給食も教育問題の中で検討すべきでないかということをや要請したのだと言われましたけれども、私から言わせれば、青少年の非行化の問題とか共稼ぎの問題、そういうものはもう去年、おとしにわかってきたわけでは、あらわれてきたわけではなくて、もう既に十何年も前からそういう傾向はあったわけですね。ですから、いまさらそういうことを言うというのは非常に唐突な感じを受けたわけです。

ですが、本当に市長が今の現状を何とか変えていかなければならないというふうな立場に立って中学校給食も検討すべきだというふうな考えになっておられるのであればそれは非常にうれしいことだというふうに思いますけれども、このまま教育委員会に検討を任せて、そしてあとはどうなるか、それは検討次第だとい

うふうにげたを投げてしまわれるというのは非常におかしいのではないかというふうに思うわけです。

といいますのも、市長が検討委員会の設置を教育委員会に要請したという緑政ニュースが市民に非常に大きなインパクトを与えたというふうに思うんです。あのチラシを見て市長も今度は中学校給食に前向きになったんだねと、してくれるかもしれないというような期待を持って市長に1票を投じたという人は少なくないというふうには考えております。そういう意味からも、市長の答弁というのは非常に重いわけですし、そして責任もあると思います。

市長が実施すべきだという立場に立つのかそうでないかによって、教育委員会の考え方というのも大きく左右されるのではないかと私は思います。教育委員会は独立機関だから関係ないと市長おっしゃるかもしれませんが、教育委員会を任命するのは市長なんですね。市長の人選によって教育委員というのは選ばれるわけです。ですから、市長がその人選に当たるについては、やっぱり市長の意に沿う人を選ぶのは当然ではないかと私は思います。ですから、市長がどういう考え方を持つかによって非常にこれは変わってくるのではないかなというふうに思います。

よその自治体なんか見てみましても、市長選があったときに、市長が中学校給食を実施しますというような立場で当選されたところでは、当然、教育委員会もあるわけですが、給食実施に踏み込んで実現しているんですよ。ですから、市長は執行権を持っているわけですから、市長が実施するという立場に立てば、これは当然実施できるものだと私は考えますが、ぜひ教育委員会任せだというふうにおっしゃらずに実施する立場に立つべきでないかというふうに考えますが、再度市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、教育委員会にお伺いをいたします。

教育委員会の基本的な考え方、ミルク給食がいいというふうな考え方というのは今でも変わりはないという答弁だったというふうに思います。やはり今まで12年間も堅持してきたミルク給食という考え方を、市長が検討委員会をつくるよう要請したからといって、すぐに変えられるというようなことではないと私たちも承知をしております。話し合いが行われていないということでもありますけれども、いつごろをめどに話し合いをするのか、スケジュール的な考え方があればお示しをいただきたいと思います。

そして、市長からどのような検討が求められているのかということに対しては、広く教育全般にわたって検討する中に給食問題も入れるというような考え方のようですけれども、どういうふうな検討委員会になるのかまだわからないということですが、やはり広い意味で教育全般というふうになりますと、どこに焦点を絞るのか、各部会を設けてするのか、そういうことはわかりませんが、やはり市長がこの検討委員会をつくることを要請したという考え方の中には、給食の検討を視野に入れたものを実施してくれと、検討委員会をつくってくれということがあるというふうに思いますので、ぜひ給食の実施を前提とした検討委員会をつくっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。それは緑政会の皆様方もそのように給食検討委員会の早期実現のために頑張るといっていただけるわけですから、これは議会の総意というふうには私は受けとめております。

それから、人選についてですが、前回、第1問でも申しあげましたが、前回は給食の検討委員会ということで人選をしたわけですが、その中には直接子供たちと日常毎日つき合っている母親の代表とか、また、給食を調理している調理師さんとか栄養士さんとかそういう人たちが選ばれていなかった。この人選にも大きな問題があったのではないかと私は考えております。ですから、どういうふうな方法で人選をするのかわかりませんが、やはり検討にふさわしい人を選んでいただきたい、こういうことです。ですから、一部公募するというようなことも含めて検討をされてはいいかと思いますが、どのように考え

られているのかお伺いをしたいと思います。

それから、検討の期間についてもですが、ずるずると長引くような検討ではなくて、十分検討をしながらも、やはりめり張りのある検討結果を出していただきたい、検討期間をそんなに長くとらないでやっていただきたいというふうにこれもお願いをしておきたいと思います。

それから、会議の公開についてもですが、前回の検討委員会では、やはり会議の内容というものがどんなことが審議されているのか市民には全然わからなかったわけです。ですから、広く市民もどんなことが検討されているのか、そういうことが知ることができるような検討委員会、公開を原則とした検討委員会にしていきたい、これも要請をしておきたいというふうに思います。以上2問です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

---

再 開 午後 1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

## 発言の訂正

佐竹敬一議長 16番佐藤暘子議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。  
16番佐藤暘子議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤暘子議員 先ほど2問目の私の発言の中で、中国パールの1万坪土地代金の利子を1年間で「917万円」と申しあげましたが、これを「約350万円」と訂正させていただきます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。



佐藤誠六市長 何点かの第2問の質問がございました。

一つはこの前の選挙結果のことでございますが、1問でも答弁申しあげましたとおり、いろいろな要素が絡み合い交わり合って相手の得票につながっておるものと、このように思っております。私の場合につきましては、私の掲げた主張、公約というものを支持して下さったと思っておりますけれども、これからの市政運営の中で十分声を大切にしていまいりたいと、このように思っております。

それから、公共事業云々につきましてはの再質問でございましたけれども、身近なこれは生活環境の整備ということももちろんでございますけれども、将来につながるところの寒河江の発展、あるいは市民の幸せというものにつながるところのものを、先見性を持って取り組むということもこれは市長の責務だと、このように思っております。

それからまた、多目的水面広場、最上川寒河江緑地の件でございますけれども、これは設置整備という目的が遂げられるようにという中で、主体工事をまずはやり抜くということに重点を投資しまして、そして周辺の整備につきましては取りやめるもの、あるいは削減するものと節減するものというようなことで持っていくということでの見直しが行われておるといように御理解いただきたいと、このように思っております。

それから、効果と云々の質問もございましたけれども、これは、当初の計画におきましては計画としておせておるものはありますけれども、やっぱり完成してみて、その中で利活用者が実際に考え出てくるというようなことになりましたら、具体的な数字というようなものもこれも出てくるだろうと思っておりますけれども、現段階にどれだけと言われましても非常に難しいことだろうと、このように思っております。

それから、中国パールを含めたところの利活用ということでございますけれども、第1問でも申しあげましたとおり、やはりクア・パークのみならず、それから最上川ふるさと総合公園、そして今整備中の多目的広場と言われますところの寒河江緑地、これらの三つのエリアというものを総合的に、そしてまた相乗効果が発揮できるようなものとしましてスポレクあるいはイベントあるいは健康、それから観光産業ということで、景観なりあるいは交通の利便性というようなものを、あるいは温泉というものを生かしたもので十分に市の発展につなげていかなければなりませんし、そしてまたそれを整備したところの目的にかなうものだと、このように思っております。

それから、給食の話がございましたけれども、これは第1問で答弁したとおりでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

平成17年3月第1回定例会

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えいたします。

ただいま検討時期を初めとしていろいろと具体的な内容に関しての御質問がありましたけれども、今後、教育委員会の中において直面するさまざまな教育課題とあわせて、市長からの要請のありましたことについて協議検討してまいりたいと考えております。

具体的な対応方法等についてはこれからということになりますので、今の時点では申しあげることができませんので御了承願いたいと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤陽子議員 2 問目お答えいただいたわけですが、市長に対して3 問目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

市長は、給食に関して私が一昨年12月に質問したときに答弁された内容と、また選挙戦を前にしての昨年12月の一般質問での答弁の間には、随分反対、全く反対のような答弁をされたということで、その真意はどのようなかということをお尋ねしたわけですが、はっきりした答えは言ってもらえませんでした。このところが非常に市民にとってもわかりづらいのではないかと私は思うんですね。

給食は要らない、要らないと言い続けていた市長が、昨年12月になって急に世の中の情勢も変わってきていると、子供たちの置かれている環境も変わってきていると、だから検討委員会を設置して、給食問題についても検討するように教育委員会に要請すると、こういう答弁をされたわけですが、一体どういう考え方なんだというので、市民の方にとっては大変わかりづらい。私自身も非常にわからない答弁だというふうに思っているところです。

もう一度お聞きをしたいと思いますけれども、市長は本当に市民の立場に立って給食が必要だなというふうに考えていらっしゃるのか、それとも、いや、私自身は給食は必要ないと思っているんだけれども、とにかく市民の声があるから検討しなければならないだろうというふうなことを思っているのか、そのどちらなのかということをはっきりお聞きをしたいと思います。そして、私は、行政の長がとるべき態度としては、長というのは常に住民がどのようなことを望んでいるのか、そして住民の要望をかなえてやるというのが市長としての、長としてのやるべき仕事ではないかというふうに考えるところです。

ですから、市長は、先ほどの答弁の中でも、これは教育委員会の所掌事務だからと、教育委員会で検討の結果がどうなるかということで判断すべきだというふうにおっしゃいました。けれども、これは法律論はそうでありまして、町としての仕事としてはやはり住民の声を聞く、そして住民の要望を実現していく、それが長としての基本的な考え方ではないかというふうに思います。

ですから、これまで給食がなされなかったところで実現しているというのは、やはり長としてその任にある方が住民の声なんだから、それは実現しなければならないという住民の願いにこたえる形で給食を実施しているところが多いわけです。ぜひそういう立場に立つべきでないか。法律論というのは、法律は法律でいいんです。ですけれども、その長としての考え方というものをきちんと持っていただいて、住民に奉仕をするという考えに立つべきではないかと思いますけれども、市長の考えをもう一度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、教育委員会に再度御質問させていただきます。

今、教育委員長もちょっと健康を害されているということで、教育委員会の中での話し合いもなされていないという事情はわかります。ですから、先ほど私が申しあげたのは、検討委員会を設置するに当たっての何点かの要望を申しあげました。ですから、その要望はぜひ聞き入れていただきたいというふうに思います。その上で、12年前に給食の検討委員会が設置されたわけですが、この検討委員会は非公開とされていたために、市民の皆さんがどういうことを検討されたのかということが全然わからなかったわけですね。ですから、この12年前の検討委員会の会議録を開示していただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。その会議録をいろいろどうということが話し合われたのかということが基本になって、今度つくられる検討委員会についてもいろいろこういうところはこうすべきだという基礎になるのではないかというふうに考えるわけです。

ですから、この12年前の検討委員会の会議録の公開、これをぜひしていただきたいと思いますが、その件についてお考えをお聞きしたいと思います。以上で第3問終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 お答えします。

やっぱり長ですから、なおさらのこと法律というものを遵守していかなくてはなりませんし、相手の行政委員会としての教育委員会という立場も尊重していかなくてはならないと。ですから、教育委員会が出した結論というものはこれは尊重するというを私は申し上げてきたわけでございます。しかしながら、社会環境、教育環境というのは非常に変わってきておりますから、この辺でやはりまた御検討を、あるいは調査なりするというのもあるのではないかということ提言してきたところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 管理課長。



平成17年3月第1回定例会

熊谷英昭管理課長 それでは、12年前の検討委員会の情報の開示という質問でございますけれども、当時非公開という判断をしてきましたので、今公開することについては適当でないというふうに思っております。

平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 まず、市長の6選目の当選、心からお祝いを申し上げます。

それでは、通告 7、農業振興につきまして以下質問をいたします。市長の前向きな答弁を期待いたします。

の担い手育成の早期実現につきまして、今、銀世界の中に雪に埋もれる水田や畑、そして果樹園の風景を見ますと、農業農村の今置かれておる厳しい環境、そして立場を忘れさせるようであります。

昭和36年6月に農業基本法が制定され、他産業従事者に匹敵する農家農業の育成につきまして、行政があらゆる施策を講じたにもかかわらず、全体として元気が感じられない今の農業農村であるようであります。いまだ抜本的解決がなされないまま時間だけが過ぎておるような感じいたします。中でも水田を基幹とした地域、積雪の多い地域、そして消費地に遠い地域ほど農業そして農村離れが著しく、国が唱える自給率の向上、そして自然環境保全の面におきましても目標とするところまで至っていないと、このような現状であります。

平成17年1月、農水省におきまして、従来の施策をより具現化する考え方から、新たな経営安定対策と資源保全施策などのねらいとイメージ、新たな政策体系の構築に向けての現時点での考え方を提示したようであります。

基本的な考え方の一つが、産業政策と地域振興政策の峻別、二つが担い手を明確化にし、これらに施策を重点的に集中的にするということであり、構造改革の立ちおくれ、そしてWTOなどによる貿易のグローバル化の流れ、消費者、ユーザーの要請を踏まえた食糧自給率向上の必要性、さらに地域農業の脆弱化による多面的機能の維持の支障のおそれなどから担い手の育成が急務と判断されまして、一つ効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して、経営改善に取り組む農業経営、個別の担い手、そして一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農、集落営農組織をつくり上げようとしております。

平成7年12月に制度化され、当時159名の認定農業者を市では認定し、今日までその制度を生かし、育成に取り組んでまいりました。現在、地域農業の担い手としている認定農業者は217名であるようであります。そして、稲作を主体とする認定農業者いわゆる稲経担い手コース加入者は65名と聞いております。また、2ヘクタール以上の稲作農家は、認定農業者を含んで253戸とのことであり、

そこでお伺いをいたします。一つ、国の担い手経営安定対策の対象となる4ヘクタール以上及び同対策で担い手として認めている20ヘクタール以上の経営規模を有する集落営農組織について、大別してどのような市としての数値目標としていく考え方ののか。また数値目標が上げられないとすれば、いつごろまで上げようとしているのか。さらに、集落営農組織はどのような地区と考えているのかお伺いいたします。

二つ、三泉地区を皮切りに、現在南部地区で農用地利用改善組合の設立に向け事業推進を実施しているようであります。すべての地区に同組合が設立されると判断いたしますが、出作、入作が多く、そして農地を資産価値としてとらえているような地区は、設立要件を満たす同意率を得るまでには相当の期間を要するのではないかと私は心配いたします。このような地区に対する特別の支援策は考えているのかお伺いいたします。

3、水田としての利用条件が完備されていない地区が、寒河江市にも相当の箇所があるようであります。流動化、そして農地の担い手の集積の上で一番の課題だと私は思っております。特に、水路が昔ながらの土水路の地区であります。稲作や転作田として利用する際に効率的な作業の支障になるものであります。水路整備などの改修事業について、どのような姿勢で今後対応していくのかお伺いをいたします。

の農地の特区の基本的な考えにつきまして、お伺いをいたします。

でき得るならば、農地の利用は農業をみずから営む方において利活用されるのが好ましい日本型の土地利用施策と考えるものであります。しかしながら、担い手や集落営農の組織による対応のみでは守り切れない状況と判断いたします。国におきましても、全国的な状況を把握の上で、リース特区の全国展開を法改正も含めて検討されているようであります。農業経営基盤強化促進法の改正がなされた場合に、農地リース方式による企業の農業参入も耕作放棄地対策の一環として、寒河江市の基本構想の中で取り入れる考え方はないのか。

そして、私の試案であります。構造改革特区として市民の中で定年後に農業をやってみたいという方々、例えば複数、3人以上で1ヘクタール以上の連担化している農地を借り受けて農業を営むような特区を、耕作放棄地になりかねない地域に限定して設けてはいかかかと、私はこのように思っております。市長の御所見をお伺いいたし、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、本市の担い手育成の早期実現ということでございまして、集落営農組織ということについての、あるいは農地利用改善組合というのに対する質問、そして水路改修等についての質問でございました。

本市におきましては、国の新たな米政策改革大綱を受けまして、昨年3月、御案内のように、農協等の関係団体と市それから農業委員会等で組織するところの水田農業推進協議会というものを立ち上げたわけでございます。地域の推進作物、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明らかにした水田農業ビジョンというものを作成いたしまして、平成16年度、今年度から取り組みをスタートさせているところでございます。

国の担い手経営安定対策の対象となる水田経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者と、それから20ヘクタール以上の集落営農組織の育成目標についての御質問でございますけれども、平成16年に、この対策に加入した認定農業者は28名であります。このように、本市では4ヘクタール以上の大規模経営農家はごく少数でございまして、水田農業ビジョンでは、2ヘクタール以上の経営規模を持つ農家253戸の中から認定農業者を中心とした担い手の確保を図り、農地利用集積の支援などにより4ヘクタール以上の経営規模の実現を目指して育成していくこととしております。

しかし、一方でこの対策の対象者は認定農業者に限定されております。本市では、後継者不足などもあって、今後、認定農業者数、現在213名おりますが、この認定農業者数というものは大きく増加するのは見込めない状況かなと思っております。このため、協議会におきましては、地域の実情によって認定農業者以外でも担い手として認めることとし、各地域の話し合いによって418名を担い手としてリストアップしております。今後は、これらの担い手に農地利用集積などの面で支援を行いながら、地域の水田農業の中心を担っていただくこととしております。

また、集落営農組織の育成につきましては、当該組織設立が5年以内の法人化計画を有することや、営農組織として一元経営していることなどの要件があることから、今後の検討課題としております。なお、水田農業ビジョンでは、担い手の育成数ではなく、担い手に対する農地利用集積率を目標としており、平成18年度に56.5%、さらに平成22年度には60%を目標としているところでございます。

それから、農用地利用改善組合とのかかわりでございますが、担い手農家の規模拡大と経営合理化を進めるためには、農地利用集積が重要となりますが、本市ではこれまでは個々の農家ごとの貸し借りが中心であったために、農家が点在化し、非効率的な農業経営となっております。このため、水田農業ビジョンでは、市内9地区において担い手確保と農地利用集積に取り組む組織を整備し、その組織が地域内の農地の貸し借りを一括して調整し、担い手の利用集積と農地の効率的利用を推進していくこととしております。

昨年、準備の整った地区から集落の話し合いに入っておりますが、御指摘の南部地区では、きょう3月4日、農用地利用改善組合が設立されることになっております。設立に向けた集落座談会では、農業従事者の高齢化と後継者のいない農家が増加する中で、近い将来、農地を貸す場合に借り手があるか心配だという意見も多く聞かれ、農用地利用改善組合の設立に賛同していただいたようでございます。

今後、各地区で農用地利用改善組合の設立を進めるに当たりましては、地域の農業は担い手を中心にして地域全体で守るという意識を農家の皆さんに持ってもらい、皆さん自身の問題として農用地利用改善組合の必要性を理解していただけるよう、関係機関が一体となって進めていかなければならないと思っております。

それから、水路等の改修の問題がございました。これからの農業というものは、担い手に農地の集約を図り、効率的な営農ができるよう支援していくことが必要と考えております。その合理的、効率的な農業推進のためには、農地そのものの整備のほか、農道や農水路の整備など営農を容易にする条件整備も重要なことと思われまことに、本市の水田面積約1,830ヘクタールのうち山間地を除きほとんどが何らかの基盤整備が実施されてきております。その状況としましては、柴橋、中郷地区には大正時代に、寒河江、南部、西根地区は昭和20年から30年代にかけて、主に素堀の土水路による10アールの耕地整理が行われました。高

松、白岩、醍醐、三泉地区におきましては、昭和40年後半から50年前半にかけてコンクリート水路を整備した30アール圃場の基盤整備が行われてきたところでございます。御案内かと思えます。

素堀土水路の改修整備については、これまで市単独の農道及び用排水路新設改良事業によるコンクリート水路などへの整備を進めてきましたが、いまだ未整備の箇所も残されているところでございます。そこで、素堀などの水路改修整備の今後の対応についてでございますが、現在実施しておりますところの本市の農道及び用水路新設改良事業の際にあわせて整備も進むものと考え、本市として別に新規の事業を新たに興して対応する状況にはありません。

一方、農道や用水路の改修整備のための補助事業として、現在、基盤整備促進事業などの制度があるわけですが、これらの制度の活用には採択要件及び地元負担などの条件があるところでございます。したがって、今日のように厳しい農業情勢の中で、採択要件が満たされ、地権者の合意形成が得られれば、市としても対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、農地の特区についてでございます。

構造改革特別区域法によりまして、農地の遊休化が深刻な地域においては、耕作放棄を防ぐ方策の一つとして農業生産法人以外の法人の農業参入を認める区域、いわゆるリース特区の設定などが認められたところでございます。現在、農林水産省において、農地の荒廃、遊休化防止の対策として農地制度の改革を中心とした取り組みが続けられており、この中では農地保有合理化法人による遊休化防止の事業も制度化される運びとなっております。

また、これまで実施されてきた遊休化防止のためのリース特区制度や、市民農園の利用による遊休化防止の特区設定に関しては、今後これを特区としてではなく全国的に拡大する方針が出されているところでございます。これは、県が基本方針を定め、市町村が基本構想を作成する中で、農業生産法人以外の法人を特定法人と位置づけし、市町村や農地保有合理化法人が農業生産法人以外の法人にも農地を貸し付けて遊休化を防止する事業や、非農家の参加を得た市民農園開設などによる耕作放棄防止の方策を全国に広めようとするものでございます。

耕作放棄地を生まない取り組みは、現在の農家の努力だけでは限界があると思われ、そうした多様な取り組みにより遊休農地防止の対策が講じられることは望ましいことと思われませんが、今のところそれらの取り組みは耕作放棄地など農地の遊休化が著しく、相当程度存在する地域に限定されていることが前提となっております。

したがって、本市では、公共投資の行われた農用地などで積極的な耕作、肥培管理が行われるべき農地については、農業生産法人以外の企業や非農家などの参加という方策ではなく、これを地域の担い手農家などに利用集積し、中核的農家の経営規模拡大や農業経営の合理化を進めていくことが大切であると考えているところでございます。

そして、余暇や老後の生きがいづくり活動などのための農業就労への対応についてでございますが、特に、山間地の農地のように一般的な農業経営、本来の対象農地としては不向き、不採算の条件にある農地などについては、今後国から示される条件や県が策定するところの基本方針の内容に基づき、農地や農村景観、環境の維持保全、災害の発生予防のため非農家、市民農園による方法や、農業生産法人以外の企業などへの貸し付けを含め、耕作放棄を防止する多様な構想というものを検討していく必要があると考えているところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。



平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員 今、市長の方から答弁もあって、なかなか難しい一つの農業調整の中での答えということで、私も、質問する方もなかなか大変なんです。ということは、今、行財政改革の真ただ中におる中で、農業の質問は、お金のかかる部分もあるので大変な質問になるということでもあります。その辺ひとつ市長から御理解方をお願いしたいということです。

ということは、今の米の需要等を推測するに、日本型の食生活から西洋化の方向に今変わっているわけです。よって、米の消費というのは拡大はなかなか難しいなと、このように思うところであります。そして、少子高齢化、これらがさらに米の消費の拡大にはつながらないという一つの中で、今現在寒河江の農業粗生産額も100億円台あったものが91億円台ぐらいいままでに下がってきているわけです。その主な理由は、私は米であろうと、このように思っております。

今日まで市長は、いろいろな部分で市民の、そして農家の声を聞きながら、いろいろな施策を講じてきたと。これは私は市長の指導力であったと思っております。その一例が、例えば寒河江型農業ということで、日本一のさくらんぼの里の産地化、そして花、野菜に当たっては施設化、そして農産物の付加価値向上対策などの施策の支援、さらには今担い手のためへの方向でやっています農地の集積、そして認定農業者の育成、さらには観光農業の振興とか、それから今、山岸、石持、鹿島で行っている畑地化、そして転作田に対する大豆の機械化の導入など、非常に市長の決断力で農家の育成、91億円の粗生産額まで落ちてきたものの、そこまで守ってきたという一つの市長の指導力、私、感銘しておる1人です。しかしながら、戦後60年になって、農政も戦略は私は変わっていないのかなと。ただし、戦術はいろいろな部分で変わってきたと、このように思っております。

過般の2月5日の新聞でありますけれども、農水省とそれから全中が認定農業者の数をことしの夏までに大幅に増大するような新聞記事が載っておりました。農水省と全中の協議で、平成20年から厳しくなってしまう米の生産、これらを前提にして認定農業者の数をとにかくふやそうという一つの国策、国家の戦略ということで、私は今国挙げて認定農業者の拡大に取り組んでおるのが実態だと思っております。

先ほど市長から、認定農業者の数とか、それから担い手の数なんか報告ありました。今、純粹なる水田の耕作面積は1,115町歩ぐらいいかなと、1,115ヘクタールぐらいいかなと見ております。平成20年から減反の施策、米の限度数量、つくってできる、つくられる米の数量、これは農家みずから考えるよと、このように施策の変換がなされるわけです。その20年までに、稲作の担い手をいかに育てて明確な位置づけにすると、これらがまず当面の課題なわけでありまして。先ほど言ったように、米の需要も落ち込むであろうという中、水田面積は1,115ヘクタールぐらいい寒河江にはあるという一つの実態、その1,115ヘクタールも中に中山間地もあって平らなところもあると。よって、なるべく早目に稲作の担い手、認定農業者を、あなたは寒河江市の、そして地域も農協もあなたを担い手にするんだというような一つのアクションを早く出していかないと、平成20年度の米政策に私はおくれを来すではなかろうかと、このように思う中であります。

土地の利用集積もそれは必要であります。市の方で認定農業者の認定同様に、あなたは稲作の担い手だというような位置づけ、これを私はしてもらいたいということで、今現在どのくらいまで市として、数字的に考えておるんだかというような質問をしたわけでありまして。平成20年がまず番限です。それ以前で体制固めをしなければならないという一つの状況下にあるので、できる限り早目の担い手、認定農業者の認定を私は期待したいと、このように考えておる中であります。時間がないということだけひとつ市長から御認識を賜れば幸いです。

そして、担い手の中でも農用地の集積が、これが大前提になってくるはずで。きょう、聞くところによりますと、市長も今答弁されましたように、三泉が組合設立されました、そしてきょう、南部支所管内の改善組合の総会が5時から開催されて、議長も行くなどと話も聞いております。議長もかなり相当頑張ったのではなかろうかと。そして、ここに武田農業委員会会長おりますけれども、そういう方々がいるから短期間の中でそういう組合、私はできたのではなかろうかと、こう思っています。私もあそこに20年間務めましたので、2人の仕事の内容もずっと見てきたので、大したものだと、このように思っています。

この農用地の集積関係で、私一番難儀する地区は、寒河江支所管内、そして白岩支所管内であろうと、このように私なりに推測しています。ということは、寒河江支所管内は、土地は資産として持っているんだという一つのイメージの強い農家の所有者がいると。そういう中で、組合は3分の2以上の同意を求めないと、その組合というのは設立できないわけです。70%以上同意を必要とする中で、組合が設立なると、こういう一つの要件なわけです。

7割というのはなかなか出作、入り作、そして資産としてとらえている農家にとっての同意率、非常に私は難しい課題であろうという中で、ひとつ行政も議長とか農業委員会会長いけばスムーズに行くと思いますけれども、寒河江支所とかそれから中山間地を控えている白岩地区なんかはなかなか大変だろうと、このように私なりに判断していますので、ひとつ特段の何かしらの支援策、これは物というものではなくて、心でも結構なんです。このくらい市でも頑張っているんだと、例えば市報なんかに今、市でも農地利用集積に頑張っているんだと、ひとつ広く皆さん、そういう一つの推進の際には同意してくださいと、このような広報も私は啓蒙の中で必要ではなかろうかと。そういう部分で、お金でなくて心というかな、そういう一つの広報の中での啓蒙指導をしてもらえないものかなと、このように感じておった中であります。

九つの支所が一斉にスタートをかけませんと、先ほどの稲経の担い手、今からは价格的な保証も経営保証も国の方ではするようになる一つの流れになっておるわけです。ある程度の条件を備えませんかとそれにも漏れるということになってきますから、各地区が一斉に、この改善組合がスタートして一斉に担い手が育成されるような農用地の集積にひとつ御努力方お願いしたいということで、市長の御所見を、今の市の広報などでできないのか、その辺の御判断をひとつお聞きしたいということでもあります。

そして、水路の整備関係でありますけれども、条件悪いところほど未整備の環境なんです。条件いいところほど条件整備がされておまして、条件悪いところほどこのままで、そこに担い手をどうにか土地利用集積してくれたからつくれとか、それから集落営農でつくったらどうだと、こうなってくるとそれが一番足かせに私はなるという一つの見方をしています。そういう中で、市の補助事業もあります。市の補助事業とあわせて改良区での補助もあります。そして、大きい面積ならば国の補助事業もあると思います。その国とか県の要件を満たすまでに至らない地区、それらが寒河江市に数多くあるということでもあります。

17年度の予算でも、農林予算でもある程度の金額示された中でありますけれども、あの予算額では何百、200メートルぐらいしか私はできないのかなと、このように思うところでもありますので、例えば今後そういう一つの要請があった場合に、県とか国とかそういう事業の要件にははまらないと、これはあくまでも市単とか、それから改良区の補助事業でやらなければならないような一つの事業の申請が来た場合に、ひとつ市長、前向きにその辺に相談乗ってもらいたいものだなと、このように私はお願いするところでもありますけれども、市長の御所見をお伺いしたいということでもあります。

そして、特区でありますけれども、前に鈴木賢也議員が特区で質問された経過があります。その市長の答えも私今記憶しておりますけれども、年々歳々状況が変わってきます。そして今後ますます変わろうとす

る、そのように私は判断します。要するに、農家も農村も脆弱化になると、この現象はなかなかとめられないであろうと、このように思う中であります。あくまでも特区でありまして、市長の判断でこういう一つの特区を設けたいというのであれば、今の県の考え方、国の考え方も、どぶろく特区でありますけれども、私は容認するのではなからうかと思っております。

いち早く寒河江の市長、私は選挙でも申しあげましたけれども、佐藤誠六市長は耕夫尽の精神だと、このように私思っている中であります。その耕夫尽という一つの精神で特区を私の試案の中で申しあげたようなことをできるのかなと、もう1回お聞きしまして2問いたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

## 平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 農業というものは、今後というものは非常に私はやっぱり議員がおっしゃるように難しい問題を抱えておると、このように思っています。そういう中で、三、四点ほど難しいものにどう取り組むのかということ再三質問されておるわけでございますけれども、何にしましても米を、今、さくらんぼほか果樹、花以外としましても、まだまだ米としての稲作を中心とした農業というものは、これは力を入れていかななくてはならないものでございます。そういう中で、御指摘のように、農地の集積というものが、これが一番大切なことだろうと思っております、やはり生産価格を下げるとのことと、あるいはまた農業従事者が高齢化しているという中では、やはり集積を図りながら稲作をやってくださる人に委託するなり、あるいは貸し付けるなりというような方法というものを本格的にこれまで以上に取り組んでいかななくてはならないということだと、こういうふうにも思っておりますので、そういう意味では今三泉なり、あるいはまたきょう南部で取り上げられておるところの取り組みというものも非常に大切にしていかななくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

また、こういう農用地利用改善組合とそれ以外におきまして、農業公社というようなものの形で取り組もうとする動きがありますれば、それらにつきましても支援していくというような形、議員は心の支援と言いましたけれども、現在の中では非常に心の支援以上というものは難しいかなとは思いますが、そういう取り組みを大切にしていきたいと、このように思っておるところでございます。

それから、農道それから農水路に対するとおる所の市の対応でございますけれども、素堀のようなところの水路というようなものがまだ市の周辺にあると、身近なところにもあるというようなことも私も聞いておるところでございますが、これをやっぱりまだ畑地化しようとしたしましても、非常に水漏れが出てきて、畑作等の転換に、あるいは転換作物を植栽する上において非常に障害になるというようなことが見られるわけでございますので、先ほど答弁申しあげましたように、こういう基盤整備促進事業というような制度があるわけでございますけれども、やっぱり何と言いましても採択要件とか地元負担等の条件があるわけでございます。

したがいまして、地権者の合意形成というものが得られなければこれらに取り組めないということでございますが、今の農業の時代の中で、地元負担金まで出してこういう事業に取り組むというようなことは非常に農家自体としても厳しいのではないかなと、こう推察するところでございますけれども、農家等の御意見等も賜りながら考えてまいらなくてはならない問題だなど、このように思っております。

それから、耕作放棄地の問題になりますけれども、先ほども申しあげましたように、国の方でもいろいろ方針等が出されているといった場合におきましても、市としての構想というものを検討していく必要があるかなと、このように思っておるところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員 2問の方で、農用地の集積に伴う改善組合で、例えば寒河江支所管内とか、それから白岩支所管内のようにさまざまな土地の所有の理念の中で、同意率求めるになかなか難儀する場所があるという私の判断の中で、市の市報などに、今、寒河江市でこういう状況の中で、こういう一つの土地利用集積について取り組んでおりますので、ひとつ市民の方からも今の農業の将来に向けての取り組みであるので、その事業について参画をしてもらうような一つの啓蒙指導、市報などに掲載ということで2問で申しあげたつもりでありました。一つ答えが抜けておったようでありますので、私の解釈悪いのかわかりませんが、抜けたような気がしますので、お答え願えればなと、こう思っております。

そして、今回の担い手につきましては、そして担い手の組織につきましては、まずそういう位置づけの段階でありますけれども、そういう位置づけの方が明確になってきた場合に、コスト低減のための施設、そして流通経費の削減に伴う施設、それからブランド化するためのいろいろな施設に対する一つの行政的な支援も私は相当出てくるのではなからうかと、このように予測いたします。単なる担い手の数を定めるものではなくて、そういう方からは連綿として農業で自立できる農家の育成が最終目標でありますので、そういう方々からいろいろなコスト低減に伴う流通経費の削減に伴う、そしてブランド化のための施設化にとりまう今度は支援、これらが要望として私は出てくると、このように判断します。

そういう時に、行財政改革の真ただ中でありまして、私は、行財政改革真ただ中の中で一番難しいのは農業農政問題だと思っておりますので、ひとつそのような要望が来た際、先ほど言ったように、耕夫尽の精神で市長に対応してもらいたいと、このように要望を申しあげて私の質問とさせていただきます。

ひとつ質問事項だけお答えください。お願いします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。



平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 先ほど2問に答弁漏れがございまして、申しわけなく思います。

市報に、こういう農業農地の集積を取り上げてはどうかということでございます。先ほど来の質問なり答弁にもありましたように、何にしましても農地の集積ということは、これからの農業を維持発展させていくというような意味におきましては、非常に避けて通れない大切なことでございますから、取り上げ方をいかのようにするかは別としまして、掲載しながら、いわゆる農業全般とか、あるいはこういう農業の後継者の問題とか、あるいは転作の問題とか、いろいろな中でもテーマがあろうかと思えますけれども、この集積の問題は取り上げてまいろうと、このように思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時08分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成17年3月7日(月曜日)第1回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(1名)

20番 遠藤聖作 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長		

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成17年3月7日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

平成17年3月第1回定例会

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月4日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成17年3月7日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	周辺景観の課題について	松枯れ進行に伴う里山の景観悪化 対策について	3番 鴨田俊	市長
9	農業振興について	松枯れに起因する危険箇所の把握 について 市中の松の保全対策について さくらんぼ「佐藤錦」の寒河江ブ ランド化の推進について		市長
10	冬季間の除雪対策について(ことしの大雪の 教訓から)	除雪量は地域格差があるので十分 な調査を実施し、きめ細かな除雪 対策をすべきと思うが 通学路及び歩道の除雪について 幹線農道の除雪支援について 狭隘な市道にある電柱などの移転 対策について	6番 松田孝	市長
11	文化財保護について	文化財の日常管理について		教育委員長
12	政治姿勢について	地方自治の本旨を踏まえた観点か らの市政の問題点について 再三にわたる指摘にもかかわらず、法令及び条例に反するの ではないかと思われる市政の状況に ついて、その実態と原因及び対応 策について問う	17番 川越孝男	市長



平成17年3月第1回定例会

鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

質問の前に一言申し上げます。

ことしは何年かぶりの大雪となりました。市民の皆さんは大変御苦労なさっているかと、こう思っております。改めてお見舞いを申し上げます。また、雪解けのおくれは春先の農作業のおくれにつながってまいります。そして雪による果樹への被害も大きいと聞いております。関係機関のより一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

それでは質問に移りたいと思います。

私は、緑政会の一員として、また、これらの諸問題に関心のある市民の皆様のお意見や御提言をもとにいたしまして、私の考えも入れながら、通告番号に従い順次質問をいたします。市長の御見解をお伺いいたします。

まずは市長、このたびの御当選、まことにおめでとうございます。市長はこれまで日本一のさくらんぼの里づくりや花・緑・せせらぎで彩るまちづくり、そして自然と環境に調和する美しい交流拠点都市さがえの具現化に努めてこられました。そして、多大なる実績を残してこられたと思っております。このたびの当選により6期目に入ります。その公約として「より美しく、より豊かに、より元気に」を掲げております。この公約の観点からの質問になろうかと思いますが、答弁よろしくお願いをいたします。

それでは、通告番号8番、周辺景観の課題について、の松枯れ進行に伴う里山の景観悪化対策についてであります。

景観上問題となるのは2点あります。管理が行き届かなくて悪化するものと、松くい虫被害による松枯れであります。今回は、松枯れによる景観悪化について述べさせていただきます。

全国的に見ますと、松くい虫の被害は戦前から相応にあったものと推察しております。戦後になり、松くい虫の被害の統計によると、昭和25年で被害量は99万立方メートルになっております。その後増減を繰り返しながら、昭和54年 243万立方メートルで最大となり、平成13年で91万立方メートルになっております。昭和50年代に入って福島・宮城両県に松枯れが出始め、山形県には昭和54年ごろから出始めたものと思っております。

山形県に松くい虫の侵入を見たころ、松くい虫の被害は全国で最悪になったことがわかります。その後数年で東北地方の被害は急速に進み、現在被害がないのは青森県と北海道だけとなっております。平成になって各県内自治体の対策が本格的になされたようで、本市でも同様の流れとなっております。しかしながら、被害進行に歯止めをかけるには至っていないのが現状であります。

このことは、本市中央部にある長岡山を見てもおわかりかと思っております。長岡山は以前から松の大木が生い茂り、市民をいやし、市民の憩いの場となり、市民の誇りとなってきたところであります。この長岡山にあって、最近、松くい虫の被害が大きく進行し、松の緑は年々減少しております。この結果、山の景観は年とともに悪化してきております。

また、国道 287号線沿いの里山を眺めてみると、松川地区の山々から醍醐地区の山々では多くの松林が枯れるか、枯れることが進行中であることがわかります。夏の盛りにおいて赤茶けた多くの松林を見るにつけ、早く対策をすべきだと思っている人は多いかと、このように思っております。

花・緑・せせらぎで彩る寒河江にあって、景観上大きな欠点になっていることは確かのように思っております。我々の住んでいるまちの周辺の景観、特に里山の景観などは現在生きている我々だけのものではないと、このように思っております。そして、ここ寒河江市の景観は、この寒河江市に住む人々が守っていく、そのような義務があるとも思っております。

したがって、私は、これ以上周辺の景観の悪化が進行しないように的確な対策が必要かと、このように思っております。そして、松くい虫被害が全くなくなるような研究も必要と考えております。枯れた松林

の再生は早急に取り組むべきと、このように思っております。

以上のような観点から、次の質問をいたします。

一つ目に、長岡山などで松くい虫被害防止のために松の幹に薬剤の注入という対策を行っておりますが、その松枯れは今でも続いております。薬剤注入によるこれまでの対策の評価について伺います。そして、松くい虫被害対策はよりの確な方法が求められてきていると思っております。どのような方法が的確的なものと考えているのかお伺いいたします。さらに、里山の枯れた松林の再生は、民有、公有あると思っておりますが、総合的にどのように進めていくのかあわせてお伺いいたします。

2番目に、その総合的な里山の再生のために里山の健康診断をすべきと思っております。そして、里山の健康マップを作成し、里山の維持再生に資すべきと考えておりますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、の松枯れに起因する危険箇所の把握であります。松はどちらかというと湿地を嫌います。昔から「峰は松、中ほど檜、谷は杉」と申しまして、松は排水のよい高いところによく育っております。したがって、松は急斜面や岩の上に育っていることが珍しいことではありません。今、松くい虫被害によりまして、このような場所のものまで例外なく枯れてまいりました。従来より松林が、松の根が、急斜面の地すべりや岩の崩落を防ぐ場合が往々にしてあるのではないかと、このように思っております。

このような立地の松が枯れることにより、その下の地盤の緩みとか、岩のひび割れ等が発生しやすくなってくると考えられます。その結果、雨水の浸透や小さな地震などの影響をより敏感に受けやすくなってくると、このように思っております。

したがって、地すべりや岩の崩落の危険性がより増大してくるというわけであります。松枯れが生じた急斜面や岩などは既に危険箇所であるという意識を持つべきであります。たとえその場所の枯れた松を排除したからといって、あとは大丈夫ということにはならないのかなど、このように思っております。長期間監視していくべきだと思っております。道路、民家に影響があると思われる場所の把握は早急に行うべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、の市中の松の保全対策であります。言いかえれば、市内の個人の松や神社仏閣の松の保全対策であります。現在、市内には個人の家屋敷や、または神社仏閣の敷地等に多くの松があります。これらの松の多くが手入れが行き届き、美しさが保たれております。このことは市内の景観に大きく寄与していると思っております。そして、このような松や松がつくり出す景観は地域の豊かさの象徴の一つと、このように思っております。

したがって、市内の松もその松がつくり出す景観もこれから守っていくべきものと強く思っております。しかしながら、松くい虫の被害はこのような市中の松まで及んでおります。100年、200年と、あるいはそれ以上の年数で心を込めて育ててきた松がいつの間にか枯れ、そして消えているのが現状であります。したがって、松がつくり出す景観も次第に消えてきているのがわかります。私にはこのことがもったいなく、また、残念にも思っております。多くの市民もこのように思っているようでございます。これ以上美しい松が消えないよう対策を講ずるべきと、このように思っております。

次の2点について質問をいたします。各個人の松や神社仏閣にある松で年数を経た古木と思われる松、そのような松を調査そして記録の作成をすべきであります。

二つ目に、調査記録された松も含めたそのような中での市内の松の育成や、松枯れの防止の講習会の開催なども行うべきと、このように思っております。以上のことについて市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、通告番号9番、農業振興についてであります。

さくらんぼ「佐藤錦」の寒河江ブランド化推進につきまして市長の見解をお伺いいたします。

本市農業は、米と果樹の生産や施設園芸、そして観光農業などを組み合わせた複合農業、すなわち市長の推進する寒河江型農業ということで発展してまいりました。そして、水田農業ビジョンに基づき、売れる米づくりや特色ある転作作物の推進により、さらに生産性のある水田農業の確立に向けて、市水田農業推進協議会を中心にして今まで努力してきたところでございます。そのような中で、近年、転作作物の中で特に枝

豆に力を注いできました。平成16年度の枝豆の売上で1億円を達成したということは、本市農業の元気一端が示されたもの、そして本市農政の実が上がったものと、このように喜んでいただいております。

ところで今、消費者の安心、安全に対する関心とニーズは年とともに高まっております。生産者と生産団体はこれを念頭に置き、日夜厳しい競争の中で生産販売活動を行っているわけでございます。厳しい競争の中であるがゆえに、本市農業の置かれている立場は担い手不足、高齢化ということもあり、苦しい場面も多々あると聞いております。したがって、市は農業に対してもなお一層の支援を行うべきと強く希望するものでございます。

ところで、農産物を確実にしかもほかより高値で販売するには何か特徴のある品物でなければならないということは、今や当たり前のことになっております。現在ほどの産地も、どのような農産物に対しても安心、安全、高品質を心がけていることが一般的であります。そして、消費者の目には同一品種であればどれも同じように映っていることも事実であります。そのような中で、違いが確実にわかるのは食味でございます。味の差が消費の差にあらわれることは最近はっきりしていることでございます。

本市の枝豆が消費者に受け入れられ、売上が1億円以上になったことは、香りもよかったのかもしれませんが、やはり味がよかったのかなと、これが決め手になったのかなと、このように思っている次第でございます。そして、もし寒河江市の枝豆がこの先5年、10年と消費者に支持され続けるならば、必ずや寒河江の枝豆として、あるいはテレビのコマーシャルに採用され、全国ブランド化に成功するものと思っております。

ブランド化とは、画一、均一化した農産物市場において、その地域だけの特徴を持った農産物で、付加価値をつけ販売していく方法でございます。全国的には秋田、名古屋の地鶏とか、神戸松坂の牛肉とか、京野菜とか、和歌山の梅などがございます。県内では鶴岡のだだちゃ豆、朝日町の天狗印のリンゴなどがよく知られております。以上のものは生産地、品種、血統などの規格が厳しく決められ、品質、味覚をして消費者に支持され続けているものであります。そして、当然、高値で販売されているものでございます。

このように、今日では全国各地でおらが自慢の農産物のブランド化推進が活発であり、成功している地域、先進の地域が多く存在してきております。ブランド化の利点としては、生産物の名前が有名になる、生産物が高値で販売できる、生産地が有名になる、生産者の意識向上があり、農業の活性化につながる、担い手育成がしやすくなる、観光面に好影響がある等々でございます。したがって、本市でもブランド化の流れに乗って本市農産物のブランド化の推進を図るべきであると、このように思っております。

そして、最初にブランド化を図ることに最適なもの、それはさくらんぼ「佐藤錦」にまさるものはないと、こう思っております。寒河江の佐藤錦は品質、食味ともまさに日本一のさくらんぼだと思っております。市場の評価も観光客の評価も今や確固たるものがございます。今こそ寒河江さくらんぼの、他産地との差別化を図り、本市農業がより元気になりますよう、そして「日本一のさくらんぼの里」に続く、キャッチフレーズ第2弾として寒河江の佐藤錦の全国展開、そのようなために佐藤錦の寒河江ブランド化推進について早急に取り組むべきと思うが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、周辺景観の課題でございます。特に、松枯れの原因となっている松くい虫等に対する対策についての御質問にお答え申し上げます。

本市における松くい虫による被害は、山間部のみならず市街地にまで及んでおります。本市では、昭和59年に平塩・中郷地区で被害が確認され、その対策として平成4年度から今年度までに補助事業費、市単独事業費を合わせまして約1億2,000万円の事業費を投じて被害木の伐倒駆除を講じてまいりました。寒河江公園についても、平成8年度から今年度までに約2,000万円の事業費を投じて伐倒駆除や薬剤注入による対策を講じてまいりましたが、松くい虫被害木の一扫には至っていない状況でございます。

本市では、森林と水辺を活用した憩いの場として親しまれているいこいの森、歴史的遺産、伝統文化の保護が図られ、市の観光名所となっておりますところの慈恩寺、本市のランドマークでございます寒河江公園の3地区において、景観を守るべき保全区域として位置づけて、重点的に取り組んでいるところでございます。公共施設の松としましては、本市のランドマークである寒河江公園には、いにしえより受け継がれた赤松がありますが、松くい虫の被害に遭った赤松は、平成8年度からこれまで合計で592本を伐倒駆除による対策を行ってきたところでございます。

また、予防策として健全な松がマツノザイセンチュウ、いわゆる松くい虫でございますが、に感染することを未然に防止するため、これまで167本に薬液を樹幹注入する方法を講じてまいりました。さらに、今年度には、長岡山の赤松林を復元し守り育てていくため、緊急地域雇用創出特別基金事業によりまして、松くい虫に感染した樹木を一扫するとともに、雑木の下刈りを行うなどの整備を図り、市制施行50周年の記念事業として、松くい虫に強い遺伝子を持つ赤松の苗を多くの市民の植栽ボランティアの方々より、赤松林の復元として記念植栽に取り組んでいただいたところでございます。

御質問にもありました寒河江公園等における樹幹注入の効果と今後の遂行についてでございますが、これまで実施してきた樹幹注入による対策により、未注入赤松と比較しますと、生存率が高くなっていることが確認されております。今後における薬液の樹幹注入については、これまで実施してきた樹木の生育を注意深く観察するとともに、薬液を継続的に使用し、松枯れ防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、来年度においても既にボランティア団体による赤松の植栽の申し込みがありましたし、市政施行50周年記念事業で植栽した赤松林の下刈りを行うなど、赤松の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、里山の健康マップのこれからの対策についての御質問でございます。

里山は、昔から人が親しみはぐくんできた身近な自然でございますが、山菜等の食料を得たり、燃料を供給する豊かな資源であったり、それぞれの地域のかかわり方の違いから、いろいろな里山の姿があるところでございました。近年、炭焼きやたき木の材料、落葉の利用も少なくなったことから、里山への出入りや手入れが少なくなり、松くい虫による被害とあわせ、里山や二次林としての山林も以前と比較して荒れている状況でございます。

そこで、これら里山の現在の状況や情報をまとめ、今後必要な対策等の資料とするためのものが御提案の趣旨かと思えます。本市としましては、里山の健康マップ等を新たに作成するというのではなく、森林管理署や森林組合等の機関を初め、近隣自治体や山間地域の方々と情報交換を密にすることで山の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、松枯れに起因するところの危険箇所の把握についてでございます。

松くい虫の被害の当たりましたところの松は、赤茶色から白っぽく変色し、完全に枯れると倒木の危険が

ございます。御指摘のとおりでございます、そのまま放置すると道路や家屋に倒木して被害を引き起こしたり、急傾斜にあっては土砂崩壊等への影響が懸念されるわけでございますが、それらの樹木の多くは個人等の所有する民有林にありまして、私有財産の一つでありますことから、原則的には所有者が責任を持って把握し対応すべきものと考えております。

現在、松くい虫による影響での地盤の緩み等の危険箇所の調査は行っておりませんが、がけ地、危険区域や道路等に対するパトロールなどは定期的に行っているところであり、危険箇所については地域や関係機関等と情報交換や連携というものを密にするなどして把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般家庭にある古松や神社仏閣などにある松の調査と、松枯れ防止の講習会等についてでございます。

現在、市の天然記念物として神社仏閣を中心に由緒ある古木、巨木等を16本指定しております。このうち4本が松でございます。松に限らずこれら16本について所有者の方々より保護に努めていただいております。また、指定に至っていない巨木、古木等については、平成14年に教育委員会において調査したところ、市内全域で32本、うち2本の松を確認しております。

その他、一般の家庭においても数多くの松が見受けられますが、松くい虫の対策といたしましては、市民から寄せられた相談は、専門知識を有する県の森林研究研修センターや民間の造園業の方々と連携を図りながら対処してまいりましたし、今後とも引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、松くい虫の被害を防ぐため、地上からの薬剤散布、それから樹幹注入、そしてマツノザイセンチュウが近隣への拡散を防ぐ伐倒駆除など、予防方法の情報提供を広報紙などで行うとともに、松くい虫予防方法や里山の保全方法について、花咲かフェアINさがえの開催期間中に緑の相談所を設け、指導を行っているところでございます。

次に、寒河江のブランド化の問題でございます

本市では、これまでさくらんぼを単に農業分野にとどまらず、まちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。御案内のとおりでございます。さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としては、100ヘクタールを超す転作田への新植支援、加温ハウスなどの施設化の推進、市単独事業での雨よけハウスなどに対するところの助成、苗木導入への助成、さらに人工受粉機の導入やポリネーションなどの結実確保対策に対する助成などを実施してまいりました。

また、さくらんぼを重要な観光資源として農業経営に観光農業を組み入れ、チェリーランドの建設や市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行いまして、また、さくらんぼまつりなどのイベント開催や、さくらんぼの季節に合わせた緑化フェア、花咲かフェアの開催などを実施しまして、その結果、本市を訪れる観光客が増加し、都市との交流拡大が図られ、市全体に大きな波及効果をもたらしているものと思っております。

このように、行政と生産者、市民が一体となった努力の積み重ねにより、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールし、今では寒河江と言えばさくらんぼと言われるようになり、寒河江はブランド力の高いさくらんぼの産地としての名声を確立してきたものと思っております。

さて、その寒河江産佐藤錦のブランド化の推進でございますが、現在、佐藤錦はさくらんぼの中で最もおいしい品種として人気が高く、既に山形県産さくらんぼ全体のブランドになっていると言えます。本市でも佐藤錦は収穫量の8割を占め、消費者から寒河江のさくらんぼはおいしいと評判を得ております。中でも三泉産のさくらんぼは、三泉ブランドとしてその品質や箱詰めの技術の高さが中央の市場や消費者の高い評価を得ており、需要も多く、価格も1ランク高いと言われております。このことは、三泉地区の生産者がさくらんぼ栽培に対して高い意欲を持ち、若い後継者を地区を挙げて育成し、剪定技術など栽培技術の高位平準化に向けてきめの細かい講習会に取り組み、さらに佐藤錦の優良系統品種への更新にも積極的に取り組んで

いることなどによるものと思われます。

寒河江産さくらんぼのブランド力をさらに高めるためには、三泉地区と同様に、栽培技術のレベルアップや結実確保対策の実施、それから優良系統苗木の普及拡大等に取り組みまして、消費者に信頼される高品質な生産に努めることが最も大切であると思っております。

また、これからは佐藤錦と収穫の労力が競合せず、大粒で糖度が高く、佐藤錦に負けない高い市場評価を得ておるところの紅秀峰の一大産地となるよう生産振興に力を注ぎ、寒河江のさくらんぼとしてのブランドにさらに磨きをかけていかなければならないと思っております。以上です。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。答弁の内容、順次ちょっと検討しながら第2問にさせていただきます。

先日、高橋勝文議員の質問の第2問の中にありましたように、環境問題とか農業問題を質問しますと、お金の問題に絡んでくるので、なかなか行財政改革の中で質問しにくいものだなと改めて思っていた次第でした。

松くい虫の対策、薬剤注入の評価でございますけれども、これ人間の薬と同じように、1回やったらあとはそのまま効くというわけではなくて、何回も注入していかざるを得ないというような話も聞いております。したがって、その松がある間、もうそれを薬剤注入なり面倒を見ていかなければならないということでございますので、ちょっと手抜けば、ちょっとわけがわからなくなれば枯れ始めてくるということで、我々の目にはなかなか対策が進んでいないかと、このように映っているわけでございます。したがって、的確な対策というか、根本的な対策というか、そのような対策はないのかなと、そのように思っていた次第でした。

実は、調べてみますと、鹿児島県吹上浜といところがあるそうでございますけれども、そこはもうボランティア活動とか被害木のチップ化、長岡山でもやっていると思っておりますけれども、また、昆虫のマツノマダラカミキリ、ああいうものを即座に捕まえると、そのような対策をずっとやっておりまして、平成3年から平成9年まで取り組みまして、今収束しているというような事例もございます。

和歌山県の煙樹ヶ浜といところがございまして。ここも平成11年からやって、3年間で7分の1に減らしたと、そのような報告もございまして。ここは市街地でございませぬので、それなりの例えば消毒を空から散布するなど、そういうふうな対策もしたようでございますけれども、事例を調べてひとつ根本的な対策に結びつくような、そういうふうな対策にしてほしいなと思っていたわけでございました。そういうところをひとつ検討して対策をお願いしたいということでございます。

あと、里山の再生でございますけれども、なかなか全面的に1カ所からぼこぼこ松枯れが起こるわけではございませぬ。寒河江市に起こるときは全体的に起こるわけでございます。やっぱりここここからというふうなところから始めるしかないんですけれども、再生のプログラムみたいなものを作成しながらやっていかれたらいいのかなと思っていた次第でした。お金がかかることでございますので、その地区のまたそういうふうなボランティアを募りながら再生をしていく。植えるのでしたならば松くい虫に強い松とか、長岡山に去年、先ほどの市長からの回答にありましたように、そういうふうな下刈りとか、そして新しい松を植えると、そして松くい虫に強い松を植えるというようなこともやっぱり必要かと。

そして、実は再生するには松ばかりとか杉ばかりとか、そういうふうな植え方をしないのが今普通だそうでございます。いわゆる広葉樹を含めた複層林をつくって、そして昆虫の活動の抑制とか、そのようなことも考えてやっていくそうでございます。マツノマダラカミキリ、飛ぶ範囲はそんなに広くない、最初は何メートル範囲ぐらいだそうでございますので、ひとつその昆虫を捕まえるような取り組み、そういうこともまず必要になるうかと思っております。今の対策は対症的な対策ですか、根本的な、そういうような虫とかマツノザイセンチュウの撲滅とか昆虫の撲滅に至っていない、これからは当然そういうような害が、それから薬剤の樹幹注入をしても結果的には松が負けてしまうのかなと、このように思っているわけですので、ひとつ何とか根本的な対策お願いしたいなと思っているところでございます。

健康診断マップ、先ほどつくるあれはないと、こういうふうにおっしゃったわけでございますけれども、やっぱり松ばかり枯れてくるわけではございませぬ。実は、ブナやミズナラの突然死、ああいう広葉樹の枯れてくるところも報告されている次第でございます。そのような観点から、やっぱり全山というのは大変でございましょうから、新都市計画でつくったある範囲内ぐらいの山を、まず調査してマップをつくったらい

かがかなと、そのように考えた次第でございました。ひとつ市長、その辺どう思うかお伺いしたいと思っております。

あと、 のがけ崩れの危険箇所などでございますけれども、枯れたからすぐそのところが危ないというふうなわけではございません。何が何だかわからないときに岩が落ちてきたと、何か原因があるはずでございます。したがって、やっぱり個人の所有がほとんどでございましょうけれども、やっぱり個人にお願いして、市で取りまとめ、そういうところも把握しておくのが必要かなと思ったから一つ質問した次第でした。この辺ひとつよろしくお伺いしたいなと思っております。

あと、市内の松でございます。さっき言ったように、大体松くい虫は寒さに弱いようでございます。したがって、南の方から北上して今青森県、北海道を除いて皆広まってきたということでございます。実は、なぜ青森県、北海道に行かないか。寒さのせいも当然あります。あそこはアオモリトドマツとか、北海道はエゾマツが主流を占めて、余り赤松が枯れていることは目につかないのかなと、そのようなこともあるのかなと思っておりました。したがって、寒いところは余り行かない。したがって、標高 500メートル以上は松の被害が余りないのでございます。長野県あたり行ってみますと、開けたところでもほとんど松が枯れておりません。ここ標高何メートルだと、500メートル以上だということで聞いてきました。

したがって、これから温暖化の問題があります。温暖化の問題があると、当然、海拔 500メートル以上のところも枯れ始めるのかなと。したがって、その対策として環境問題、今はやっている温暖化問題、CO<sub>2</sub>の吸収する森、林野庁でも 100年の森計画があるそうでございますけれども、そのようなところをかんがみて、できるだけ放っておかないで民有、公有、やっぱり早く再生すべきだなと思って質問したところでした。その辺考えがあれば市長お伺いしたいと思えます。

目ぼしき松、先ほど32本のうち2本が確認できたのですか、そんな程度で済んでいますけれども、ひとつこれ以上枯れないように調査記録なんかは必要で、それによつて的確な対応もできるのかなと思っていた次第でございました。なお、こういうことは市民に周知をしながら対策の確実なところでやってほしいなと、このように思っていたところでした。

次、農産物のブランド化、佐藤錦のブランド化でございますけれども、さくらんぼの植生は今全国的にあるわけです。九州から北海道までもうさくらんぼといつても一番の目玉のようなことで、全国的に注目されている農産物でございまして、日本一のさくらんぼの里、非常に競争にさらされているわけでございます。したがって、このさくらんぼの差別化というんですか、一応ソフト事業でございまして、もう一段階引き上げるようにひとつ頑張らないといけないなと、このような思いもありまして今回質問させていただいたところでした。当然、山形の佐藤錦はもう特産品でございまして。

特に寒河江のものは、先ほど回答にあったように、品質そして味が最高だと。6月のさくらんぼはもう寒河江の佐藤錦しかないというふうな評判もございまして。したがって、今意外と、さっき言った枝豆の話もございましたように、寒河江の農業、今元気だそうでございます。実際は、すごくそういうふうな新しい転作作物の導入によって非常に元気だと。その元気のあるうち、なくなったときにするのではなくて、あるうちに次々と次の策をとっていくというのも私は本当に大事ななと、今思っているところでございます。その辺、市の方でもひとつ大いなるバックアップをお願いしたいということでございます。

いつかですが、神戸ビーフとか小錦の問題がございました。神戸ビーフ、神戸牛ですね。ただ、英語で書けばいいんだそうです。小錦さんも自分のタレント名をつけるときに「KONISIKI」とつけて、漢字ではだめだと、英語だったら構わないということで落ち着いているみたいです。当然、佐藤錦も漢字ではだめだと。では、英語だとどうだと、当然、アメリカの佐藤錦というふうなことも入ってくるのかなと。寒河江の佐藤錦ではなくて、例えば山形県の天童なり東根なり、その佐藤錦、今頑張っていますけれども、そういうブランド化進められたらちょっと我々も困るのかなと、そのように思った次第で、先取ってそ

うふうなアドバルーンを上げたらいかがかなと思った次第でした。その辺、市長どう考えるかももう1回お聞かせいただきたいと思います。

実は、今さくらんぼのキャンペーンですか、周年観光を生産者でつくっておりますけれども、計算書なんか見ると200万ちょっとぐらいの金をかけてやっているそうでございます。市もそれに若干の補助があるかと思えますけれども、これは余りそんなにお金がかからないのかなと。それに3者、生産者と生産団体と市でいわゆる三位一体ですね、そういうふうになって観光農業を推進したと同じようにこれも推進できたら意外と少ない金で大きな効果を生むのではないかなと思った次第でございました。ひとつお考えをいただきたいということでございます。

なかなか難しい面もあるかと思えますけれども、ひとつハードだけでなく、これからはやっぱりソフトの事業も大いにやっていかなければならないということでございますので、ひとつよろしくお願い申しあげまして第2問といたします。よろしくお願いたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、松くい虫対策でございますが、まずこれほど感染力の高いところの一大伝染病と、樹木における伝染病というようなものに位置づけられるようになったのではないかなと、このように思いますけれども、これの対策といいますと、やっぱり今議員がおっしゃるように、温暖化というようなこともあるんだろうし、特に老木といいますか、そういう樹勢の弱ってきたものが特に早くやられているのではないかなと、このように思っております。

したがいまして、まだ感染しておらないところの若い松というようなものを、これに対策を立てていくというようなことが必要だろうと思っております。そして、やられたものはこれはいたし方ないものでございますから、景観上も早くこれを処理するという方向に持っていくというようなことが必要かなと、このように思っております。そういう中での景観対策ということもあろうかと思えます。

それから、里山でございますけれども、御指摘のように、ほとんどがこれ民地でございます。持っている所有者の方というものは、まず1問でも答弁申しあげましたけれども、山に手をかけるということが非常に少なくなったということが言えるかと思ひまして、そういう中で里山が荒れていると、あるいは利用価値が非常に少なくなっているということが言えると思ひます。では、それでいいのかというようなことは、放置していいかというものでもないと思ひますので、情報交換して、あるいはもっともっと里山を生かすようなことを広く所有者のみならず地域として、あるいは広く観光面というようなものに使えるような方法がないのかなというようなことまで、里山対策というようなものを力を入れていかなければならないと思ひますけれども、大変な難しい問題だろうと、このように思っておりますけれども、そんなことも十分検討の課題ということにしていかなくてはならないと思っております。

ですから、議員がおっしゃるような広葉樹対策も含めまして、そういう近隣の里山を生かすことをやはりこれから大切な自然、そしてまた景観上もこれも大切な資源でございますから、そういうことに頭を回していかなくてはならないと、このように思っております。

それから、ブランド化農産品、特にさくらんぼのブランド化の問題でございますけれども、先ほども話がございましたように、ブランド化ということになりますと、非常にその影響、効果というものはこれは甚大なものがあるかと思っております。ただ単にさくらんぼあるいは農産品が高く売れるというだけの問題ではないわけでございますので、ブランド化をこれから増進していくということは大切なことだろうと、このように思っております。

それで、さくらんぼのことになりますけれども、佐藤錦ということになりますと、いわゆるさくらんぼの代表品種としての地位は確立されたかなと、こう思っておりますし、寒河江のみならずどこでも佐藤錦、佐藤錦と生産に力を入れてきておりますし、あるいは消費者あるいはもぎ取り観光客におきましては佐藤錦ということに一目を置いているのがこの最近の実態だろうと、このように思っております。寒河江の佐藤錦の品質のよさ、食味から言いましても素晴らしいものとしておりますし、先ほど申しあげたように、市場においても大変なブランド品としての取り扱いはなされておるものと、このように思いますけれども、すべてが佐藤錦、佐藤錦というような状況にありますから、1問でも答弁申しあげましたように、次はやはり次のブランド品というようなものを、これを売り出していくと、寒河江としてはこれを開発し、これを普及していくということに努めなくてはならないかなと、このように思っております。

そういう中で、紅秀峰という品種というものは、大変栽培期間のずれ、生産期間のずれもございまして、大変食味から姿見から大変ようございまして、この辺をやっぱ寒河江としては売り出すことが必要かと、こ

のように思っております。やはりいつまでも同じものにこだわることも必要でございますけれども、新しいブランド品というものを開発して、それをアピールしていくというようなことは大切だなと、このように思っております。

そういうことのためには、やはり青果市場での高値取引、あるいは青果市場との評価というものを高めると同時に、一般の消費者あるいはもぎ取り観光客等につきましても、それを紅秀峰というようなことの売り出しが必要だろうと思いますし、なお一層また寒河江市内の生産者の中におきましても植栽、あるいは管理面といえますか、指導を後継者にさらに広げていく、生産者にたくさん植えてもらおうと、そしてブランド品としての生産地の拡大というようなことにも持っていくということが私は必要だろうと、このように思って先ほども紅秀峰を取り上げたところでございます。そういう方向が佐藤錦にこだわるのみならず必要だろうと、このように思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。



平成17年3月第1回定例会

鴨田俊・議員 一番最初に言ったように、里山対策は民地がほとんどでございます。なかなか急には進まないということが、私も肌身でわかるような気がいたします。一番いい方法をとりながら、ひとつ的確な対策をお願いしたいと思っております。

あとブランド化でございますけれども、例えば佐藤錦が今一番最適だと私は思っておりますけれども、先ほど言った枝豆でも私は構わないと、さっき言った紅秀峰でも、それも構わないのかなと、とにかくこの農業を発展させるように頑張っていたきたい、そういうふうな対策をお願いしたいというわけでございます。

最後ですけれども、ちょっと申し述べてみたいと思います。

今の地方分権、三位一体改革で地方分権ということで進んでいる時代でございます。そして、地方財政、非常に今つらいところでございます。このような時代が、実は江戸時代の幕藩体制が一番はっきりしていたときでございました。おわかりかと思っております。あそこはもう完全に地方分権でございます。そして、非常に江戸中期以降はどの藩も非常に財政困窮をいたしました。そこでどういう対策をとったかという、いわゆる交易、通商でございますね。あと新田開発、そしてブランドづくりなのでございます。殖産興業ですね。そのときに、例えば米沢藩なんかはこれでは有名なところでございます。さまざまに殖産興業を行いました。ブランド制作を行ったところでございます。

ああいうところを、時代は変わりますけれども考え方は同じではないかなと、成功した例もたくさんございます。温故知新でございます。そういうところをひとつ研究して、新しいブランドというようなものをつくってほしいなと私自身思っていますし、我々も頑張らなくてはならないと思っております。組織も人事もそういうところで総合的な観点から仕上げてやれば、この市の財政改革に対して別な意味の発展が見られるのかなと、そういうことも期待できるのかなと、こう思ってこういうふうな提案質問をしてみたのでした。

この寒河江市を活気づけるために今後ともひとつ市の的確な対策をお願い申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 今、古きをたずねて新しきを知るということでの幕藩時代の問題、殖産活動が取り上げられましたけれども、そのとおりだと思っておりますし、地域の産業を興して元気づけるということは必要だろうと、このように思っております。近年には一村一品運動というようなこともあったわけございまして、何かにとブランド品というものを開発して、それがあらゆる面での地域興しの、地域の発展に大きくプラスになるという効果は、これは否めないものでございますから、そういう面で市民の元気づけ、そしてまたそれが地方財政にプラスになるようなものに持っていければ、これは大切なことだろうと、このように思っております。私も十分心して対応してまいりたいと、このように思います。

平成17年3月第1回定例会

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

2日前からちょっと風邪ぎみで、質問するのに大変なんですけれども、よろしくひとつお願いしたいと思っています。

私は、日本共産党を代表して、また、通告内容に関心を持っている市民の声を踏まえて、以下、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号10番、冬期間の除雪対策について、ことしの大雪の教訓から伺います。市民から寄せられた日常生活にかかわる除雪対応の改善について申しあげ、除雪マニュアルにぜひ生かしていただくよう求めるものでございます。

記録的な大雪に見舞われて、除排雪が進まず、道路はわだちで凹凸、排雪で詰まった農業用水路は至るところで水があふれ、市内は慢性的な交通渋滞が続くなど、市民生活を直撃しました。ここ数日間は降雪量も小康状態となっており、市民もようやく安堵の表情を見せています。森林研究研修センターでの観測によれば、ことしの本格的な降雪量は、年明けから降り始め、その後1月7日から6日間、さらに1月末から2月にかけて7日間降り続けました。この間の1日の降雪量は26センチが最高で、20センチを超えたのは7日で、除雪出動の目安となる降雪量10センチを超えた日数は19日ありました。一方、除雪回数は、一斉除雪は昨日現在で12回で、白岩・醍醐地区については降雪格差もあったことで、さらに5回ほど追加除雪が行われました。

現在、寒河江市の除雪を行うための降雪量の調査は、西村山消防本部敷地で測定され、そのデータをもとに除雪の出動命令が出されております。ところが、雨量と違い降雪量は地域によって相当なばらつきがあります。例えば、南部地区、西根地区と西部地区の格差や、東西線と南北線道路でも大きな開きが生じています。それに加え、山際の道路や吹きだまりになる箇所などでは、1日の降雪量が2倍を超えることもしばしばあります。

市民は、降雪量が10センチを超えれば除雪が行われるものだと言います。ところが、基準を超えて除雪を行わないという日が1シーズンに何回かあります。このため車の移動が困難になったり、わだちができ危険になるなど市民生活に支障を来すようなことがあってはならないと思います。市民は、道路管理者に対し、市道の安全確保のために適切な降雪量の調査を実施し、均一した除雪を求めています。

現在、寒河江市の除雪計画では、総延長295.58キロメートルが除雪対象になっています。これだけの距離を除雪するに観測点が1カ所では公平な除雪体制は困難と考えます。来年度に向けて地域拠点に観測所を増設し、きめ細かな除雪対応で安全快適な道路を確保すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通学路及び歩道の除雪について伺います。

冬期間は、雪のため道路幅員も減少している状況の中で、歩行者が車道を通行することは車の通行を妨げることと、自分自身も大変危険な状況になります。歩道は交通弱者や通学路に欠かせないものであり、特に、日常生活で通行の妨げとなっては問題があります。圧倒的な車社会の中で優先的に車道の除雪が行われ、そのために歩道は道路から排雪された雪で覆われ、その機能は全くなっています。ところが、歩行者からは、安全対策上設置された歩道であり、すべての歩道除雪を実施し、市民生活の安全確保に努めるべきだとの声も上がっています。道路管理者は、冬期間こそだれもが安心して通行できる歩道の確保を目指すべきであります。

そこでお伺いしますが、市の歩道の除雪基準と除雪路線の選定基準、さらに歩道除雪の延長計画について

お伺いいたします。また、国道、県道沿いの歩道については、通学路として機能するように特別に市が国、県に対して除雪をお願いしている状況と伺います。そこで、現在の国、県の歩道の除雪基準もあわせてお伺いいたします。

次に、現在通学路を中心に除雪は小型除雪車で行われています。ところが、歩道幅が一定でないために小型除雪車での除雪ができず、途中行きどまりになったり、歩道は雪で凹凸の状態や、交差点が雪に覆われ、見通しが悪く、危険な箇所もあります。冬期間は健康な大人の方でも歩行中には転倒しないように神経を使い通行している状況であります。また、一般歩行者は、自分ができるだけ安心して通行できる歩道や車道を自分で選択し通行していますが、児童生徒は通学路の通行が原則となっており、多少歩道に通行障害があったとしても通行せざるを得ません。このことから、危険防止を図るために通学路は徹底して除雪を実施し、児童生徒の安全を確保することが求められます。特に、不便な行きどまりをなくすことや、滑りやすい段差の解消、横断歩道までの通路の確保は必須の課題です。排雪作業を含め積極的に関係機関と連携し、障害を取り除くよう対策を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、幹線農道の除雪支援についてお伺いいたします。

先月23日には、関東地方では春一番が吹いたと報道されました。ところが、3月4日には一転して関東甲信地方に大雪注意報が発令され、東京では3月としては7年ぶりの積雪となりました。この異常気象の影響は県内でも出てきています。1月以降の大雪と3月に入っても低温が続いているため、全域で積雪が多くなっています。森林研究研修センターの観測では、1月末の降雪量は222センチで、積雪深は50センチ、また、2月末は降雪量は177センチで、積雪深は70センチと過去3年の値を大きく上回っております。この間の2月末現在、積雪深が最も少なかったのは、平成15年の16センチが最低でありました。この数値から見ても、雪解け時期がおくれる可能性が出てきました。このため県は、農業団体などを通じて農家に対し融雪剤の早目の散布や除雪の実施と排水対策などを徹底するよう呼びかけております。

一方、農家は、農作業の適切な管理を進めるために、一日も早く農業施設や果樹園に足を運び、雪害などが起こらないよう雪掘りや剪定作業を進めるべき時期にきていますが、農道は豪雪の影響で多量の積雪に覆われていることで、除雪をしなければ園地までも行けない状況になっています。御存じのように、中山間地域の園地は傾斜地がほとんどで、農道も急勾配、急カーブも多く、さらに幹線農道から支線距離も長く積雪量も多いことで、自力で除雪作業が困難な状況となっています。

これまで、中山間地域で農業を営む方々は、雪対策では大変な苦労をして農業を維持してきました。農業は春一番の農作業が基本であります。このことから、農作業のおくれを出さないために、農道の除雪支援を求める団体がふえてきています。農作業の適期を確保するために、中山間地域の主要農道まで除雪枠を拡大し、さらに今年度は平場などの要望にもこたえていくべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、狭隘な市道にある電柱などの移転対策についてお伺いいたします。

旧市街地を中心に車道幅員3.5メートル未満の市道の長さは約50キロで、全体の17%になっています。このような狭隘な道路では、除雪作業や車の交差する場合の困難性、危険性、特に歩行者の安全確保面からなども、拡幅改良などの対策が求められています。また、狭隘な道路にもかかわらず、片側や両側に電柱や電話柱があるため、有効幅員はなお狭められ、冬期間などは除雪もままならず、排雪しなければ通行が確保されないという道路もあります。

このような状況に対して、基本的には道路の拡幅工事や側溝整備などとあわせ民地への電柱移転を進めていくことが最も効果的な対策であります。しかし、既に道路改良、側溝整備が完了した道路に電柱などがそのまま市道の中に残っていたり、また、諸事情で道路の拡幅が困難な路線も多くあります。このようなことから、電柱、電話柱などがあるために交通の障害となっている箇所の実態調査をし、道路管理者としてこれ

らの障害を取り除く努力と有効幅員の確保に努めるべきです。当面の対策として、市民の協力と東北電力、NTTに協力を求め、民地への電柱、電話柱移転事業を積極的に推進していくべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、通告番号11番、文化財保護についてお伺いします。

文化財保護法に基づき指定された文化財は、我が寒河江市の主要な文化の全容を示すものであります。したがって、指定などの基準に照らし、高い価値を有する文化財と認められたものであり、価値を損なわないよう、また、そこから抜け落ちることがないように保護すべきであります。国民共通の貴重な財産である文化財を将来へ向け価値を維持し継承することが私たちの責務であります。保存するために、所有者や一部の担当者だけでなく多くの人々に公開し活用を図ることで、文化財への理解を深め、保護につながると考えます。今回は建造物、絵画、彫刻、古文書、天然記念物などに対する保護対策を中心に伺います。

これまで文化財保護は、文化財に被害が生じてから防除修復するいわば処理中心の考え方でありました。しかし、最近では、被害を未然に防ぐ予防対策を中心とした考え方に変わってきております。生物被害は周辺環境や気候、施設の設備、構造と深い関係があるため、事前対策をとらない限り被害は繰り返し起こることになります。このことから、生物被害対策については、所有者と共同で日常の監視、防止活動が重要となってきます。

そこでお伺いしますが、建造物を初め各種文化財には害虫の侵入、カビの発生で汚染されるなどの被害が予想されますが、教育委員会は、文化財所有者に対して害虫、カビの被害防止対策の指導はどのように実施されているのかお伺いいたします。また、害虫、カビなどについて正しい知識を持った保存担当者を配置して定期的に監視と点検、それに相談窓口を設けるとともに監視記録なども保存していくべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

最後に、教育委員会は、指定文化財保護育成事業化を進め、文化財の保護に努めてきております。保存を確実にするために、年ごとに指定文化財の件数もふやすなど対策を進めてきました。そのために、指定された文化財は種別も多く、それぞれ保存管理が多岐にわたるため、専門的な知識が必要となっております。指定文化財の管理体制を整備し、所有者とともに生物被害対策チームや火災災害から文化財を守るための組織を立ち上げ、初期対応で貴重な文化財を保護すべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いして、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時53分

---

再 開 午前11時10分



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 除雪対策等につきまして、何点かの御質問がございました。お答えいたします。

市では、冬期間における市民の安全で安心できる市道交通網の確保を図ることを目的といたしまして、毎年、除雪計画書を策定し、除雪体制に万全を期しておるところでございます。

平成16年度の除雪計画の概要は、市道総延長310.52キロメートルの84.9%に当たる263.74キロメートルを除雪対象路線として決定しております。年々増加する除雪対象路線に適切に対処するため、市の除雪車10台、民間委託除雪車52台の計62台を配備しております。また、市内を14ブロックに分割し、各ブロックごと12月10日から翌年3月15日までの除雪体制期間内について、除雪車とオペレーターを拘束し、昼夜を問わず即座に出動できる態勢を整えております。

早朝の出動基準でございますが、西村山広域消防本部の積雪量観測所において、午前4時現在で積雪量が10センチメートルに達した場合は、市へ連絡が入ることになっております。これを受けて除雪の出動命令を行っております。これがいわゆる一斉除雪と言われるものであります。

ほかに、地域の降雪量に伴う出動でございますが、観測所は消防本部の1カ所でありますので、地域によっては降雪量が違いますので、除雪計画によりあらかじめ幸生・田代地区を除く地域を12ブロックに分けて、そのブロックの班長より早朝の3時半ごろに降雪状況の聞き取りを行い、消防本部の観測にかかわらず出動命令を出しております。幸生・田代地区については、その地区の積雪量を考慮し、区長に出動判断を一任しております。このように、降雪の多い地域は、消防本部の観測所で10センチメートル以内であっても、その地域が10センチメートルを超えている場合は、除雪の出動命令が行われる体制となっているものでございます。

したがって、観測所の増設を提言されておりますけれども、観測所をふやすとなればその体制のこともございまして、現状の体制で十分対応できているところであります。

それから、今シーズンの各地区の除雪回数は、2月末現在で幸生地区が33回、田代地区27回、幸生・田代地区を除いた白岩地区16回、醍醐地区16回、柴橋・高松地区12回、その他の地区で11回を数えております。それぞれの地区の積雪状況に即応した出動がなされたものと考えております。

ことしの降雪状況は、御案内のように、当初は暖冬と予想されておりましたが、大みそかから雪が断続的に降り続き、1月8日からは6日間連続での市内一斉除雪がなされており、近年ではまれに見る記録となっているところであります。また、今後の除雪に支障を来さぬよう、御案内のように、2月7日付で補正予算を専決処分に対応し、万全を期しているところでございます。今後におきましても、各地域との連携を図り、安全な道路交通網の確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

それから、歩道除雪等についての質問がありました。お答えいたします。

市の除雪計画としまして、現在、市内に40路線、延べ21.49キロメートルを歩道除雪対象路線として決定しており、市のロータリー除雪車5台、それからハンドガイド除雪車2台の計7台を配備いたしまして、担当路線を定め、冬期間における安全な歩行者空間の確保に努めているところでございます。

この除雪路線の選定でございますけれども、市内の小学校、中学校、高校への通学路、それから中心商店街や病院等の公共施設への主要なアクセスの路線、それから市街地と集落を連絡する路線を中心に決定してございます。ただし、歩道を除雪するには、ロータリー除雪車やハンドガイド除雪車で対応することになりますので、十分な歩道幅員、最低1.5メートルがなければ機械の進入が不可能でありますので、除雪計画路線から除外しております。

また、歩道の除雪の出動命令については、市道除雪と同じく一斉除雪の際に出動し、児童の登校時間前には作業が完了するように、迅速かつ安全を考慮しながら実施しております。また、一斉除雪以外において

も、区長や町会長、一般市民からの通報による除雪要請や道路パトロールによる歩道上への堆雪が確認された場合には、ロータリー除雪車を手配し実施しているところでございます。

それから、国、県の歩道除雪についてでございますが、12時間当たりの自動車交通量が1,000台以上で、1日当たりの歩行者通行量が100人以上を目安として除雪路線が決定されておるようでございます。また、路線ごとに出動の目安となる積雪量を定めておりまして、おおむね5ないし10センチメートルに達した場合となっていると聞いております。

歩道除雪の延伸についてでございますが、先ほど答弁申しあげました市の歩道除雪基準により選定した路線を除雪してまいりたいと思っております。

それから、行きどまりとか排雪のことについてもございましたけれども、今申しあげたような除雪路線の選定、あるいは除雪対応に即しまして努力してまいりたいと、このように思っております。

それから、中山間地の農道の除雪のことでございますが、早春からの農作業は果樹の剪定から始まりますので、例年、平野部では2月中旬から、中山間地域の果樹園地では3月中旬からそれらの作業が始められているようでございます。このようなことから、農道の除雪については中山間地域において例年3月中旬から実施してきたところでございます。しかしながら、報道等によりますと、この冬の降雪は降雪量こそ平年並みではあるものの、昨年12月からの降雪となったことから、平年に比べ日照時間の減少、最高気温の低下の影響を受けまして、積雪量は平年の2倍近くに達しているとのことでございます。

そういうことから、中山間地域の農道除雪の拡大と平野部の農道除雪の実施についての御質問だろうと思いますが、農道は生産活動の基盤の一つでもありますことから、基本的には受益者によって行うべきものと考えております。また、平野部の園地については、徒歩でも短時間で農地への行き来ができますことから、本市での農道の除雪は行ってきておりません。一方、中山間地等で農道の延長が長く、受益者で実施することが特に困難な幹線農道については、これまでも本市が除雪を実施してきたところでございます。

今年度の中山間地の幹線農道除雪については、例年よりも積雪量が多いことから、早期の除雪について農協やそれから農業団体からの要望もございました。そんなこともありますし、例年、3月中旬からの除雪作業を繰り上げて、この3月5日から市の除雪車の活用や、民間業者の除雪機械の借り上げを行い、早期の対処を実施しているところでございます。

次に、電柱などの移転の問題が質問されました。

平成16年4月1日現在において、市道実延長約293.7キロメートルのうち車道幅員3.5メートル未満の市道は約49.8キロメートルで、全体の約17%になっております。これらの中には道路内に電力柱やN T T柱、有線放送柱などが存在している箇所もあり、交通、さらには除雪に当たっても大変苦慮している箇所も少なからずございます。このような中で、市としましては、道路改良や側溝整備工事の際には道路を有効に使えるように電柱の民地への移転をお願いしておりますが、同意を得るには難航いたしまして、事業の実現に至っていないところの場所もございます。御案内かと思います。

そのため、地域におきましては日ごろから電柱状況の実態を把握していただき、道路改良や側溝整備工事の際には、電柱を民地へ移転することの申し合わせを決めておいていただくことも必要なのではないかと考えているところでございます。

質問ありました電柱に関しましては、調査しているところもありますが、これからも道路パトロールなどで調査し、その内容を図面に整理しておき、今後、地域の関係者と協議してみたいと、このように思っているところでございます。私からは以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えをいたします。

本市に所在する国、県、市指定文化財のうち建造物は12件、絵画は22件、彫刻は35件、古文書5件、天然記念物17件であります。本山慈恩寺を中心とする本市の指定文化財は、数においても質においても平泉中尊寺に匹敵するものがあります。これらの保護、保存につきましては、主として所有者の責務に負うところでありますが、本市としても、文化財保護法に基づき、文化庁や県文化財保護室の指導を仰ぎながら鋭意対応してまいっているところです。

最初に、文化財所有者に対して害虫、カビの被害防止対策の指導はどのように実施されているのかという御質問にお答えします。

御質問の中で、建造物を初め各種文化財には害虫、カビの発生で汚染されるなどの被害が予想されるところでございますが、現在のところ、本市所在の文化財である建造物や絵画、彫刻、古文書に関して滅失あるいは棄損に至るような害虫、カビの発生は所有者から報告されたことがなく、また、県からもそのような情報は入ってきておりません。

市指定の天然記念物につきましては、所有者に対し管理費の補助を行っておりますので、その申請あるいはその実施報告を受けたときなどその折々に樹勢の状況を確認しておりますし、必要に応じて樹木医による巡回指導も実施し、害虫やカビの被害等にも対応しているところであります。また、その他の指定文化財につきましても、県と一緒に巡回指導を行っておりますし、所有者から異常を発見したというような連絡があった場合には、専門家と一緒に指導しているところであります。

次に、害虫、カビなどについて正しい知識を持った保存担当者を配置してはどうかという御質問にお答えいたします。

文化財の保存管理につきましては、市としては、これを所有者に任せることなく所有者と一体となって対処しているところでございます。害虫、カビなどでさまざまな問題が発生した場合においても、速やかに樹木医や専門家などに相談し、所有者の御理解を得ながら対処するようにしておりますし、これからもそのように対処してまいりたいと考えております。したがって、改めて保存担当者の配置は必要ないものと考えております。

相談窓口につきましても、社会教育課が相談窓口となり、文化財所有者の相談や指導に当たっておりますので、今後においても同様の対応をしてみたいと考えております。

次に、指定文化財の管理体制を整備し、所有者とともに生物被害対策チームや火災被害から文化財を守るための組織を立ち上げてはどうかという御質問にお答えいたします。

市内の文化財の所有者、あるいはその地域の人々は、それぞれの文化財に対して誇りを持ち、文化財を大切に守っていくのだという強い責任感のもとに適切に管理がなされております。建造物の防火体制につきましては、慈恩寺を初めとしてそれぞれの所有者、あるいは地域において防火体制の組織化が図られておりますし、白岩の種蒔ザクラにつきましても、地区民がボランティアで清掃するなどの管理を行っており、地域を挙げて環境保全など文化財保護活動に取り組んでおられます。

また、市所有の旧西村山郡役所、郡会議事堂におきましても、機械警備システムを導入し万全を期しているところでございます。その他、個人所有の文化財や天然記念物についても異常があればすぐに連絡をとってもらうことになっておりますので、改めて組織体制を整える必要はないと考えております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁いただきましてありがとうございます。

第2問に入らせていただきます。

最初に、除雪対応についていろいろ答弁あったわけですが、現状の体制で何とかやっていると、市を市長言っていますけれども、現状を見ますと、いろいろな市民から課題を寄せられているんですね、実際はね。市長、御存じかどうかわかりませんが、降雪量というか、地域によって相当格差あるんですね、実際には。その辺を具体的に把握していないという状況の中で、今、除雪連絡系統図を見ますと、やっぱり業者任せで、積雪量の実態なんかは調査していないのではないかと考えております。

一部資料的に見ますと、学校施設あたりの積雪というか、積雪深なんか見ますと、大体中心が森林研修センターあたりが積雪量の一番の中心なんですね。そして、それ以下で一番少ないのは西根小学校あたり。極端に少ないです。ですから、こういう流れを見ますと、その時々積雪量は変わると思うんですけれども、村山市あたりは住民の協力を得て積雪量をきちんと毎日測っているんですね。

これは、結局は危機管理の問題だということで、こういう体制をとってやっているんです。それで、やっぱり1メートルを超えればひとり暮らしの方の雪の除排雪するとか、そういう指導まできちっとやっているんですね。ですけれども、寒河江の実態を見ますと、この積雪量あるいは積雪深の具体的な数字が出るような担当課は全くないんですね。統計課にも伺ったのですけれども、統計課でも結果的に森林研究センターの資料でしか説明できない。ですから、そうであってはうまくないと思うんですね。

村山市あたりも見ますと、毎日毎日が積雪量の実態がまるっきり違うんですね。一番少ない楢岡あたりの状況を見ましても、これ3月5日の資料なんですけれども、逆に一番少ないところで32センチ降ったり、あと山の内あたりが一番多い土地柄であって20センチとか、極端に数字がその都度都度違うんですね。ですから、この辺の実態をもう少し把握してやっぱり除雪対応をしてもらいたいと考えております。

特に、南北線なんかの道路に関しては、特に積雪量が多いんですね、実際としてみれば。そういう実態をもう少し調査して、やはり1年間かけてその地域はどういう状況にあるのか、一つの目安として基準をつくらせていただきたいと思いますけれども、その辺の見解について市長からお伺いしたいと考えております。

あと歩道の除雪に関してですけれども、第1問でも質問いたしましたけれども、結局1.2メートル以下の道路をどうするかということなんです、結果的には。今、ハンドローダーでは1.2ぐらいまでは全部やっております。しかし、実態を見ますと、極端に狭い歩道は全くされていないんですね、実際は。だからその辺をどうするかお聞きをしたいんです。地域によってはいろいろシルバーの協力を得てやったり、あと地域の住民と共同で除排雪を進めたりやっているんです。ですから、その対応がなくなって、歩道はまるっきり途中で行きどまりになって、いきなり車道に出てきたりして非常に危険な状況もあります。ですから、この辺についてもう少し具体的に、末端まで歩道除雪がなるように検討していただきたいと思いますけれども、この辺について対応をどうするのか再度お聞きをしたいと思っております。

あと特に県道、国道の歩道に関してなんですけれども、市の歩道の除雪基準は小学校、中学校、高校あたりとか、あと病院とかいろいろな関係出てきています。しかし実態を見ますと、県道沿いが非常に除雪がなっていないのが多いんですね。特に、高校生が通学路となっているような道路は、まず時たま私も通りますけれどもなくなって、その対応をやっぱりやってもらいたいという声が出ているんです。

特に一番気になるところは、三泉から河北に抜ける道路です。これ非常に道路幅が狭くて、歩道が除雪されていない状況では大変危険な状況になっております。あそこは特に高校生とか、あと自転車ですら冬期間も通っている生徒もおります。ですから、この辺についてもう少し徹底して除排雪をお願いしたいと思っております。

あと特にもう1点は、国道112号線チェリーランドの前あたりですね。あそこも一般的にはほとんど通ら

ないんですけれども、あの道路も寒河江の農業校舎の生徒が通っているんですけれども、あそこもほとんど期間中は除排雪がなっていないというのが今実態ですね。そういう箇所が県道で非常に多いんです。ですから、この辺についてももう少し国、県に対して要望を関係機関に出していただきたいと思いますけれども、その具体性についてどうするか市長の見解をお伺いいたします。

あと農道の除雪に関してですけれども、特に今年度は、ここ数年間の実態を見ますと、2月末で一番多いのが、11年度から17年度にかけて見てみたわけですが、70センチというのは極端に多いんですね。これまでも見てみますと、最高で13年あたりが68センチぐらいあるんですね。ですから、そういう中で、今農家の人は農作業に入らなければならないということで、今、畑に行ってみようと思っても、なかなかそこまでたどり着くには半日かかったり、非常に大変な状況になってきております。ですから、県あたりもやはり除雪対策をして早目に園地に行くようにという指導はなさっておりますけれども、なかなか実態として個人で、あるいは農道管理者全体で除雪をすることが困難な状況になってきております。

今回は非常に多いんですね。山間地域で見ますと、田代で大体128センチあるんです。幸生では135センチ、これだけあるのを個人とか団体では非常に困難です、実際は。相当な経費がかかります。ですから、こういう団体から、先ほど市長も申しあげたとおり、除雪を極力お願いしたいということで、お願いしているわけですから、この辺の実態をもっと少し、農林課あたりの担当者に足を運ばせて、その実態を把握した上で何とか除雪を実施してもらいたい。

特に、幹線は確かに毎年やっていただいております。しかし、その支線ですね、これが山間部に行くと回り回って行かなければならないものだから、非常に距離感があって大変な状況です。ですから、この辺についてももう少し実態を見てもらって、早急に対応していただきたいと思います。

あと、今、中山間地域に所得補償ということで今事業を立ち上げて5年を迎えて、新たな今年度今年17年度から施策始まりますけれども、こういう事業の中で除排雪などもできるのかどうか、この辺についてもお伺いいたします。

あと、狭隘な市道の電柱移設の問題ですけれども、本来は道路管理者である市がこれらの対応をすべきと私は思っております。しかし、今、地域でもなるべくそういう障害物を取り除くための努力はしております。でも、そこにいろいろ感情的な問題とかいろいろな問題もあって、なかなか実行できない箇所が多いと思っています。今、この地域にある本数が全部で電力が1,418本、これに支線柱が28本、そのほかにNTT791本、そのほかに支線柱が19本、合計で2,256本も市の市道に立っているんです、現在。ですから、市としてはこれは730万円ぐらい敷地料として入ってきておりますけれども、実態はやっぱり電柱1本ないだけで自分の自宅に入るにもいろいろ便利だし、あるいはお客さま来てもスムーズな車両が通行できるような状態に住民はしたいと考えているんですけれども、なかなか基本的にはできない状況で、今進んでいない状況だと思っております。

そして今、土木費の予算なんか大分削減になって、側溝整備とか道路改良がなかなか進まない状況の中で、市民にとってできれば電柱ぐらいは移設をしてもらえばということ、市民から声が出ているんです。ですから、その辺をやっぱり実態を調査して、担当課で積極的に一つの事業として取り組んでいただきたいと思いますけれども、この辺についてももう少し具体的に進める方向があればお聞きをしたいと思います。

それから、教育委員長にお伺いしますが、なかなか文化財というのは市民にとってわかっているようでわからないというか、いろいろ問題もあります。今、特に今回は雪害が非常に問題になっているんですね。特に白岩あたりの天然記念物である種蒔ザクラなんかは、1月19日でしたか、福島県三春の滝桜が十何本折れたんですね、枝が。そして、非常に地元ではいや困った、困ったって言っているんですけれども、これまでである一定の地域の協議会やパトロールなども実施してきましたけれども、いざ雪が降ると、自分の庭



はきれいにしますけれども、やっぱりそこまで手が回らないというのが実態だと思っております。ですから、こういうのはだれがやるかという、特に種蒔ザクラなんかは市が所有しているわけですから、この辺をやはり点検をどうするのか、やっぱりこれ具体的に必要ではないかと思っているんです。

特に、所有者任せみたいな傾向、どうしても保存するためにはあるんですけども、まず、今、先ほど松くい虫の被害状況などもありましたけれども、実際として気がつけばもう対策はおくれるんですね。今回の柴橋の十王像なんか、整備というか保存のための対策をとるようですけども、あれだって実際はもっともっと早く対策をとってれば、それなりの費用もかけなくて済む状況だと思っております。

今、特に桜の件で言いますけれども、白岩の種蒔ザクラの今の実態わかりますか。11年前、非常に実際は手を加えて対策をとったのですよね、支柱したり土を入れかえて、そして桜そのものは大変活気づいて、非常に地元としては喜んでおります。しかし、あの11年前当時、工事をしたコンクリートが、今枯れ木の中をコンクリートで詰めているんですけども、それが劣化して、劣化しているんですよ。それが特に対策をとってほしいという前からお話ししていたのですけれども、単なるネット張って終わったんですね。あれだけのものをきちんとやっぱりもう少し対応を早くしなければ、また傷むような状況になってくるんです。ですから、一時的に対策とったからそれで終わりではなくて、もう少し継続して具体的な対策というのを決めていかないと、そのときそのときでは後防衛で、結果的にもう保存が不可能になったり、あるいは枯れたり、そういう状況がこれまでも何件かあったと記憶しております。

ですから、その辺の対策を、指導員なんていうような大げさなことは必要ないということでもありますけれども、しかし、職員というのは2年か3年してかわって、職場をかわるわけですから、ですからきちんとその実態を把握した人がなかなか今いないんですね。ですから、やはりこの辺も地域ともう少し連携をとって対策を進めなければならないと思っております。その辺についても、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、古文書なんかでも、慈恩寺の古文書なんか、マイクロフィルムやあるいは市史編さんで一つの本にして保存していますけれども、実際は新たにフィルムとか冊子ではなくて原本が一番貴重なんですよ、文化財としては。ですから、こっちで対策とったから大丈夫だということではなくて、もう少し調査をする目を向けてもらいたいと思っております。

正倉院なんかは毎年定期的に11月に開封して、そして1点1点調査して実態はどうなのか、そして記録をとって毎年毎年積み重ねてあれだけの資料が今も現存しているわけですから、その辺もやはりもう少しきちんと対応していただきたいなと思うんです。

今は、地域の協力とか、あるいは具体的に生物被害対策チームは必要でないと考えているということですけども、ある程度慈恩寺なんかは防火対策はきちんとしておると思います、国宝ですからね。しかし、一方で、そのほかの個人所有のあった場合、火災やあるいは雪害などあった場合にどう対応するかというのは具体的に出ていないんですよ。ですから、保存のために特別な施設とか、あと制度、施策とか何かありましようけれども、もう少し具体的に対応を所有者と協議して、何とか対策をとっていただきたいと思っております。

以上で第2問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 降積雪量の調査、それぞれの、寒河江市内といいましても格差があるのではないかとということで、そういうことの実態調査をやりながら、それを除雪に生かしてということをごさいます、先ほども答弁申しあげましたように、12ブロックに分けて調査をし、そしてまたそれぞれの区長等の御協力を得ておるわけをごさいます、その辺の体制で何とかやっていけるのではないかなと、このように思っておるところをごさいます、これでお一層万全な体制といえますか、協力をちょうだいしたいということで、今の体制でやっていこうと、このように思っておるところをごさいます。

それから、1.5メートル未満の歩道の除雪でございすけれども、これもやっぱり機械が機械なものでございすから、入れないところもあるわけをごさいますので、その辺の技術的な問題は、物理的な問題もございまして非常に厳しいなというような気がするわけをごさいます、できる限りそういう狭い歩道につきましても何とかできる対応ができないものかなというようなこれからの課題だろうと、このように思っております。

それから、国道、県道等の問題でございすけれども、毎年、降雪期に入る前に、国土交通省の維持出張所、それから村山の総合支庁の建設部とか、あるいは寒河江の警察、消防本部、そして1市4町によるところの除雪会議というものを開催しておるわけをごさいます、交通網の確保、それから除雪全般についての連携というものを密にしておるわけをごさいますので、国県道あるいはその他の除雪体制の問題等について話し合いもお一層密にして、これらの会議を生かしながらやっていきたいものだ、このように思っております。

それから、農道の除雪でございすが、このように降積雪量が多いという、特にことしなどは多いということもございすし、また、非常に生産者の方も大変になってきているんだと思っております、常に見回りをできるような生産者だけとは限らないわけをごさいます、高齢化になっている人もおるわけをごさいますので、そんなことで非常に厳しいこともあろうかなと、このように思っております、そんなことからJAの方からも要望もございしましたように、ことしは1問でも答弁申しあげましたように、早目ということで除雪をやるとうことで現在取り組んでいる最中をごさいますので、これで御理解をいただきたいと、このように思っております。

それから、直接支払交付金でございすか、これを使えるのかどうかということをごさいます、現在は、御案内のように、農道やらそれから用水路の改修整備、それから雑草の刈り払いと、そういう施設の維持運営に、これを協定の中で話し合いをして使っておるわけをごさいますので、ですから、この農道の除雪についての交付金を使うことにつきましても、集落協定者の合意のもとであればこれは使えるのではないかなと、このように思っております、十分協定者間で協議していただきたいものだ、このように思っておるところをごさいます。以上でございす。（「電話柱とか電柱とかは」の声あり）

電柱につきましても、1問で答弁したとおりでございまして、うちの方でもいろいろ実情を調査しております、先ほども答弁申しあげましたように、それを地図に落として、これは民間、民地に通してもらいたいところだとか、あるいはこの場合は東北電力と折衝しなくてはならないとか、あるいはNTTとで話し合いをしなくてはならないというようなことを、細かにこれらを判断し、そしてまた対応していくということが一つあるかと思っております。

けれども、やはり民地に出ることに対しまして地域の協力というものがなければなりませんし、実際に入れようと思っても、民地の方の協力がなければいたし方ないことをごさいますので、そういう分野も地域の

中の町内会なり、あるいは地域の方々の御協議等々が、話し合いがなされることが私は非常に大切なことだろうと、このように思っております。やっぱり民地の所有者の御協力、御理解がなければ、何とか狭いからしてくれと言われましてもいたし方ございませんので、やっぱりこのような状況の中で、広く道路を使う、歩道を使うというようなことがみんなのものとして御理解を得なければこれはでき得ないことでございますので、やはり地元の方々の御理解というものが一層必要になろうかなと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

市所有の文化財、特に、種蒔ザクラについてのお話がありましたので、御質問がございますので、答弁をさせていただきます。

特に、種蒔ザクラにつきましては、これまでの系統を踏まえまして、特に雪の多いときにつきましては、すぐに巡回を職員がしまして実態を把握してございます。御質問の中でもございますけれども、種蒔ザクラにつきましては、県指定の天然記念物ということで、一時樹勢が弱まりまして、大変心配しました。平成8年から4年ほどかけて樹木医の指導を受けながら、何とか樹勢を挽回するような措置をとったということでありまして、現在では樹勢もよみがえりまして、春には見事な花をつけているといったような状況下にあります。

御質問の擬木部分でございます。コンクリート詰めした擬木部分につきましては、モルタルの劣化によりまして落下の危険な状況ということも見受けられますので、幹にネットをつけまして緊急措置したと、こういったような状況下にあります。これから様子を見て、モルタル部分の再工事をしていかなければならないということ認識はしております。

それから、雪対策ということで、個人所有の文化財の雪害対策というようなこともございますけれども、現在、市の文化財の保護育成事業の補助金がございますけれども、これを毎年行っておりますので、この中で雪対策もしてもらっております。市の方から所有者の方に声がけしていく場合もありますし、さらには所有者の方からそういった申請がある場合もございます。いずれにしましても、きちんと事情を、現状というもの所有者と連携を深めて、そして把握しながらきちんとした対応をとっていかなければならないなと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

---

再 開 午後1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。



平成17年3月第1回定例会

松田 孝議員 除雪については、平成13年12月にも同じような問題を取りあげております。歩道の除雪に関してはなかなか進まない状況でありますけれども、今後、市としてももっと小型の除雪機でも配備して何とか対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、この辺について見解あればお答え願いたいと思っております。

あと、電線、電柱とかN T Tの電話柱に対してなんですけれども、調査して前向きに進むような状況でありますけれども、共架化、電柱とN T Tの1本にするとか、そういう事業なんかもこれはトランスが上がっていたり非常に難しい条件はあると思っておりますけれども、その辺もあわせて検討していただくようお願いしたいと思っております。

あと、教育委員会ですけれども、保存のための対策を私は質問しているんですけれども、先ほど教育長から答弁ありましたけれども、種時ザクラの落下防止に対して緊急対策はとっておりますけれども、その本体にかかる分をどうするのか、これが非常に大事だと思っております。あれだけ劣化すれば、害虫の浸食や枯れてきたり、あと水が入って腐食が大きくなったり、そういう対策を先にとる手だてが必要だと私思っているんです。今の答弁を聞きますと、逆の立場ですよね。単なる危険防止の対策であって、だからその辺も具体的にどうするのか、新年度予算でその辺考えているのかどうかお聞きをして終わりたいと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 小型除雪機の問題でございますけれども、予算の問題もこれあり、そしてまたそれを操作する、あるいは委託に任せるときの体制というような問題もありますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。それから、電柱移設につきましては、先ほど答弁申しあげましたように、市民特に関係地権者の方々の御協力というようなものがなければいかんともしがたいということがございますので、その辺の御理解をちょうだいするような方向をとっていかねばならないと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育長。

平成17年3月第1回定例会

芳賀友幸教育長 種蒔ザクラの件につきましてお答えを申しあげたいと思います。

先ほど申しあげましたように、擬木の部分の落下が心配されるということで、緊急措置のためにまずはネットでカバーしたと、こういうことであります。擬木の部分につきましては、県の指定でもございますので、今後、県と十分協議をしながら、こういった形で補修していくかということも含めて対応してまいりたいと。新年度予算ということではなくて、そういった事前の協議も必要でございますので、それをまず十分相談していきたいということで考えております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号12、政治姿勢について質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

昨年12月の市長選挙において、佐藤市長が6度目の当選をなさいました。まことにおめでとうございます。

私は、同僚議員であった松田伸一前議員の立候補の決意と抱負に共感し、同時に同期の現職市議会議員全員が党派を越えて、ボランティアで参加してくださった市民の方々と一緒になって汗を流してまいりました。市民の願いがかなえられ、多様な市民の声に耳を傾けられる市政を実現をしたいと、有権者との信頼を大切に、草の根手づくり選挙を戦ってまいりましたが、現職の佐藤市長に破れてしまいました。結果は厳粛に受けとめております。しかし、短期間の手づくりボランティア選挙の中で、投票された3人に1人以上の市民の方々から佐藤市長にかわって松田伸一候補に市長になってほしいと託されたことも事実であったわけであります。

佐藤市長は、引き続き4年間自治体の最高権力者としてかじ取り役をなされるわけであります。そこで、改めて地方自治法初め地方自治体にかかわる法律のもととなっている憲法第92条地方自治の本旨について、私の考えを述べ、市長の見解を伺いたいと思います。

私は、地方自治というのは、住民が暮らしているその地域の問題は、そこに住む住民の意思によって決めるという自治権と、その自治権は国によってみだりに制約されてはならないという地方自治制度を保証していることが地方自治の原則であると考えています。ただ、地方自治の本旨とは何かという文言上の記述がないために、さまざまな解釈はあろうと思います。しかし、私は、住民自治と団体自治の二面性をあわせ持った真の地方自治を実現させようとする趣旨と考えています。

ところが、平成11年9月議会で私の同じ質問に対して市長は「市民の幸せのため最小限の経費で最大の効果を上げることとされている」と答弁されています。今日の国や自治体を取り巻く財政事情の厳しさは実感としてわかります。したがって、行財政改革にはだれも異論はなく、費用対効果などの事業評価を行って、事務事業を含むすべての事業の見直しをすべきであるという声も日増しに強まっております。私も同感であります。

しかし、以前から指摘していますように、振興計画全体を管理評価したり、個々の事業について客観的に評価する基準やシステムを持っていない自治体が多いと言われております。その結果、個々の事業評価がなされないまま聖域なき削減として補助金の一律カットや人件費削減、民間委託などやれるものからやっけていくとなっているのが実態であります。これではますます厳しくなる中で、的確な行財政改革はできず、さまざまなひずみが出てくるのが心配されてなりません。

現在の財務会計規程では、決算資料には主要な施策の効果に関する説明として定められているものの、予算書や決算書の款項目節では事業別予算ではないためにわかりにくいものとなっております。同時に、単年度ごとの現金出納を記録する単式簿記であることから、事業ごとの人件費や起債なども含めた内容とはなっていないために、評価できるものとはなっておりません。ところが、全国では多くの自治体が既に行政評価システムの導入をしているところがあるわけであります。

前にも申しあげましたが、私ども会派で昨年2月に視察した兵庫県川西市では、木も森も見える行政運営を目指してというタイトルで、川西市行政経営支援システムに取り組んでいました。このシステム開発の発端は、平成4年に次の市総合計画をつくる段階で、これまでの計画を管理評価するすべがなく、総合計画が形骸化していることに直面し、一体何のための、だれのための総合計画なのかという疑問、問題意識から研究が始まり、開発されたシステムだそうであります。

このシステムは、次の三つの特徴から成っておりました。一つは事業、細事業を主体にして計画、予算、定数、いわゆる仕事とお金と人がリンクしていること、二つには分野、施策、細事業の単位で評価していること、三つには評価を単独で実施するのではなく、実施計画時、予算編成時、定員査定の過程でそれぞれ実施されていることでありました。この結果、予算も決算も各事業ごとに人件費と公債費も含めた事

業費や評価指標と達成率などが過去3年分一目瞭然となるものでした。市民や議員からも大変好評を得ているとのことであります。

何よりの効果は、行政執行上何が問題なのかということが的確に把握できるということであり、この視察の中でまず感じたのは、一つは職員が仕事の中で問題意識を持つという職員の意識改革が行われていること、二つには、そういった指摘や提言を吸い上げる柔軟な当局の姿勢があること、三つには、IT化や財政問題、住民の意識変革などの先を見通した上で将来を展望した役所の役割、構想をつくっていること、四つには、プロジェクトの編成は役職や担務での当て職ではなく、職員や市民の潜在的な能力の活用や専門家のアドバイスの必要性を感じてまいりました。視察の資料を所管課の方に差し上げておりますので、ぜひ事業に対する行政評価システムの具体的例の一つとして参考にしていただきたいと思います。そして、改めて別の機会に行政評価システムについての質問をしたいと思っております。

そのような中で、本市でも極めて重要な第5次振興計画の策定や、行財政改革大綱の策定作業が始まっているわけであり、第4次振興計画を客観的に評価する基準が本市にはあるのだろうか、全然取り組まれない課題があっても総括されるのだろうか、そのまま不問になるのだろうか、担当している方々は疑問を抱いているのではないだろうか、それとも昔からそんなものと受けとめておられるのだろうか、また、市の行財政改革推進の基本的な考えの中で、これからの自治体運営は財政的視点がより重要となり、すべての事務事業の見直しと改革目標設定を行った上で、効率的で生産性が高い行財政運営の実現を目指し、行財政改革大綱を策定すると思っております。

しかし、すべての事務事業を見直す基準はあるのかということ、時間はかかるかもしれませんが、例えば先ほど申しあげました川西市の仕事と金と人がリンクした、加えて起債償還分も含めた事務評価システムのようなものができれば常に事業の見直しが可能になると思っております。将来的にはそういったものが必ず必要になると思っております。したがって、そういったシステムをつくるのが持続可能な行財政改革を行うことになると思っております。最小限の経費で最大の効果が出されているかの検証も可能となると思っております。

議第27号に関して財政当局に平成15年度の市民浴場関係の収支状況をただすと、歳入が3,967万5,000円で、歳出が4,555万5,000円とのことであります。しかし、決算資料で見ると、その歳入額は使用料のみで、特別会計時毎年100万円以上入っていた自販機関係の雑入金が入っていません。歳出についても、市民浴場費3,036万1,000円であり、その差額をただすと、人件費として担当4人のうちの1人分70万円と、平成2年ごろの起債8,000万円に対する償還分として820万円が含まれているとのことであります。そこで、幾つかの問題を指摘したいと思います。

その一つは、事業評価の項目に人件費や起債償還を含めることには賛成であります。しかし、そのためには今回のような突如としてあらわれた思いつき、つかみ金的なことではなく、全体的に合意された客観的な基準のもと、すべての事業に適用されるものでなければならないと思っております。二つには、市民浴場の使用料を改定するのに際し、市民浴場のこれまでの経費の中に人件費や起債分を算入するというのは、他の使用料を取っている施設や事業との整合性からしても大きな問題であります。本当はそのような処理はやっていないのではないかと思います。三つには、平成2年の大改修を一般会計で賄ったということで、特別会計の余裕金を一般会計に繰り入れをしてきました。平成2年から特別会計廃止されるまでの8年間だけでも1億316万2,000円が一般会計に繰り入れされています。したがって、大改修時の起債8,000万円の償還分を15年度に820万円充てるとするのは適正を欠いているのではないかと思います。

いろいろ問題を述べましたが、行財政改革は避けて通れない課題であります。そのためには、観念的なものでなく客観性のある科学的な分析のもと、検討や判断がなされるべきであります。したがって、必要な資料は積極的に提供し、十分な検討を保証すべきと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、個人情報保護条例について伺います。

この必要性については、これまで何回となく申しあげてきましたので、繰り返しません、平成15年5



月30日に個人情報保護法が制定されました。その1年後の昨年6月議会で、準備されている条例の内容と制定時期について質問したのに対し、市長は、個人情報保護法が制定され、その中で地方自治の責務が定められたこと、また、これまで電算処理された個人情報のみの対象から個人情報のすべてが対象になったので、これらを踏まえ、本市の実情に適した新たな条例制定に向け準備中で、内容については国の法律に準じたものを予定している、時期については来年度からの施行を目指して制定したいと答弁されたのであります。本年4月1日からは同法の全面施行となるわけであります。ところが、今議会にも条例案が提案されていないわけであります。そこで、4点についてお伺いいたします。

一つは、法に基づいた市民の権利が、条例が制定されないために侵害されることはないのかどうか。また、そうした場合どう対応されるのかお伺いいたします。

二つには、なぜおこなっているのか、その原因を伺いたいと思います。合併協議の破綻は理由にならないと思います。また、県内13市で4月1日までに条例制定ならない市はあるのか教えていただきたいと思います。

三つには、改めて、制定される内容と制定時期について伺います。

四つには、人間ドックにかかわるプライバシー保護について伺います。市の一日ドックは山形県成人病検査センターで実施されています。その検査結果は、市とセンターとの契約に基づき、センターから市に届けられ、電算に入力されているそうであります。そこで伺います。

一つは、ドックの検査結果内容は個人情報であることは疑う余地はないと思います。この検査結果がセンターから市に、いわゆる第三者へ本人の同意を得ないで渡されることに問題はないのか。ないとすれば、その根拠を教えていただきたいと思います。私は、市民の健康を守る観点から、その必要性は認めたと上で、個人情報保護の立場から本人同意を得るべきだと思うのであります。

二つには、検査結果をセンターから書面及びフロッピーで受け取り、電算に入力しているそうですが、問題はないのか。この3月5日付の市報で周知されたコンピューターの処理内容には、人間ドックの問診票はのっているが、検査結果は入っていません。審議会の審議を経ているのかも含めて見解をお伺いいたします。

三つには、ドックの検査結果や病院での受診結果が例えば悪性のがんであった場合など、医療行為の中で本人への告知には医師の裁量があるのは当然のことと思いますが、予定される個人情報保護条例では、本人の開示請求の場合は100%開示が保証されると理解していますが、この見解をお伺いいたします。

次に、市立病院の診察室におけるプライバシーの保護についてお伺いいたします。

診察室内の問診がカーテン1枚で待機者に筒抜けの状況となっています。会話の内容は、まさにプライバシーに関することであり、何らかの対策を講ずるべきと思います。個人情報の保護と同時に、病院経営改善に果たす効果も大きいと思います。患者が病院を選ぶ理由の大きな点として、医者に対する信頼と同時に、可能な限り秘密が守られることだそうであります。病院の整備計画は先送りされていますが、それまで待たずに知恵を出した対応策を早急に講ずるべきと思います。重ねて市長の誠意ある答弁を期待をいたしまして、第1問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 いろいろ御質問がございました。

事業を執行するにおきまして、あるいは新たな計画を立てるにおきまして、あるいは行財政改革のための作業をこれから行う上におきまして、事業別予算というようなことを、あるいはそれを評価できるようなシステムが必要でないかなど、こういうようなお話がございまして、そして資料提供というような御質問でございますが、これまでも資料につきましては、議員の皆さん、あるいは市民に対しましてもできるところの資料というものは提示し、あるいは公開の対象にしておったというところでございますので、今後ともその考え方には変わりはないところでございます。

それから、個人情報保護条例についての何点かについてのお尋ねもございました。これまでも個人情報の保護に努めてきたわけでございまして、国の個人情報保護法成立後に、その法律の内容や国からの通達指導などを勘案した上で、新たな条例というような制定というものを検討してまいりたいと申しあげてきたところでございますが、御案内のように、国の個人情報の保護に関する法律は、平成15年5月30日に制定されて、御指摘のようにこの4月1日から施行されることになっておるわけでございます。

この法律におきましては、地方自治体に対しまして地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとしておるわけでございまして、去年16年6月16日に総務省からの指針が出されておりますし、さらに厚生労働省からも16年12月24日に医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインというものが示されたところでございまして、条例を制定するに当たり、これらのガイドラインの趣旨を踏まえて庁内での調整がさらに必要であったこと、さらに国や県との調整も必要なことから、これらの調整が済み次第制定してまいりたいと、このように思っております。

それから、条例の内容でございますが、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策としまして自己情報の開示それから訂正、利用停止請求権などの自己情報への関与権を含めて条文として準備を進めているところでございます。それから、国のこの法律におきましては、自己情報のコントロールを図るために自己情報の開示それから訂正、利用停止の各請求権や情報収集の制限、目的外利用の禁止及び救済措置を明文化しておるわけでございますが、今申しあげましたように、これらも盛り込む予定と、このように思っております。

それから、医師が本人に告知しないような情報を行政が保有した場合に、本人からの開示請求に応じて開示するかというようなことになるわけでございますけれども、これも今申しあげたガイドラインの趣旨を踏まえて非開示としていこうという考えであるところでございます。

それから、他市の状況でございますけれども、これは担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、人間ドックの問題でございますが、現在、本市が行っている人間ドックの実施につきましては、老人保健法に基づきまして40歳以上の方に対しまして国と県の補助を受けて実施しているものでございますが、一日人間ドックの検査項目は、基本健康診査、それから各種がん検診などを成人病検査センターに委託して実施しておるところでございます。

これらの検査結果につきましては、市を通じまして本人に通知しておりまして、そして、検査結果のデータというものを電子計算組織に入力しまして保有しているのかどうかということでございますけれども、住民の健康の保持を図るためには保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な対策を実施することとされておるわけでございますので、その保健事業の中には健康診査とか、あるいは健康教育とか、それから健康相談を実施することとされておりますので、一日人間ドックの結果を保有しなければ指導、教育や助言が実施できないものと考えております。

したがしまして、一日人間ドックの結果として検査センターから届いた情報につきましては、今言ったような健康指導とか、あるいは教育、そしてまた助言に使われるというようなことから考えておりまして、電子計算組織に入力しておるわけございまして、これらがどうなるかというようなこと、個人情報保護法との関係でどうかということもあろうかと思いますが、この法律で言うところの個人情報取扱事業者とは国や地方公共団体が除かれておるわけございまして、したがって、この法律に抵触するとかしないとかの問題ではないのではなかろうかなと、こう思っております。

それから、がん検査についてのお尋ねもありました。それはこのがん検査は希望者のみに実施しているものでございまして、それで申込者のがんの疑いがあるかどうか、それを承知したくて検査するものであると思います。本人への検査結果の通知は、成人病検査センターから送られてくる内容そのものを本人に通知しているものでございまして、その内容としましては異常なし、それから要観察、要注意、要精検、要医療の五つの判定が所見として書かれておるわけございまして、したがしまして、がんであるとかあるいはないとかの検査結果は書かれておりません。それから、入力されたものは本人に通知した内容と同じ内容でございますので、本人からの開示の求めというふうなものはないと思いますけれども、もし本人の求めがあった場合には開示することは問題はないと思っております。

それから、カーテン1枚で仕切られているところの病院の診察室の問題でございますけれども、これにつきましては外来診察の改修などによりまして、現状を改善する方向で検討したいと考えておるところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

平成17年3月第1回定例会

鹿間 康企画調整課長 県内13市の個人情報保護条例の状況ということなんですが、ことし4月1日に条例が施行ならないところがあるかということですが、現時点で把握しておりません。（「答弁漏れ」の声あり）

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 地方自治の本旨につきましては、お尋ねか御意見なのかというところではございましたので差し控えたところがございますけれども、答弁申しあげたいと思います。

地方自治の本旨の定義については、御指摘のように明確なものがあるわけではないわけではございますが、不確定な概念であると言われておることもありますが、通常、近代民主国家の地方自治の二つの要素とされておりますところの住民自治と団体自治を兼ね備えた地方自治の確立、すなわち地域的な行政事務については国が関与することなく、地方公共団体において住民みずからの責任と負担で処理すべきことと説明されているようでございます。

一方、地方自治法第2条におきましては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しておるわけでございます。これは、地方公共団体の最も根本的な目的が住民の福祉を増進することであり、これを図らなければならないものであると同時に、地方自治は住民の責任とその負担において運営されるものである以上、その事務を処理するに当たりましては、常に能率的に処理し、最小の経費で最大の効果を上げることが強く求められておるものでございます。

私は、地方自治の本旨という場合には、住民の福祉を増進するという地方公共団体の根本的な目的から論ずるべきものであると考えており、地方自治の本旨とは、民主主義の原則の中で住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げるように努めることであろうかと思っております。以上です。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたけれども、事務方との打ち合わせの部分で、私質問している部分と市長のただいまの答弁で違っている部分もありますので、さらに理解を深めるという意味で2問目に入らせていただきたいと思います。

それで、今、私の質問の前の方から再度していきますが、地方自治の本旨について、市長からただいま見解ありました。住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げることなんだというふうに理解をしていると。それは地方自治に限らず、国の行政においてもすべてに共通することだと思う。最少の経費で最大の効果を上げる。ところが、日本の国、市町村の行政あるわけでありましてけれども、何で憲法の中で地方自治というものを別個に設けてやったかというふうなこと言えるかという、そのことが先ほど私の見解を申しあげましたけれども、市長の見解は、住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げることだというふうなことを再度答弁されていますので、しかし、これは地方自治に限らず国の行政もすべてに通用することだということだけ私申しあげておきたいと思えます。

それから、個人情報保護条例の関係であります。これはもう法律制定される前、国の方では大綱も決定され、市長は、平成11年の答弁からつくる、つくると言ってきたのです。そして、去年6月のやつ、最終的にそうでしたけれども、この平成17年4月1日には間に合うようにつくると言ってきたいながらできていない。そうするというと、国の法律できているわけでありましてから、それで国民に権利が、個人情報保護というのは基本的人権だというふうに言われています。寒河江市では今情報公開条例ありますけれども、情報公開条例も佐藤市長のもとでつくられた条例であります。これが市報に掲載された段階では、基本的人権を守るために、保証するために情報公開条例をつくるんだとあのときも言われています。それと同じように、個人情報保護法は国民の、市民の基本的人権にかかわるものなんです。

国の法律できました、4月1日から全面施行です、そうしたときに、その権利が寒河江市で条例ないために支障は出ないんですかというふうに聞いたのに、答えがありません。そして、もしそういう場合にはどうするんですかということも聞いています。あと、こういう問題は以前から、もう10年前から提案をしてきました。そして、市長は、国で法律できれば国の方からいろいろな指導もあるでしょうと、それを受けてつくりますと言ってきて、もう全面施行がことし4月1日からなる、まだできていない。ここなんです。なぜこういう問題が起きる。

ところが、市長は、いや、よその機関と調整をしなければならない部分があるのでおけているというようなことありました。平成15年に国の法律をつくって、それぞれの市町村で条例をつくるのに手間がかかってできない、だからそういうこともあるから全面施行までは期間あったわけですね。法律では17年5月29日までの間で政令で定めた期間というふうなことになっていて、4月1日になっているわけですがけれども、よそは皆対応しているんです。寒河江ができないという、ここを何だかというふうに私聞いているんです。寒河江の行政の、よそでやれることが何でできないんですかと。

法律でもそこまで、余裕期間まで置いてやったのにもかかわらずできないというのはなぜなんですかということをお聞きしているのであります。そのことについて明確に答弁いただきたいんです。だから県内の13市の中で4月1日までに対応できない市があるんですかと。調査していないからわかりませんなんて、極めて無責任だと思いませんか、市長。これだって事前に通告しているんですよ。全く本当にこの条例が基本的人権にかかわるものだというふうな受けとめをしていながらこういうふうなことでは非常にまずいと思えますので、再度この関係については2問目で明快に御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、成人病センターで一日ドック、指導、向こうと契約をしてやるわけですがけれども、その結果が全

部、もちろん実施したところと受診をした、検査を受けた人との関係ですね。市というのは第三者機関になるんですが、ここに資料行くのも、市民の健康管理をするという意味だから私はそれは否定しないですし当然だと。健康福祉課でそういうデータを持って、引き続き市民の方々の健康管理をしていくという上では行政の仕事としては当然。そして、今まではそういうふうに役所で皆していたのだけれども、それではだめだと。個人のプライバシーにかかわるものを、行政がそういうふうに勝手になるような形ではだめだというのが個人情報保護法なんです。

したがって、する場合にはちゃんと本人同意を得るような、そういうことをしなければならぬというふうになるわけでありまして、私だめだと言っているのではないの。だとすれば、当然、当事者の同意を得てやらなければならないんです。そして、もしそれはやっついんだと、私はそういうふうに本人同意得なければならないのではないかというふうな解釈をしていますけれども、いや、そうでないと、法律的にこうこういうふうなことでそれはできるんですというのであれば、それを示してほしいというふうに1問目で聞いているんです。できる根拠を、今やっているわけですから、できる根拠を示してほしい。

そして、それが明確に法律の中であるのであればもちろん理解をします。だとすれば、ドック受ける人、成人病センターから結果は自分に来ると、市役所にそれもそっくり行っていて電算に入っているとは思っていないわけですよ、多くの市民の方は。だとすれば、ドックの募集をする際に、それは目的外使用でなくて受診したあなたの今後の健康管理を市の行政では引き続きしていきますので、そのデータは役所の方でももらっていますよというふうなことの説明をすべきでないかというふうに、私はこの前担当課との打ち合わせの際にもそういうことでお尋ねしますということも言っている。なぜそういうふうな部分が、今のやっているの、これでいいんだと、いいのであればその根拠を教えてくださいというふうなことでお尋ねをしていますので、ぜひそこのところをはっきりしていただきたいと思います。

あと同時に、これが5日付の市報のコンピューターの関係でありますけれども、これは市の電算にかかわる個人情報保護条例に基づいて周知をするという、教えるというふうなことになっていて、ここの中に項目もあるんですが、人間ドックの問診票、問診票というのは自分が書いて出すわけだから、本人から情報は得たと、収集したというふうなことで、これは前から審議会にもかかっているんだと思います。しかし、実際今入力しているながら審議会にかかっていないからここに項目がのっていないのではないかなというふうに思うんです。

そういう、さまざまなものがあるやつを勝手に役所で皆するのではなくて、入れるにも審議会に諮ってどういう項目を入れますというふうなことをしてやっているわけですから、もちろん記録になっている項目には審議会がかかっていないから諮ってもいません。だけれども、現実に入力しているというふうにさっきも市長言っているわけです。逆に言えば、これでは記録項目にないやつがもう既に入っているというふうなことに逆説的になるわけでありまして、これは条例との整合性どうなるんですかということも、この前の打ち合わせの際も申しあげているんですが、その辺についても何か聞いている方と答えている方のやつがかみ合っていないような感じがしますので、改めてお聞かせをいただきたい。

同時に、末期がんというのはがん検診でなくて、例えば病院でも行って検診受けますね。そうすると、その患者とドクターとの関係で、医療行為、治療行為の中ではこの人には100%教えないで家族にとかといって相談して、告知をするというふうな方法はあると思います。しかし、個人情報保護法に基づくものは、本人、情報の開示というのは本人しかできないんですからね、市長ね。さっき本人何なんて勘違いして言っていたけれども、開示求めるのは本人、自分のものを求めると。そうしたときに、自分は検査を受けたと、自覚症状は別にないけれども、例えば末期的ながんになったとすれば、聞いて教えてもらうことによって余命何ぼ、何ぼ

と例えばあるとすれば、その後自分はどのような生き方をしようかという、一人の人間に対してそういうことをできる権利、それをだれかが途中で見せないということは、本人が知るすべがないわけです。医療機関にかかって検査をしてもらう。その出た結果を知る権利。したがってそのことを私聞いているのです。どういうふうになるのか。

市立病院も関係をしてきます。例えば、病院のドックに入る、あるいは病院で検査を受ける、そうしたときのものが一般的なやつの中では医療行為や中ではわかりません、ドクターの裁量というのは。しかし、個人情報保護法に求められて行政機関が持つもの、あるいは別の民間の団体が持つもの、そこにそれぞれ一人の日本国民として請求できるわけですから、知ることができるわけですから、この部分で寒河江市がつくる情報など含めて100%開示というふうなことに理解をしいんですかということを知っていますので、先ほどの市長の答弁された部分と私聞いていること違いますので、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、個人情報保護条例の関係で、内容の関係でいろいろありましたけれども、手数料の関係どのようになるのか、この関係お聞かせをいただきたいと思います。

それから、個人情報保護条例の関係は、いろいろなところとの調整あるというふうなことを市長からも言われました。したがって、各職場、各係でこの条例が、もちろん法律が4月1日から発車するわけでありまして、それに対応した条例ももっと間に合うようつくっておかなければならなかったんだけれども、こうなっている。そうすると、それぞれの係で、例えば農業委員会にしたって、健康福祉課にしたって、市民課にしたって、病院にしたって、ありとあらゆるところで住民とのかかわりの中で出てくると思うんです。そういうふうな問題がどのようになっていくのか。これから県との調整ができれば条例制定をしたいというふうなことでありますけれども、年度の途中にもなるその辺の関係、全体的なものもどうなるのか。

そうしたときの住民の不利益ということが、もっと具体的に言えば、今、個人情報保護法ではもう請求できるとなっているという市に来たって、条例がないからだめだというふうになるのか、国の法律の中で受付やなんかできるのだから何かということ、簡単に言うと、だとして、そこでできないというのは権利が侵害されるのかどうなのか、そこら辺の関係を教えていただきたいということで先ほど聞いているんです。以上で2問にします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 地方自治の本旨に話がありました。やっぱり考え方としては、本旨というものは地方自治の本来の建前ということと言われております。それにおきましては、これまでも答弁したように、やっぱり住民の幸せといかにしてこれを維持発展させていくかと、サービスをいかに提供していくか。そのためにはやっぱり最小の経費で最大の効果があるようにということが建前だろうと、このように思っておりますし、そういう中で、いわゆる団体自治あるいは住民自治というところの二つの要素の結合の上に成り立つ概念だと、このように受けとめておるわけでございます。それにおきましては、やっぱり住民の幸せ、公共サービスという分野を考えていかななくてはならないということに尽きるだろうと、このように思っております。

それから、個人情報条例のおくれた理由というようなことを言われまして、再度問われたわけですが、先ほども答弁申しあげましたように、総務省の方からは昨年6月出されておるわけでございますけれども、厚生労働省の関係が12月24日でございますし、そんなこともございまして、庁内、特に市立病院との調整はございますし、国におきましては大分各団体ごと、各市町村ごとにいろいろ調整をやっておるようでございますし、本市におきましてはそれらについての調整というものをやってきておるわけでございますので、特に、そしてまたいろいろここまで来たわけでございますから、十分な条例というものを策定、制定してまいりたいというような考え方からここまで来ておるわけでございますけれども、6月議会には提案申しあげたいと、このように考えておるところでございます。

それから、その間どうするのかというようなことがあろうかと思っておりますけれども、現在、電子計算の条例があるわけでございますので、その条例を、かわりと言ってはなんですけれども、大体はそういう趣旨に基づいて、あるいは規定に基づいて代替できるようなものではなかろうかなと、このように思っておりますので、現在の電算の保護条例ということで補完してまいりたいと思っております。

それから、まずこの電子計算の保護条例でございますけれども、いろいろ個人情報の記録項目に関するというようなこともありますので、人間ドックのデータの入力なり、あるいは福祉関係のサービスの利用状況なり、あるいは住民サービスの向上に努めるような観点から、このシステム導入につきましても十分配慮をしながら個人情報保護対策審議会にも付議してこれまで来ているところでございます。

それから、手数料云々につきましても御質問がございましたけれども、それらについては今後十分これを諮りながら今後の条例の中に盛り込んでまいりたいと、このように思っております。

そのほか補足的なところにつきましては、担当課長の方から申しあげたいと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

平成17年3月第1回定例会

石川忠則健康福祉課長 市報に掲載されている取扱業務の中に入っていないというようなことでございました。手元に市報、ちょっと持っておりませんので確認できませんけれども、この業務につきましては、平成8年の個人情報保護対策審議会の中で諮られておりますので、のっていると考えておりました。もしのっていないとするならば、今後ののせる際に検討といいますか、表示していきたいというふうに思っております。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 病院事務長。

平成17年3月第1回定例会

那須義行病院事務長 それでは、先ほど末期がんの、例えばの例としてのことのお話がありましたけれども、いわゆる健康診断と医療の間にはまるっきり線が引かれてあります。

そういうことから、健康診断で検査をして、その時点で簡単に言いますとがんと診断することはありません。がんと診断するのはその後、その検査結果をもとに本人が疑って初めて医療機関に来まして、それ病院で健康診断を受けても同じです。その時点でがんということはありませんで、ただ、検査結果は出ます。それを読み取れるかどうかは本人がお医者さんであればその結果から、例えばレントゲン写真からがんだと読み取ることは本人がお医者さんであれば可能であると思えますけれども、それをもとに本人が医療機関に来まして、がん、まして末期がんという診断に至るまでは、相当そのための今度は検査を、いろいろ専門的な検査をしながら判断をするわけです。そういうことから、健康診断の開示請求があっても見せられても、それは医療の分野とは重なり合っていません。

ただし、話が先ほどの厚生省のガイドラインの話にもちょっと触れてくるんですけども、市立病院の場合は市の行政機関ですので、カルテ等についても基本的には行政が持っている市民の個人情報に当たるものになります。ただし、先ほどから、市長の方からもお話ありましたように、本人の病気を直すためにはドクター自身がそれを告知した方がいい、しない方がいいというのはまだ国民的な合意としてはまだどちらとも決まっていないような状況にありますので、基本的にはカルテの中には症状とか病名についてははっきりドクターが記載しておりますので、これについてはこのガイドラインの中で不開示というような形で、これは本人の病気の治療のために不開示をするというふうな理由で不開示となりますと、その辺が具体的に、先ほど市長の方から答弁ありましたように、本来の行政機関の個人情報の全面開示と、医療機関とはいえ行政機関ですので、この不開示には相矛盾するところが出てくるわけです。その辺の調整について、今時間をかけてといいますか、いろいろすり合わせをしなければならないというような形で、具体的に12月といいますか、大分遅くなって出てきたということでもあります。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 今、病院事務長からあったように、したがって寒河江市で今度条例をつくっていくという、そういう基本的なその部分、病院は病院でさまざまな国の方からのガイドラインやなんかある。人の情報でないですよ、本人の自分の情報を何行政機関やいろいろな団体が持っているか、自分の情報を自分が見れるという、確認できるというのが今回の個人情報保護法なんです。という建前からしてどのようになるのかと。だから、もちろんまだ条例提案されていないわけだから、予定される情報ではどういうことなのか。もちろんあと条例と運用の部分出てきます。運用の部分です。

したがって、そういうことも含めて一人一人の、寒河江で言えば市民が自分の情報をきちんと請求して見れるようになる、それをだめだと、もちろん他人に何かなると規制されている部分いっぱいあります。しかし、自分本人のことを聞けるのか、100%開示になるんだかということをお尋ねをしていますので、それがならないとなると、この法律の趣旨が途中でねじ曲がるわけでありますので、この辺についてお尋ねをしたのです。しかし、これからもちろん条例、今から6月議会に提案というようなことでありますから、ぜひ国民の、あるいは市民のその権利が完全に保証されるような形で条例を制定していただきたいということをお願いをまずしておきます。

それから、おくれたことについていろいろ市長言われますけれども、厚生省や総務省でよこすのが遅いからみたいなことになったら大変だと思うの。だから法律つくってから全面施行までの間期間あるわけですから、全国のすべての自治体でそれに対応しているわけですから、ここが突如として出た法律でもない。その前に推進法ができて、大綱ができて、そして平成11年からで、市長は平成12年の議会でももう大綱ができていますからそれを勉強しながらやりたい、こういうふうに言ってきているんです。

こんなことを、先ほどの市長の答弁を国や県の方が聞いたらどう思うでしょうかね。私は行政の怠慢だというふうに指摘をしておきます。法律ができて施行まで期間を置いてこの法律が4月1日から発車するのに対して、先ほどの答弁というのは極めて無責任だというふうに指摘をしておきます。まず、個人情報保護条例は、市民のそういった意味で基本的人権が保証されるようなものにしていただくことを強く求め、おくれたことは行政の怠慢だということに指摘をして私の質問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時12分

佐竹敬一議長 本日の会議はこれにて散会いたします。  
大変御苦勞さまでございました。

## 平成17年3月9日(水曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長		選挙管理委員会
安孫子雅美	監査委員	三瓶正博	事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長	布施崇一	監査委員 事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成17年3月9日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ



平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

平成17年3月第1回定例会

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成17年3月9日(水)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13 14	神輿の祭典について 市立図書館について	<p>昨年の総括と課題について 今年の祭りの活性化策について</p> <p>本市の図書館は完成してから13年が経過し、蔵書も12万冊に達しようとしています。今後、より一層の利活用を図るために以下の事項について伺います。</p> <p>開館日数の増加と開館時間の延長について 民営化と選書方法について</p>	10番 荒木春吉	市長 教育委員長
15 16	行政一般について 教育行政について	<p>行財政改革について 教育委員会制度について</p>	18番 内藤 明	市長 市長・ 教育委員長
17	防災行政について	<p>高齢者など災害弱者への対応について</p> <p>自主防災組織の推進について 地域におけるネットワークの推進について</p> <p>(イ)災害時要援護者の登録制度について (ロ)見守りボランティアの制度について</p> <p>災害弱者を支援するための地域防災計画への対応について</p> <p>(イ)災害弱者支援対策マニュアルの作成について (ロ)災害ハザードマップの作成について</p>	19番 那須 稔	市長

平成17年3月第1回定例会

荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある13番神輿の祭典についてと、14番市立図書館についての質問をいたしますので、市長及び教育委員長の答弁をよろしくお願いたします。

まずは、13番の神輿の祭典についてからお伺いたします。

昭和58年に4団体で始まった本市の神輿の祭典も、22回目になった昨年は初めての平日開催にもかかわらず、26団体 4,000人の担ぎ手による大祭典に発展しました。800年前の鎌倉時代から始まったとされる寒河江八幡宮のお祭りは、江戸時代になると、神輿がまちをめぐって市井の人々に神徳を授ける形へと変化しました。それとともに、神仏供養と神意占いであった流鏝馬も、稲作の豊凶を占うものへと変遷していきました。

人口減社会が目前に迫っている少子長寿の我が日本であります。老若男女が集まって、血沸き肉躍り、そして玉の汗を飛び散らせる神輿の祭典は、我が市民のいきと心意気を体現する初秋の一大イベントに成長してきました。

初の平日開催となった去年は、観覧席の設置やうまい大鍋フェスティバル等々の今までとは違った趣向を凝らして見物人の増加に貢献したように思います。ことしも昨年同様の平日開催と聞いていますが、より一層の神輿の祭典の盛り上がりと官民一体での強力な支援を願って、以下の質問をいたします。

昨年の総括と課題について、2度目の平日開催となる本年こそ正念場と思っていますので、ことしの祭りの活性化策についての2点を伺って第1問といたします。

次に、14番の市立図書館についてお伺いたします。

本市の図書館は、平成3年に完成し、以来13年が経過しました。職員は7名体制となり、蔵書冊数も発足当初の5.4万から11.8万へと充実発展してきました。平成17年度市政運営の要旨の22から24ページに明記されているように、社会教育施設である図書館は、人材育成と生涯学習の拠点であります。

20世紀が学校歴なら、今世紀は学問歴と学習歴の世の中でしょう。今冬初当選した齋藤知事の応援街頭演説をした「ヤッシー」こと長野県の田中康夫知事は、週刊SPAの信州 commons 革命の中で、「人材ではなく人財」と表現していました。図書館というハードは巨大な引き出しですから、中にはあふれんばかりの本、雑誌、漫画、CD、DVD等々のソフトが詰まっていなければならないと思います。

図書館は、例えて言えば砂漠のオアシスとラクダ、航海船の羅針盤と星、宇宙船地球号のアマゾン熱帯多雨林かと想像します。本市の子供から大人までが集い、遊学し、元気になって帰っていく空間が図書館です。

全国の各自治体では、図書館のサービスとしてさまざまな取り組みがなされています。本市では、来年度から行革推進課ができて大変厳しい財政かと思いますが、市民の利便性と蔵書冊数のより一層の拡大充実を目指して、以下の項目について質問をいたします。

開館日数の増加と開館時間の延長はできないのか。 民営化と選書方法についてどのように考えるのかの2点を伺って、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江まつりの神輿の祭典の昨年の総括について申し上げます。

神輿の祭典は、おっしゃるように昭和58年に「熱狂！はだか神輿」として始まりましたが、今では寒河江まつりのメインイベントとして、市民はもとより、市外、県外から多くの観客を集めております。祭典の開催においては、伝統を大切にしながら、整備されるまちや施設を生かし、常に競演形態を工夫し、将来の担い手である子供たちに夢と感動を与え、人と人との触れ合いを大切にしていることはまことに素晴らしいことでございます。

このように関係者の努力によって発展してきた神輿の祭典にも、昨年は、国民の祝日に関する法律の改正に伴う敬老の日の移動、すなわちハッピーマンデー問題がありました。関係者一同苦難の検討を進め、最終的には伝統を重んじ困難を乗り越えることが発展につながるとの強い決意のもとに、9月15日の平日開催を決定していただいたところでございます。担ぎ手の確保、子供神輿や企業神輿の参加、観客の動員、そして交通規制や駐車場などの確保についても大変な困難が心配されたところでございます。

市としましては、まつり実行委員会との連名で企業や団体等へ文書による協力要請を行うとともに、教育委員会や警察とも話し合いを行いながら実施体制の整備について取り組んでまいりました。その結果、小中学校は休業日となり、多くの企業の理解と協力を得ることができ、さらには交通対策等についても、関係の皆様様の綿密な計画のもとに、関係機関の指導を仰ぎ万全を期して準備をしてまいりました。さらに、渡御コースについても、平成16年3月に完成した神輿会館やみこし公園をフィナーレ会場として、より盛大な神輿の祭典にしていこうということから従来の渡御コースを変更しての演出が行われたところでございます。

また、オーロラビジョンによる新しい演出、JRや温泉組合や料理飲食業組合との連携による栈敷席の発売などの観光誘客対策も実施されまして、さらには地元の皆さんによる振る舞い酒などが行われるなど、関係者一丸となって知恵を出し合い、エネルギーを結集しながら準備を進め、神輿の祭典を迎えたのでありました。

初の平日開催となった神輿の祭典は、例年以上の盛り上がりの中、大成功のうちに幕を閉じることができました。担ぎ手と沿道や広場を埋め尽くした観客が一体となって、まちは次第に熱気を高め、フィナーレ会場の駅前広場では、きらびやかに輝く神輿会館を前に次々に熱い競演が繰り広げられたところでございました。実り豊かな寒河江の秋の一夜を熱く演出した神輿の祭典は、まさに寒河江の元気印であり、その心意気を内外に示したものであると言えます。

次に、課題ということでございますけれども、いろいろ改善すべき事項もあろうかと思っております。その一つが、神輿の祭典の平日開催に伴い子供神輿の町内渡御は、保護者の都合からどうしても休日開催にしなければならない団体もあり、神輿の祭典に参加できなかった団体もありました。二つ目には、祭りの経済効果を一層高めていくためにも神輿会館を活用するなど前夜祭の充実などを図りながら、商店街や観光関係者の取り組みを拡大する必要が感じられたところでございます。

次に、ことしの祭りの活性化対策についてでございますが、実行委員会では既に9月15日平日に開催することが決定されております。祭典のさらなる充実と改善事項の解決に向けては、これまでも諸問題の改善と新たな演出の導入に努めてきておりますが、さらに推進するため、寒河江まつり実行委員会の中に交通対策委員会とか、誘客事業委員会とか、協賛事業委員会などを設けると聞いております。特に誘客・協賛事業につきましても、多くの関係者に取り組みをお願いしなければならないものであり、経済効果面だけでなく、市民意識の高揚や連帯感の醸成とともに、祭りの魅力を高めることにもつながる重要な事柄でもありますので、関係者各位の協力をお願い申し上げたいところでございます。

今や神輿はさくらんぼ、そして花・緑・せせらぎとともに寒河江のシンボルとしまして全国に誇り得るも

のになっております。その神輿をまちづくりに生かすべく寒河江駅前交流センターとして神輿会館を建設したわけです。ぜひとも神輿会館を活用し、年間を通じて神輿のまち寒河江を演出していくことが、さらなる神輿の祭典の発展につながるものと確信しております。市といたしましても、先ほどの誘客事業委員会と連携し、JRや県及び周辺市町との協力を行いながら、近県だけでなく首都圏をも対象に観光誘客を進めてまいりたいと思っております。

今、三位一体の改革のもと、行政も大きな見直しを行っておるところでございます。祭りにつきましても、民間主導による民間活力の活用が今以上に求められている中で、長期的な展望に立ちながら検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

今後の具体的内容につきましては、実行委員会や神輿会の皆様に準備をお願いすることとなり、御苦勞をおかけすることになるわけですが、ことしもすばらしい感動を多くの人々と分かち合いたいものと思っております。市としても最大限の支援を行ってまいりたいと思っております。以上です。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 市立図書館についてお答えいたします。

新館オープン以来、これまで図書館資料や情報の提供を基本としながら、乳幼児から高齢者までだれからも気軽に利用していただける図書館を目指し努めているところであります。

今年度から、利用者へのサービス向上と利用拡大を図るため、図書については1人5冊3週間から8冊3週間に、視聴覚資料については1人1点5日間から2点1週間にそれぞれ拡大を図ったところであります。2月までの前年対比で貸出冊数は約14%伸びております。

まず最初に、開館日数や開館時間の延長をふやせないかという御質問であります。

現在の休館日は、第3日曜日の翌日を除く月曜日、第3日曜日、月末、祝日、年末年始、蔵書点検などの特別整理日となっております。月曜日と月末の休館日には、利用者が図書を探しやすいように、あるべき場所に並べたり、図書の背を見やすいように整理するための書架整理や展示ホールの展示がえ、返却期日を過ぎた方への督促状発送のための業務、資料の廃棄作業のほかに定期清掃や施設の点検等開館してはできない業務を行っております。月末については、月末前後が連続して休館日にならないよう臨時に開館し、利用者へのサービス向上に努めております。さらに今年度からは、夏休み期間中である7月末日も臨時開館するなど、可能な限り開館日の増加に努めているところでございます。

これらのことから、開館日数につきましては、これまでの利用者の声やカウンターの混みぐあいの状況から、現在のところ現行の開館日数で市民の皆様にご理解をいただいているのではないかと考えております。

また、現在の開館時間につきましては9時から17時までとなっておりますが、週2日、火曜日と木曜日を19時まで開館することとし、市外に通勤通学している方々が平日でも図書館を利用できるようにしております。このことにより、土曜日と日曜日の利用を組み合わせることにより、ほぼ1日置きの利用が可能となるよう設定しているところであります。

このように利用していただきやすい対応をしておりますが、さらにサービスの向上と利用拡大を図るため、これまで比較的図書館の利用がふえている夏休みや年度末休業の期間中において、開館日をふやすことができないかどうかについて検討していきたいと考えております。

図書館の民営化についての御質問であります。本市では行財政改革を進め、ことしの12月までに行財政改革大綱を策定する予定となっております。民間に対する委託についてであります。民間にゆだねた方が効率的で、より高いサービスを提供できるものは、サービスの向上、地域経済の活性化、行政の経費削減の観点から、民間委託は今回の行財政改革の大きな柱となっているわけであります。

教育委員会としては、図書館運営のより効率的でより高いサービスの向上を図る上からも、市の進める行財政改革と連動しながら、民間委託については今後検討していかねばならないものと考えているところであります。

図書購入費につきましては、厳しい財政状況の中にありますが、図書購入基金の活用を図りながら資料の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、図書の選定方法についてお答えいたします。

本市の図書資料の選定につきましては、公共図書館としての機能と役割を考慮しながら、図書館資料選定要領及び図書選定内規に基づき、図書館として備えておくことが望ましい図書を職員全員で選書の上、収集しております。特に利用者の要望や利用の多い市民に親しまれる文学類や教養、娯楽、スポーツ関係の資料のほか、未来を担う子供のための絵本や紙芝居、児童図書、小中学校の総合学習に活用していただくための関係資料を重点的に選定、収集しております。

また、郷土資料としてさくらんぼや寒河江大江氏、慈恩寺の関係資料や市民の著作物、本市出身である著

名人の関係資料など、市の特色ある資料の収集に努めているところであり、今後も継続しながら資料の充実を図っていきたいと考えております。

図書館では、便利なリクエスト制度を設け、利用者の要望に基づき図書館にない本を購入したり、他の公立図書館から取り寄せたり、また、貸出中の本が返ってきたときに置きし、利用者へのサービスに努めております。資料の内容についての考え方や評価は、読み手である利用者一人一人の自由な判断にゆだねられることから、図書選定内規により除外されているもの以外は、予算の範囲内で利用者の要望に極力こたえるように努めております。そろえてほしい本や読んでみたい本などがある場合には、このリクエスト制度を御活用いただきたいと思います。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 丁寧な答弁ありがとうございました。

神輿の方ですね、ことしが平日開催2回目です。去年は多分五里霧中というか、わけがわからず時間がたったのかなと私は思っています。きょうは、神輿に関連のある9番から11番までを代表して私が、一番おとなしい私が質問しています。私も細かい話はよくわからないんですが、目的が交通対策、誘客増加のために、いろんな関係当局と去年と比べて時間を早く設定していただいて、よく話を聞いていただいて、協議する事項がまとまらなければ徹夜してでも頑張っていたらいいなと思っています。余り細かいことを言うとけんかになりそうなので、とにかく人は耳二つ、口は一つです。相手の話をよく聞いていただいて、関係当局の話を聞いていただいて、まとまらなければまとまるまで協議していただいて、ことしは担ぎ手が担ぎやすいように、そして見ている人が楽しくなるように、そして市内外から来ていただいた見物客がじゃんじゃん金を落としていただくようにしていただきたいなと思います。

図書館についてですが、開館日数も、開館時間も検討しますということなので、それに期待しておきます。こんなことを言うと怒られるんですが、アメリカの大学では、大学だから市立の図書館とはちょっと違うと思いますが、大学では24時間図書館というのはあいているわけですね。ハローワーク的なところもあって、今失業率何%かちょっとよくわかりませんが、それへの対応なども外国ではできています。情報とお金には国境はありません。これからは、私、情報と言われるとすごく苦手なのでよくわからないんですが、グローバルな人間を育てるためには、グローバルというのはグローバル・プラス・ローカルという造語ですが、そういう人間を育てるために、ぜひ開館日数と時間の増はぜひ検討していただきたいなと思っています。

私、素朴な疑問ですが、そんなに図書を整理する日数というのは必要なのかなと私は思っています。整理するのももちろん大事なんですが、市民がじゃんじゃん利用していただくような体制にもっていったかないと、利用率アップにはつながらないのではないかなと私は思っています。

2番目、私、民営化云々、民間委託、そしてこの間柏倉さんが質問に出した、何でしたか、指定管理者、その違いはよくわからなくて質問したんですが、言わんとするところは、経費削減したお金を図書資料購入費に回していただきたいと、私はそういう趣旨なんです。最初、一番図書購入費が一番あったときは何か1,200万円くらいあった。現在、来年度の予算を見ますと800万円くらいしかありません。私、図書館の生命線は何かと考えますと、図書冊数とあそこの職員の意識の高さが図書館の生命線だと私は思っています。だから、じゃんじゃん本を買っていただいて、あと、職員はいろんなところを見ていただいて勉強していただかないと、図書館の機能は果たせないんじゃないかなと私は思っています。

きょう質問するために、私は、先週の土曜日、傾向と対策を練るために急遽図書館を見てきました。気づいたことを三つだけ申しあげて、選書方法というほどのことでもないんですが、考えていただきたいなと思っています。

私の好きな作家に開高 健という人がいます。幸いにも我が市立図書館にも開高 健全集がありました。彼は、御存じのとおり昔の寿屋というか、今のサントリーですが、サントリーのコピーライターから出発して、第2次大戦のアイヒマンの裁判を傍聴し、ベトナム戦争では弾の下をくぐってルポを書き、その後、世界をまたに魚釣りの本をつくっています。

全集というのは、私が見るところ、全然字ばかり詰まって、市民が手にとろうというか、見ようという気になるのかなと私はいつも思っています。開高 健のよさというのは、魚釣りの本を見ていただくとわかりますが、忙しい現代人のために、字だけじゃなくて、写真満載の本なんですね。要するに片仮名語でいうとビジュアルな、ビジュアル本というんですが、そういう感じなんです。忙しい人でも、字は読まなくても写真さえ見ればよさがわかるんじゃないかなと私は思っています。そういう本を複本にならない程度にあそこ

の関連する開高 健の書架がありましたけれども、私はまだまだ貧しいのではないかなと思って見てきました。

それと、全集には入っていませんが、こんなことを言うとまた笑われるのかな。開高 健は人生相談の回答者というか、週刊プレーボーイというやつですけれども、「風に聞け」という題名の本があるんです。これは全集には入っていません。これは若い人向けにユーモア満載というか、そういう本です。もちろん文庫本でも出ていますが、図書館の品位にかかわりますので、まさか新書とか文庫本は用意できないので、そういうものも用意できれば、若い人が手にとって全集も読んでもらえるのではないかなと私は思っています。

二つ目、私の好きな童話作家に今江祥智という人がいます。今江祥智というのは、御存じのとおり学校教科書の編集委員じゃない、何委員というのかな、になっている方だと思います。この人は、女子大で助教授だかなんかやった人で、離婚して、自分の娘さん、冬子というんですが、父子家庭で娘さんを育てた作家です。この人の全集もたしか出ています。30何巻本ですが、まさか全集読むほどの人ももちろんいると思いますけれども、難儀なので、それ向けの撰集が同一出版社から出ています。この間、社会教育課長からヒアリングを受けたとき、帰り道、私、本屋に寄って見てみたら、また学校に入る前の子供さん向けの本が出ていました。一応出版社は民間会社ですから、いろいろ手をかえ品をかえ、意匠をかえ値段をかえて売らんかなで頑張っていますから、それを見て検討していただいた上で、本棚にそろえてもらえればなと私は思っていました。

多分図書館のあそこの子供さん向けの本棚は、市民の利用状況を反映して、多分全集とかそういうものでなくて、いろんな単行本をそろえているんだと思いますけれども、これからは児童書は逆に体系だった本をそろえてもらえれば、市民のあれにもこたえられるのかなと私は思っています。

最後に、三つ目ですけれども、何ていうんだかよくわからないんですが、とにかく本屋さんで出版社のPR誌というのがあります。新潮社でいうと「波」みたいなやつですが、私は、ただでもらって来て月に7冊ほど見ていますけれども、残念ながら図書館には「みすず」というやつ1冊しかありませんでした。あれは本を読むためのアンテナを高くするための装置だなと私は思っています。この私でもただだから7冊見るわけですが、図書館でもそういうのをそろえていただければ、読むことにも役立つし、購入する際の間にも役立てが出来るのかなと私は思っています。

最後に褒めます。行ったとき、私いいなと思ったのは、赤ちゃんを抱いたお母さんが、絵本のあるところを一生懸命育児しながらというか、本を探していたのがすごく印象に残りました。我が図書館も機能はしているんだなと思ってこの間見てきました。ますますこれからじゃんじゃん金を使っていただいて、減らさないでいただきたいなと私は思っています。職員もいろんなところを見ていただいて意識を高めてもらわないと、我々の民力も、民度もつかないの、ひとつよろしく願いしたいなと私は思っています。何か答弁があればひとつよろしくお願ひします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 神輿のことでございますけれども、一つは、神輿そのものを、それから神輿渡御そのものをにぎやかなものにし、華やかなものにしていくということが必要だろうと思っております。いろいろこれまで企画をかえ、手をかえ品をかえて寒河江のシンボルイベントとしての価値を高めてきたと、存在をアピールしてきたなと思っておりますけれども、これからもやはり神輿、神輿の渡御を存分に生かすことができるようにと思っております。せっかくの神輿会館それからみこし広場はできたわけでございますので、それらをうまく活用してと思っております。

それから、二つには、やはり駅前中心市街地の再整備が今年度で終わるわけでございますし、沼川も整備されます。そしてまたフローラと一体となったところのこの駅前商店街通りが非常に整備されてくる中で、これらを活用して商店街の活性化ということ、にぎわい、安らぎ、そういう面とのつながりというものを、なお一層この神輿を通じて、あるいは神輿だけではございませんけれども、商店街の活性化、中心街の活性化というものに結びつけていかななくてはならないなと思っております。それが寒河江の元気をより取り戻し、さらに伸ばすことになるんだらうと思っておりますので、ですから、神輿そのものというだけじゃなくて、商店街あるいは寒河江市の活性化につながっていくんだというようなことを念頭において私も進めておるところでございます。

そしてまた、いわゆるこの神輿というイベントを通じまして、ほかからの観光客をたくさん呼び込むということが、呼び込めるような地盤ができたわけでございますから、それでさらに観光客、お客様を県内外から呼び込む、これが寒河江市を整備した、あるいは神輿に力を入れておるところのものをそのことによって存分に観光産業に生かしていけると、生かさなくてはならないなと思っておるところでございます。

さらに加えるのは、神輿のみならず流鏝馬も同じ日に行われるわけでございますので、そういう歴史、文化というものを大切に、そしてまたそれを観光に生かすんだというようなことを、やはりみんなに認識してもらって育てていくということに、みんながそういう気持ちになっていかなければならない、いってもらいたいと願っておるところでございます。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 社会教育課長。

鈴木英雄社会教育課長 お答えをいたします。

まず、図書館の書架の整理日がこんなに必要かという御質問についてでございますが、やはり多くの利用者が図書館を利用されますと、所定の場所に返っていない本があったり、さまざま書架が乱れたりもしているわけでございます。やはり探したい本を探せるという図書館の利用者のサービスのためにも一定の整理日が必要かというふうに考えているところでございます。

それから、作家ですね、開高 健とか、それから今江祥智の作家に関する全集とか、それから全集ばかりでなくて写真なども入った単行本などもそろえてもらいたい。逆に全集などもそろえてはどうかという御意見でございますけれども、これは、今現在、全集のほかにも図書館では単行本もそろえているわけですが、これもやはり一定の予算の中で選書をしているところでございます。可能な限り利用者の要望にこたえていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、先ほども委員長の方からありましたリクエスト制度なども十分に御活用いただければというふうに思っているところでございます。

それから、出版社のPR誌等の話もあったわけでございますけれども、この辺につきましてもさらに今後図書館として研究をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番、16番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って質問をいたします。

質問に先立って、市長初め関係当局に誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

市長には、選挙後の初めての定例会でありますから、私からもエールを送っておきたいと思います。市長とこうして議場でまた論戦を交えることができますことは、私の喜びとするところでありまして、健康に御留意の上、せいぜい頑張ってくださいと思います。ただ、御高齢でありますから、体の調子のすぐれないときには、余り無理をなさらずお休みをいただくなり、早目に病院に行くことなどをお勧めいたします。なお、その際はくれぐれも行先だけははっきりしていただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは、本題に移りますが、初めに行財政改革について伺いたいと思います。

今、地方自治体は、大きな三つの壁に突き当たって、どうすれば乗り越えられるのか逡巡しているように思われます。

一つは、地方自治体を取り巻く社会情勢の変化と、それに起因する行政需要の複雑化、多様化という壁であります。

二つは、分権改革という壁であります。この二つの詳細についてはこれまでも申し上げておりますので、ここでは控えたいと思います。

そして、三つは、この二つの壁を乗り越えるためのいわばこの二つの前に位置する壁で、これを越えなければならぬ基本的で不可欠なものであると考えます。

それは、地方自治体がみずからの行財政運営のあり方や住民との関係を根本から見直すことにほかならず、このことなくして複雑、多様化する行政需要にこたえていくことも、地方分権という課題にこたえることも恐らく不可能であるというふうに思います。その際とりわけ重要なことは、いかなる姿勢と視点、つまり視座に立脚して見直しを進めるかということではないでしょうか。そうした視座の形成にはそれぞれの壁自体を行政としてどう受けとめるかという明確な問題意識が必須であります。言いかえれば、二つの壁を見通した上での行財政運営の見直しが求められているものと考えます。要するに、行財政改革は財政という単眼的な視点からだけでなく、分権型社会における自治体改革の課題について論じられなければならないということでもあります。

さきの定例会における一般質問でも申しあげましたが、民主度を上げるという視座に立って、透明度、説明責任、参加、公平、公正さをさらに向上させるように財政の面も含めてそれぞれの改革が大胆になされるべきであるというふうに思います。

そこで、そうした視点でお尋ねをしたいと思いますが、具体的な役職名を上げて提起しますので、誤解をされると困りますのであらかじめお断りしておきますが、個人的には何の企図、企てもありませんので御了承をいただきたいと思います。

まずは、助役ポストを空白にするか、もしくは収入役ポストを廃止し助役が兼務することについてであります。

地方自治法の改正に伴って、人口10万人未満の市では収入役を置かず長または助役が兼ねることができるようになりました。最近の新聞報道によれば、県内では村山、上山の2市が収入役ポストを廃止し助役に事務を兼務させる方針と言われます。

以前私は、本議会で、佐藤市長のようなベテラン市長は助役ポストについては、空白にしてもよいのではないかというふうに申しあげたことがあります。当時は、全国的に見ると助役を置かない自治体はありましたが、収入役については法律要件でありました。こうした法改正を受けて、今後行財政改革の視点からこうした自治体は多くなるのではないかというふうに思われます。財政の厳しさを市民に本気で訴えるのであれ

ば、本市でも検討するべき課題ではないかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。また、それぞれのポストを廃止した場合、年間に減額される支出額はいかほどになるのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、特別職の退職金の見直しについてお尋ねをいたします。

最近の自治体における長の退職金減額などの動向を受けて、特別職の退職金が一般職と比較をすると在職年数の割には金額が多過ぎるという市民の指摘があります。本市の場合は、市長が4年間で2,649万6,000円、助役が同じく48カ月で1,167万6,000円、収入役が同じく4年で856万8,000円、教育長が同じく4年で694万8,000円、監査委員が491万5,200円、このようになっております。一方で、山形県市町村職員退職手当組合という組織的な課題もあると思いますが、その市民の指摘について市長の見解と対処方について伺いたいと思います。

次に、議員のうちから選任する監査委員について改めて市長にお尋ねをいたします。

市長が、議員のうちから選任している監査委員について、市民からの信頼性をより高めるために、他の自治体の長も行っているように選任する過程から議会の判断にゆだねるべきではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、保育所の所長心得についてお尋ねをいたします。保育所の所長心得という役職名について、前近代で現代にはなじまないのではないかと指摘され、見直しをしている自治体が多いと言われます。そこで、改善を図るべきではないかということをお聞きして、職務上での所長との違いをお聞きして、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、チェリークア・パークについてお尋ねいたします。スマートインターチェンジによって開発事業者の誘致に弾みがつくと期待しているようですが、さきに関業業者間における土地の売買も報告されたところであり、このほかにも売りたい意向を持っている業者もいるとささやかれております。景気動向もさることながら、開発業者がこうして次々と抜けていく状況では、計画をそのまま進めることはなかなか難しいのではないかと私は見ております。

そして、公営法をもとにした国の通達による10年を過ぎたものは買い戻しなどの時間的制約がある中で、そのときが刻一刻と近づいているように思われてなりません。そうなれば、市の財政は深刻の度を増し、財政指数も極限に近く悪化することは火を見るよりも明らかであります。市長の誘致に対する一層の努力を期待しているところであります。

ところで、鳴り物入りで進めたこの計画だけに、クア・パークを見直す考えはないとする市長の気持ちは理解をするにしても、仮定の話で恐縮ですが、長が決断し議会が同意をすれば、計画を見直すことが可能かどうか。もしその場合、どういう手続が必要なのか、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

次に、事務事業の評価制度導入についてお尋ねいたします。

この問題は、以前にも一般質問で行っていますが、導入の考えはないというものであります。行財政改革という中で、去る12月定例会の際にも伺っておりますが、なかなか理解いただけないのかどうか、議論がうまくかみ合いませんでした。そこで重ねて伺いますが、行財政改革をなす場合、それまでの事務事業についての評価がなされなければならず、客観的な基準を設けることが望まれるものと思っております。一昨日も同僚の川越議員より川西市の例を引用して具体的に触れられましたので多くを語る必要はないと思っております。今定例会にも国際交流基金条例の廃止や市民浴場に関する条例の改正などが提案されております。そのことについての是非は別にしても、私も事務事業の見直しや廃止は行政には不可欠なことであるというふうに考えます。

そこで、行政の一人よがりや不毛な議論を避けるためにも客観的な基準と制度をつくる必要があるのではないかと思います。そして、事務事業として継続をするもの、見直しをして廃止をすべきもの、あるいは採算は合わないけれども政策的な判断として行政としてなすべき事業などを見きわめる、市民がわかりやすい判断基準をつくる必要があるのではないのでしょうか。このことによって、初めて市民主体の行財政改革ができるものと思いますが、改めて市長の見解を求めたいと思います。

続いて、教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

去る12月定例会における中学校給食問題で、教育委員会に対する市長の検討委員会設置の要請については事前に聞き及んでいましたので、予想内のことでありましたが、ただ一つ残念なことは、市民の皆さんから本日に市長は給食についての態度を変えるのだろうかと聞かれた際に、私は、佐藤市長は信念の人で政治節操はお持ちになっている方だからと返事を濁し、知ったかぶりをして勝手に市長を持ち上げておりましたが、市長に対する私の見方を変えなければならなくなったことであります。

また、それを受け入れた教育委員会の態度については、歓迎したい気持ちと裏腹に、何か釈然としないものがあります。これまでの中学校給食を求める市民の要望や検討委員会設置などを求めた、一連の議員の質問には歯牙にもかけないといった感じで、愛情弁当論を振りかざし、実施する考えはないと拒み続けたにもかかわらず、それを一変させ、俗に言われているようなことでありますが、教育委員会とて任命権者には頭が上がらないと言われているようなことを、裏打ちしたようなことが目の前で見せつけられたからであります。

ところで、本市では、教育委員長や教育長は以前から市長の意向を受けて決定され、そのため教育委員会制度そのものが形骸化しているとの指摘があります。本来、教育委員会委員長、教育長などの人事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで厳正に選挙され、また、任命がなされるべきものと思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

最後に、教育委員長にお尋ねします。その地教法のもとで教育委員会委員長の選挙はどのような形で行われるのか、また、過日の選挙はどのようになされたのか、具体的に伺いたいと思います。そしてまた、同じく教育長はどのように任命されたのかお尋ねし、重ねて誠意ある答弁をお願いし、私の第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

その前に一言申し上げます。私はこのとおり元気でございます。そして、議員の方から予定もしていないところのエールを送られて、ますますファイトを燃やしておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

助役ポストと収入役との件でございますが、助役のポストを空白にするかという見解についてお答え申し上げます。

地方自治法第 161条第 2 項で、「市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。」とされております。助役ポストを空白にするかということでございますが、私は、法の趣旨にのっとり助役は首長を補佐し、職員の事務を監督し、首長の職を代理するという重要な職務でありますので、助役ポストの空白はあってはならないものと考えております。

次に、収入役についてでございますが、収入役の職務は、御案内かと思えますけれども現金や物品の出納及び保管を行うこと、現金及び財産の記録管理を行うこと、支出負担行為に関する確認を行うこと、決算を調整し、これを市長に提出することなどでございます。収入役については、地方自治法第 168条第 2 項ただし書きで、「町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。」とされておりましたが、御案内のように昨年法律が改正されまして、人口10万人未満の市についても同様とされたところでございます。

一方、地方制度調査会では、収入役制度の問題点について、電算化の進展などの状況からその役割は変容してきておることや、最近地方行革の必要性の高まりもあり、収入役を置かないこととする市町村が増加傾向にあること、また、特別職としての収入役制度は廃止することとしてはどうか、この場合でも会計事務の適正な執行を確保するため、収入、支出、支出命令の確認など一定の会計事務をつかさどる一般職の補助機関を設置する必要があるのではないかなどの意見が出されておるようでございます。

こうした時代の変化を踏まえ、また、本市においても財務会計システム導入を予定するなど、私は、収入役制度について考えるとき、会計事務処理の公正さを確保するなどが得られれば、収入役制度は廃止してもよいのではないかと考えております。そうした場合、だれがその職務を執行するのか、月例監査などだれが受けるのかなどの課題を今後整理していかなければなりません。また、今回の行財政改革を進める中で、このことについて大いに議論していかなければならないと考えているところでございます。

次に、ポストを空白、廃止した場合の年間の支出削減はとのことでございますが、今申しあげましたように、助役については空白があってはならないこと、収入役にあっては今後の課題と考えておるわけですが、現在議会で上程されておる寒河江市長等及び一般職員の職員の給与の条例に関する条例の一部を改正する条例では、助役、収入役については経費削減のため月額10%を削減することにより、年間の削減額は、助役で83万 4,000円、収入役では71万 4,000円となります。また、このカットした後の給料に共済費とかそれから退職手当組合負担金を合算した人件費としての年間総額というものは、助役は約 1,570万円、収入役は約 1,350万円でございます。

次に、市長の退職手当のことについての御質問がございました。

本市の退職手当の支給につきましては、特別職及び一般職とも、県内40市町村と16の一部事務組合で山形県市町村職員退職手当組合を組織し、退職手当の支給を行っております。支給率については、同組合の条例で規



定されており、一般職の退職手当の支給率は国家公務員に準じ、また、特別職に対する支給率は各県の支給率を参考に決定されております。組合に加入していない4団体の特別職に対する支給率は組合より高い団体が3団体、低い団体が1団体でございます。

また、この特別職に対する退職手当の支給率については、国家公務員に準じて一般職の支給率の引き下げが行われたときには、特別職についても引き下げが行われているということございまして、時宜を得た改正が行われていると思っております。

それから、議会のうちから選任する監査委員についてでございますが、監査委員の選任については地方自治法第196条に定められております。それによりますと、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理それから事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。これに基づきまして、あらかじめ議長と協議を進めて選任させていただいておりますので、今後におきましてもこの方法で選任していきたいと思っております。

次に、保育所の所長心得についてでございます。

業務上での所長との違いでございますが、心得という呼称は、通常下位の者を当該上位の役職に任用したいが、やや上位役職への任用が早過ぎるようなときに用いられるものであります。所長心得という役職は、所長の役職に任用されたものとみなしておりますので、所長の職務権限のすべてを行使することになるものであります。

また、心得という役職は現代にはなじまないがという御指摘でございますが、現行の任用制度上、慣例として用いられている呼称でもあります。

次に、クア・パークのことについてのお尋ねがございました。

まず最初に、開発公社とのかかわりについての御質問でございます。

公拡法をもとにした国の通達でございますが、昨年6月定例会においても説明申しあげましたが、平成12年4月21日付建設省経整発第26号、自治政第27号により、建設省建設経済局長及び自治大臣官房総務審議官から各都道府県知事と各政令指定都市市長あてに通知されたところの公有地の拡大の推進に関する法律の施行について、土地開発公社関係ということの改正についての通達の中では、地方公共団体はその依頼に基づき、土地開発公社が取得した土地のうち当該土地開発公社による保有期間が10年を超えたものについて、その保有期間が10年を超えた年度の次の年度中に、当該土地開発公社に協議した上で当該土地の用途及び処分方針を再度検討することとなっております。したがって、10年を過ぎたものは買い戻しというのではなく、再度検討しなさいという通達でございます。

さて、このチェリークア・パークの計画についてでございますが、昭和55年8月に高瀬山地区で温泉の掘削に成功してから、温泉利用の開発が市民の悲願でありまして、平成5年4月に本市がチェリークア・パーク基本計画を策定いたしました。この基本計画では、全体をアメニティー空間としての快適な空間を創成し、その中のエンターテインメント空間、いわゆる娯楽、楽しみの空間を民活事業としてとらえ、また、安らぎとくつろぎの空間を公共事業としてとらえたものであります。安らぎ、くつろぎの空間としての公共事業は、都市公園として県のふるさと総合公園として整備されております。

民活事業としては、最上川沿いにホテル、旅館等の宿泊施設を誘致すべく努めてきましたが、今日まではホテル・シンフォニー・アネックスの1施設のみのオープンで、用地が確保されているところの一龍とか、滝の湯の一日も早い着工を願っているとともに、未分譲地の2カ所にも宿泊地として新たな事業者の誘致に努め

て、最上川に面するエリアは当初の計画どおり滞在型の施設を建設していただきたいと考えております。

一方、道路を挟んでの場所の1万坪とチェリーランドが所有している5,000坪の土地については、これまでは必ずしもスパ温泉施設にこだわらず、他の用途であっても温浴施設のある集客機能を持った施設であれば誘致をしていくこととしておりました。これら誘致をする施設については、当初、市の計画に賛同し用地を求めた民間事業者で組織する民活エリア開発推進連絡会が組織されておりますので、民活エリアで新たに事業を計画する場合は、まずこの連絡会に図り、会員の賛同を得て新たな事業者の参画を認めているということで今日まで来ております。エリアごとの事業計画は現在も変わっていないところではありますが、もしも計画の見直しが必要であると考えた場合においては、第一義的に連絡会に図り賛同を得た上であれば見直しをするということもできるものであると思っております。

次に、事務事業の評価についての御質問にお答えいたします。

私は、地方自治体は常に行財政改革に取り組まなければならないものであり、常に事務事業の見直しと効率化を図り、高度化、多様化する住民ニーズに常に的確にこたえていくことが求められているものであると申しあげてきました。事務事業の評価については、具体的な評価基準であるとか、評価制度というものを設けてはおりませんが、例えば、最上川寒河江緑地整備などの大きな事業を実施する場合は、その計画をする段階で、事業の必要性、市民のニーズ、費用対効果、将来の市勢発展にどう生かされるかなどいろいろな角度から評価を行い、事業実施について総合的に判断してきたところでございます。

さらに、事業の決定に当たりましては、都市計画審議会など民間有識者の意見を聞くとともに、議会にも提示し議決をいただいているところでございます。現在、行財政改革を推進するため大綱策定作業を進めておりますが、今後は大きな事業の実施については行財政改革推進本部にも諮り、さらに多方面からの検討をしていくようにしたいと考えております。

また、事務事業の見直しについてでございますが、特に今年度は、行財政改革の視点からすべての事務事業の見直しを行ったところでありますが、個々の事務事業について、達成の目標値というものを設定することが難しいことから、実際に事務に携わる主査・係長からなる行財政改革検討委員会部会のワーキンググループで、事業の現状や目的の達成状況、情勢の変化、市民のニーズの変化などいろいろな角度から検討し、見直しを行い、それを行財政改革検討委員会などでさらに検討を加え、来年度の予算に反映させたところであります。

この事務事業の見直しにおいては、さらに市民の声を踏まえて検討する必要があるとしたものもあり、今後の行財政改革大綱策定、そして改革の推進の中において、さらに事務事業の見直しを行っていく考えであります。このように事務事業については今後においても企画、実施、評価、見直しのサイクルの中でその執行に当たっていきたいと思っております。

次に、教育委員会制度についての御質問にお答えいたします。

御案内のように教育委員会は、地方自治法第180条の5の規定に基づき普通地方公共団体に設置されるところの執行機関でございます。教育委員会の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する方から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものとされております。教育委員会は法律の定めるところにより5人の委員をもって組織することとなっておりますので、市長は5人の教育委員を任命しております。

教育委員長選挙並びに教育長の任命であります。法律の定めるところにより教育委員長は選挙により、教育長は委員長を除く委員のうちから教育委員会が任命することになっており、そのとおりなされているよう

であります。したがって、委員長、教育長を選任するに当たって教育委員会の制度そのものが形骸化している  
というような指摘があるということでございますが、私にはそのようなことは全く耳に入ってきません  
し、その逆に本市の教育委員会は行政委員会として、また独立した執行機関として、その役割、機能を十分に  
果たしているとの声を聞いているところでございます。

私の方からは以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

平成17年3月第1回定例会

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 次に、教育委員会委員長の選挙についての御質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育委員長は教育長を除く教育委員の中から選挙により選ぶこととなっており、先般3月1日に開会された教育委員会での委員長選挙は、同法及び教育委員会会議規則第2条ただし書きによる指名推選の方法により行われました。

次に、教育長の任命につきましては、同法第16条の規定により委員長を除く4名の委員の中から委員の合議により教育委員会が任命をいたしました。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

---

再 開 午前11時05分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私の言い方というか、聞く際、聞き取りをいただく際に言い方が足りなかったのかどうかわかりませんが、ちょっと少し違った形で答弁をされたところもありますが、2問の中でただしていきたいというふうに思っています。

早速2問目に入るわけではありますが、助役の空白は、それは許されないんじゃないかというようなことでした。収入役廃止についてはそういうこともあり得るということで、行革の中で検討をするような話でございました。

これは、新聞等を見ますと、両市とも人件費削減と事務の効率化の進展などを理由に上げているというふうなことでありますから、そういう意味では、そうしたことについてできるだけ早い機会にそうした議論をできることを願っているわけではありますが、もしかしたらそうした市ほど寒河江市の財政はそんなに深刻でないというふうに市長には自負があるのかもわかりませんが、当然これはそれぞれの役職の任期といいますが、任期満了といいますが、というふうなタイミングもあるというふうに思いますけれども、これは住民に市の財政の厳しさというものを訴えるためにはかなりのインパクトになるのではないのかなと。役所もそこまでやるのか、であれば市民も何とか協力しなくてはならないんじゃないのかと、こういうふうな気持ちを持つのではないかというふうに思います。

ですから、行革委員会の中でいろいろと議論するということでありますから、そこに荷を預けたいというふうに思いますが、ぜひ優れた結論が出されますよう祈っておきたいというふうに思います。

それから、退職金の問題であります。これは、特別職の退職金ということで申しあげたところであります。12月の選挙の際にもいろいろと話題に上りました。先ほど申しあげましたような形で私どもも市民の皆さんに御訴えをしたところであります。なかなかやはり一般職と違って退職金が高いんだなと、こういうふうな率直な御意見でございます。

それで、一般職の退職金の見直しがなされた場合に特別職についてもなされるというふうなことで、時宜を得ているというふうなことであります。市民感覚からすると、そういう意味で市長4年の中で先ほど言いましたような金額が退職金として手にされるわけであります。これは相当やはり感覚からいってかけ離れているというふうな金額ではないのかなというふうに思います。

先ほど言いましたように、市長からも答弁ありましたように、県の退職手当組合の問題もあるというふうに思いますが、先日鶴岡市で市長の退職金を減額したというふうな問題が私の記憶にありましたので、調査をしていただいたところ、何か鶴岡市だけが高く退職金を支給していたというか、だったそうでありまして、このことからすれば、県の全体の足並みというのもあるんだろうというふうに思いますけれども、本市の退職金をそれぞれ減額をするというのは可能なんじゃないかなというふうに思います。する気がないんであれば、それはいたし方ないんであります。いずれ財政が厳しくなって、そうしたところにも市民の目は注視されるのではないのかなと思いますので、どうぞ市長はそうしたところも覚悟を決めておいていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、議員から選任される監査委員についても伺ったところであります。その答弁の中で、議長と協議を行っているというふうなことがありました。それで、その協議について具体的にどういう協議をなさっているのか市長にお尋ねをしたいというふうに思います。例えば議会側で協議をしてくれというふうなことを、荷を議会側にゆだねているのかどうかも含めてであります。どうした協議がなされているのかお伺



いをしたいというふうに思います。

それから、次に、所長心得というふうなことでお尋ねをいたしました。職務上は所長と同じなんだというふうなことであります。そうした考え方についても市長から御答弁をいただきました。ただ、市民の感覚からすれば、市長も先ほど言われましたが、所長のもとで近々所長になるべき方が所長とはこういうものだというふうなものを、身をもって習得する短期間に短期的に置かれる立場なのではないかなというふうに思っているところではありますが、職員名簿等を見ますと、相当長い間そうしたところにいる方もいるようであります。呼称も非常になじまないというふうに思いますし、一般職との差別があるんじゃないかというふうな指摘をする方もおられます。例えば課長心得なんていうのは一般職にはないわけですよね。そういうことからすると、そうした指摘もあながち間違っていないというふうに思うわけではありますが、そうしたことについて改めて、指摘について改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、クア・パークについてであります。ちょっとこれは私の言い方も悪かったのかもかもしれません。いろいろと計画の変更等についてお答えがありました。開発連絡会の中で諮って賛同を得て見直すことができるという話でありましたが、私が聞かんとしたことは、いわゆるあの地域はリゾート法を初めとしてさまざまな法の枠といいますか、規制がかかっております。その法的に見直すことが、法的に見てそうした網がかかっているわけではありますが、事業を見直すことが可能なかどうかということをお聞きしたところであります。改めてその点についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、事務事業の評価について伺ったところであります。最上川緑地公園について市長からお答えもありました。市長の言わんとするのは、これは事務事業の評価でなくて、いわゆる市長の言われたのは私は政策評価だというふうに思っております。事業を進めようとする際に、市民などの参加を得て、どういふふうな事業をしたらいいんだろうかというふうなことから始まって、どういふふうな成果がある、どういふふうな成果が上がるなどというようなことを説明をする、いわゆる説明責任というふうな、アカウントビリティとか、どういふふうな形で言われていますけれども、どういふふうな場面での私は政策評価だというふうに思っていますけれども、ここで私が言ったのは、そうではなくて、市民参加のもとで行革をなすというふうなことを言っているわけですから、そうした点で承りたいというふうに思っていたところであります。

もう少しそういう意味では中身を深める意味で議論をしたいというふうに思っていますが、行政改革に先進的に取り組んでいる自治体では、こうした事務事業の評価などを取り入れて費用対効果などの関係を住民に既に公開をしております。そして、行政施策の政策の目標を定めて、難しいとする見方もありますけれども、目標として認識して、その達成度あるいは進捗度を管理することで行政活動の有効性といいますか、そうしたものについて数値によってあらわしているんですが、これは行政改革を進める上では、これは市民には大変わかりやすいというふうに思います。それでは、そういうことでは私は行革を進める上での第一歩ではないかなというふうに思っています。

第一歩と言ったのは、もう少しあるわけでありまして、もっと先進的などと言っていいのかわかりませんが、ある自治体ではもう既に発生主義会計というふうなものを取り入れながら決算書なども作成して、そういう中で、つまり行政コストというようなものを計算を行って、この事務事業システムの成果といいますか、費用と合わせて斟酌しながら、これだけの費用でもってこれだけの事業成果を上げた。あるいは成果指標といいますか、何ポイント上げた、向上したというふうな結果を住民に知らせ、提供しているところもあります。

誤解があると困りますのでつけ加えて言いますが、行政は何も、行政の仕事というのはコスト面だけ

を考えればいいというわけではありませんけれども、いわゆるそういうことでは客観的な一つの判断材料になるというふうに思うところでありまして、それはやるとすれば100点なんていうふうなものはないわけでありまして。難しさもあるわけでありまして、そうしたやはり客観的な物差しをひとつつくる必要があるのではないかということをお願いしたかったわけでありまして。改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員長、教育長の選任についてであります。市長の答弁については、市長の言われることはわからなくもありません。それ以外のことは考えられませんから、答弁としての内容は別にして、予定どおりの、予想どおりの答弁というふうに思っておりますけれども、これは、実をいうと2月の初旬、2日だったと思いますけれども、教育委員について同意を求められる臨時議会があったわけでありまして。そこで実はただそうかなと思っておったんですが、その後の人事にかかわりが出てくると困るなというふうに正直思ったもんですから、そこではお聞きをしなかったんです。この一般質問でお聞きをしたんですが、市長にはよく考えていただきたいというふうに思っているんですが、議員の中には市長の答弁のとおりなんだなんていうふうに思っている人は、多分だれ一人として私はいないというふうに思っているんですが、要するに初めから教育委員長の後がまはこの方で、教育長はこの方ですよというふうにみんな知らされているんですね。しかも、それも同意を得る前なんですね。

市長の意向を受けて人事がなされるというのは、そのことをもって私は言っているわけでありましてけれども、こうしたことに触れることは実は私はタブーなんじゃないかなとずっと長い間思ってきました。そういうことでは市長に伺いますか、市長の考え方をもとに教育行政に伺いますか、回すこともあるいは必要なのかなと思ったこともありまして、長い間胸の中にしまい込んできたわけでありまして、じゃあ、なぜこの問題に触れたかといえますと、去る12月の議会の中で、市長は、中学校給食の問題について、所掌事務は教育委員会にあるんだというふうな額面どおりの冷たい、冷たいと言ってはなんですが、そういうふうな答弁をなさいました。法的には確かに市長の言われたとおりなんですね。学校給食についての事務は教育委員会でありまして、そのように法に書いてありますからそのとおりなんですが、その答弁によって、私の胸中にあった、しまっておいたといえますか、しまっておいた気持ちに火がついてしまったんですが、つまり市長は法律的にはどうのこうのというふうに言いますが、要するに欲するところはこの触手を伸ばしているのではないかと、こういうふうに確信を持って私は疑念を抱いたからであります。

これ以上さらに突っ込んだ議論をしようというふうには思いませんけれども、暗にお認めになるのであればそれでも結構ですし、もし反論があれば、さらに承りたいというふうに思いますが、それから、教育委員長にお尋ねしたのは、そういう意味で委員会制度を形骸化させてほしくない、というふうに強い思いからであります。お門違いだというふうに言われるかもしれませんが、私は、そういう意味で中学校給食の実施は市長の腹一つ、私はというよりも市民は、腹一つと、こういうふうに見ていますね。

そういう意味では、市長は、教育委員会の所掌事務だというように言われますけれども、私は、これまでも教育委員の皆さんと、あるいは既にOBになった方なども含めて、いろんな懇談をする機会がありました。ときには一献酌み交わしながらこうした話題についても話したことがあったわけでありまして、こんなことを言っているか悪いかわかりませんが、言ってしまえば、ある委員いわく、中学校給食に対する私たちの気持ちは議員はよくお分かりになるでしょう、こう言うんですね。私たちも住民の一人でありまして、うふうなことなんですよ。そんなに変わらないですよ、こういうことなんですね。暗に、私は賛成なんだが、どうも大御所がだめなんだというふうなことを示唆しているように私は受けとめたわけでありまして。

本来、教育委員会には住民の教育行政に対する要求も吸い上げて、それを教育行政に反映させるというふう

な職務もあるわけでありますから、顔色のうかがう方向を間違えないでほしいというふうに思っています。

それで、具体的に今教育委員長の選挙などについてお答えをいただきました。委員長の場合は指名推選で行ったというようなことでしたが、委員長に推薦された方は入院しておって欠席したのじゃないかなというふうに思っておりますが、真相はわかりませんが、その選挙の際、指名推選だそうでもありますけれども、本人の同意といえますか、受諾といえますか、どうなったのか、その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かにまた質問がございましたが、答弁いたしたいと思います。

収入役の件でございますけれども、単に経費の削減とかいう分野だけのみならず、そういうだけでなく、やはり今のような歴史的にも収入役の置かれてきた立場の中でどういう仕事にタッチしてきたと、あるいは内部牽制という会計面上等々から役割を果たしてきたということも十分着目して、それがこういう時世の変遷あるいは電算機等の開発、普及それらをかながみまして考えるべきことじゃないかなと、このように思っております。1問でも答弁申しあげたとおりでございます。

それから、退職金のことでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、一般職の改定に伴い、特別職につきましてもこれを、率の引き下げを図っておるわけでございます。そしてまた、これは一部事務組合参加の方々の理解もちょうだいしながら、これを今後どうするかというようなことは理解をちょうだいしなくてはならない問題でもございましょうから、今後の一部事務組合の問題としてもどういようにいかというようなこともあろうかなと思っております。

それから、監査委員の問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたとおりでございます。監査委員には監査委員としての資格といえますか、適性とか、それから経験とか、そういうものが求められておるわけでございますから、そういうことも勘案しながら、じゃあ議会としての方にどういう方がいらっしゃるというようなことを議長と十分話し合いして、じゃあ、この方ということで議会の提案しているということでございます。

それから、心得でございますけれども、心得という名前がどうも古いんじゃないかなというようなことでございますけれども、これは私の就任以前から使っておるものでございますし、所長というのは、以前ですと一般の事務職も施設の長、保育所長になっておるというようなことも聞いておりましたけれども、現在、保育師の資格を持っておる者が保育所長あるいは保育所長の心得ということにしておるわけでございます。そんなことから、いろいろ給料の職務等級といえますか、標準職との絡みもございまして、現在は心得ということにしまして、実際は所長の仕事をやっていると。外部的には所長としての仕事をやっておるということになるかなと思います。

それから、クア・パークでございますが、これはやはり法的にどういう網がどうかというようなことは特別にはないと思っておりますが、やはりリゾートの重点地域にその事業として整備したものでございますから、それらに則したところの整備というような、あるいは利用の仕方というのが、これは考えられなくてはならないんだろうと思っております。

それから、事務事業のシステムということでございますけれども、こういうシステムとしましては、いろいろの分野での行革というようなことがあろうかなと思っておりますので、いわゆる政策評価というような分野と、あるいは事業事業の分野と、もう一つには、まずいわゆる公共事業といえますか、そういう評価ということになるかと思っておりますけれども、本市におきましては政策評価というようなものにつきましては、これはいろいろな将来にわたっての計画というようなものをする場合には、それなりの審議会なり、あるいは議会等々に諮りながらしておりますし、その情報なども提供して、政策評価と施策評価というようなものを行っていると思っております。

それから、事務事業のことにつきましては、先ほど答弁したようなやり方で評価を進めながら、適切な事務事業の推進に資しているということが言えるかと思っておりますし、また、公共事業等の評価につきましては、それなりのそれぞれの担当なり、あるいは委員会なりがそれをタッチしながら評価あるいは実施の見送り、点検と

というようなものも兼ね備えながらやっていると、こういうふうにはやっているとっております。

非常に費用対効果というようなものは、これは、民間と違いまして、生産したものがどのぐらいのコストであがり、そしてそれがどの程度で売れてというようにはっきりと見えないものが公の事業でございますけれども、少なくともそういう効率的な運営ができるように、大きな分野から、あるいは細い、細いと言ってはなんですけれども、小さな事業に至るまで目を光らせながら行財政改革が行き渡るようなことを考えておるところでございます。

それから、教育委員会のことでございますが、これはあくまでも、先ほども答弁申しあげましたように教育委員会委員長の選任あるいは教育長の任命というものは、これは教育委員会の内部の問題でございます。そして、教育委員会としましては、その中立性、政治的な中立的な立場から独自に行われておること、御指摘のようなことはまずは寒河江におきましてはないと、このように思って、教育委員会としての行政委員会としての実というものを上げておるものと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 管理課長。

平成17年3月第1回定例会

熊谷英昭管理課長 教育委員長の選挙に関する御質問にお答えします。

委員長の選挙に際しては、選任された委員が3月1日の会議に出席することができませんでしたので、会議の結果を本人に伝え同意を得ているものであります。以上です。



平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

平成17年3月第1回定例会

内藤 明議員 2問目にもそれぞれお答えをいただきました。私の認識と少し違うなというふうなものもありますけれども、そこで3問目に入るわけですが、クア・パークの問題がありました。法的には何もないというふうなお話のようだったようではありますが、要するにいかようにでもできるというふうな、目的そのものは計画どおり進めたいというふうな意向の中ではありますが、もしそのような場合はできるというふうな判断を私はしたわけではありますが、私の気持ちも、ぜひ計画どおり早目に進めていただきたいという気持ちは山ほどなんです。でも、どうも昨今のうわさ、あるいは経済状況を見ると、次々に欠けていくようでは、本来の目的から相当遠ざかるのではないのかなというふうな思いもありまして、加えて財政問題もあって、非常に厳しい状況に追い込まれるというふうな思いもあるわけですから、ある意味ではそういうふうな先手を打って見直しなかも進めることも必要なのではないかなという思いがありましたのでお尋ねをしたところであります。

当然見直すというふうな場合には、大きな財政を投資をしていますし、長としての判断ということに、長としての推進した責任があるわけですから、もちろん政治責任が問われるということは言うまでもないことだというふうに思いますけれども、しかし、背に腹はかえられないというふうな問題がすぐそこまで近づいているのではないかなというふうに思っているところであります。それは私の見方ですから、市長がどういうふうに思うかわかりませんが、そのことをぜひ心しておいていただきたいというふうに思います。

それから、事務事業の評価について必要としないというふうに市長は断定もなさらないんですね。ですから、私の言っていることは多少はおわかりになっていただけたのかなという思いはありますけれども、そこで伺っておきたいというふうに思いますが、市民参加によって行革をなすというふうなことであれば、一つのやはり物差し、基準になるものが必要だというふうに思うんですね。市長の言われたことからすると、市民はどういうふうに判断をしているのかわからないのではないかなというふうに思います。市民にはなかなかよく見えない。例えば私の言ったようなシステムを導入してなされれば、市民に公開をすれば、なるほどこういうふうに今進んでいるのか、これはこれほど達成しているのかということが一目瞭然になるんですね。ですから、そういうものをぜひ取り入れてやるべきではないかなというふうに御提言をしているところであります。

ぜひ、今のところで十分だというふうなところにとどまらないで、さらに踏み込んで、よりよい行革のためにそうしたものも検討をしてほしいというふうに願っているわけではありますが、いや、今までやっているんだからと、こういうふうな市長の答弁が来そうではありますが、いや、2問でお答えしたとおりでありますなんていうような答弁が来そうではありますが、ぜひ、市民参加をうたう市長であれば、そのところをやはり大きく目を見開いて導入をする必要があるのではないかなというふうに思いますので、改めて御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、市長の言わんとするところは、教育委員会制度について言わんとすることは私も言いたいところはわかります。しかし、現実には、先ほど私が申しあげたとおりであります。ここにおいでの方の議員の皆さんも私と同じ気持ちであろうというふうに思います。ぜひそうしたところを受けとめていただいて、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

まだ時間多少残っておりますが、これで私の質問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 事務事業の評価というようなことについて再三のお尋ねでございますが、先ほど申しあげましたように、政策、施策を計画を立て、あるいはそれを進行するということにおきましては、振興審議会とか、あるいはその他の委員会とかというのがありまして、議会はもちろんでございますけれども、その中に御提示し、あるいはそれらにつきましてのお話を、御意見を十分承りまして、あるいはその後の途中経過あるいは総括というような方向に進んでいって、それを十分次の仕事に生かすというようなことは、本市でも当然やっておるわけでございます。

あるいはまた、事務事業の何百、何千という事務事業があるわけでございますけれども、それらについても、先ほど答弁申しあげましたように、いろいろな関係者、団体等から御意見を賜りながら、そしてまた、その実績なり、あるいは今後の見通しというようなものにつきまして、十分担当者なり、あるいはその上の委員会なりで検討を加え、精査をして、そして反省を加えて、次の仕事に生かそうというようなプラン・ドゥー・シーの考え方を取り入れながらしておるわけでございますし、そのためにもいわゆる申しあげましたように民間からの市民の声、あるいは団体等からの御意見も承っておるということで、あるいはこれからも行革委員会というようなものを設置しまして、さらに点検の結果とか、あるいは評価についての御意見なども賜る機会もなおあるかと思っておるわけでございますし、非常に市民の声あるいは御意見というようなものは各所、各機会において取り入れてまいるといふことで、市民の御意見等が反映されたところの事務事業の推進、これは大から、あるいは身近な小さなものまですべてそうしてまいろうと思っておるところでございますし、これまで以上にそういうものに意を用いてまいろうと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議員 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時44分

---

再 開 午後 1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番について、19番那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

質問の前に、昨年12月行われました市長選挙におきまして、これまで5期20年間の佐藤市政が多くの市民から高く評価され、佐藤市長の6期目の市政に市民の負託を受けられました。大変におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。寒河江市にとっても行財政の中大変なかじ取りとなりますが、より美しく、より豊かに、より元気に、より気品のある、潤いと安らぎのまちづくりに向けて力強く市政運営に取り組んでいただくように御期待するものです。

それでは、まず初めに、通告番号17番防災行政、特に高齢者など災害弱者への対応についてお伺いをいたします。

1995年平成7年の阪神淡路大震災からことしで10年目を迎えました。その当時の資料などから見ますと、死者6,436名という甚大な被害をもたらしました。今でも記憶に新しいところです。阪神淡路大震災で犠牲になった方々の半数が、自力で避難することができなかった高齢者や障害者という、いわゆる災害弱者と言われる方々でした。

また、最近では、昨年、台風上陸などによって新潟県、福井県、福島県そして四国地方などの集中豪雨による災害で、犠牲者の多くが70歳以上の方々に占められている災害が発生したことなどから、政府は昨年7月に中央防災会議を開催し、災害発生時の情報の伝達、高齢者など災害弱者の避難体制、河川における堤防の安全性、局地的集中豪雨にかかわる予報体制などについて検証、検討を加え、緊急を要する事項から改善措置を講じていくとしております。

特に、高齢者などを含めた災害弱者への対応については、災害時要援護者の避難行動支援のためには、市町村と自主防災組織、近隣組織、福祉関係者との仕組みの整備が必要とし、また、災害時要援護者についての状況把握、避難行動支援プランの整備を進めていくこと、それに公助で避難行動を支援できる対象者には限度があり、自助・共助の必要性も認識すべきとの検討がなされています。

その後、10月23日に発生した新潟中越地方を襲った地震においても、35人の犠牲者のうち18人が65歳以上のお年寄りでお占めされていることもあり、12月に入り第2回目の検討会を開催し、災害弱者への支援の強化を図っていくとしております。

そういった災害弱者の救護に当たっては、自治体がコーディネート役となり、当事者、家族、地域、福祉関係者、ボランティア団体などがそれぞれの力を合わせることで大事なところであり、そういった防災対策の難しさは行政だけでは対応できない点にあるとも言われております。

災害発生時において通信網、交通網などが寸断される危険性の高い災害では、外部から救助に駆けつけることは予想以上に困難になると思われれます。事実、阪神淡路大震災では、消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くの近隣住民の助け合いにより救助されたとの報告があります。ましてや災害発生後の72時間以内と言われる緊急救援時期には、やはり近隣住民による助け合いが人命救助の大きなかなめとなると考えられています。

しかしながら、現代においては、一昔前と比べれば近隣関係は疎遠になってきているのではないかと思います。特に災害弱者の中でも障害者などの場合は、障害者に対する社会的な理解不足やプライバシーの問題から、障害者であることを公開することはまだまだ難しい状況にあるのではないかと思います。そのため、地域社会においては災害弱者の存在はわかっている、住んでいる場所や生活状況、そして必要な支援については余り理解されておられない実情にあるのではないかと思います。

こうした状況を改善するためには、自治体や関係機関だけの課題としてではなく、災害弱者を取り巻くさ



さまざまな地域の諸団体と手を結び、支援の網の目を広げていくことが最も大切なことではないかと思いません。そうすることによって、災害時の被害を小さくし、失われる命の数を減らすことができるのではないかと思います。そのように災害弱者への支援について、当事者、家族、地域、福祉団体、ボランティア団体とともに積極的に取り組んでいくことが大事なところではないかと思いません。

以上を踏まえてお伺いいたします。

まず初めに、自主防災組織の推進についてお伺いいたします。

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であります。平常時には、防災訓練の実施、防災知識の普及、地域内の安全点検等を行うなど、また、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者の救出、情報の収集、救護物資の配付への協力等を行うとしております。このように災害時には威力を発揮する組織であることはさまざまな災害で言われてきています。

本市の地域防災計画の中でも、自主防災組織については育成、指導に努めるとして取り組んできています。特に災害危険度の高い人口密集地域、災害弱者の人口比率の高い地域などは自主防災組織の組織化の優先順位が高いとなっております。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、自主防災組織の組織率について、本市の場合それほど高い組織率だとは思われませんが、現在の状況についてどのようになっているのか。また、今後、自主防災組織の組織率を上げていくための取り組み、その中でも人口密集地域及び災害弱者の人口比率の高い地域などの自主防災組織の組織化について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

二つには、地域防災計画では、自主防災組織において平常時には防災知識の普及などの取り組みとなっておりますが、地域住民への防災に対する学習の機会についてどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

現状では、災害弱者の問題だけを取り上げても地域の住民の方々の納得は得にくいと思われまます。そのため、いざというときは地域のだれもが助け合える、そんな近所づき合いを常日ごろから築くことが大切だと思います。そのきっかけとして自主防災組織の防災知識の普及という活動の中で、体験談を通して防災というものを自分たちの問題としてとらえ、学習活動としてのワークショップを開催してはいかがなものかお伺いいたします。

次に、地域におけるネットワークの推進についてお伺いいたします。

災害には被害を未然に防止したり、被害を最小限に食いとめるためには日ごろからの対策が不可欠であると思いません。要するに災害における被害の軽減は平常時における防災対策に尽きると言っても過言ではないと思いません。特に、災害が発生すると、生活などに大きなハンディキャップを背負っている災害弱者への負担は大きく、災害弱者の負担を軽減するためにも、平常時からの災害弱者対策を講じていくことが必要であると思いません。そのような災害弱者対策を行う必要がある地域は急速な高齢化を迎えており、また、核家族化の進行、それに地域としての結びつき、人間関係の希薄化といったことが進行していることから、小単位、地域における福祉関係者、ボランティアなどを含めたネットワークの必要性が求められてきております。

災害弱者の安全確保については、本市の地域防災計画の中でも、高齢者・災害弱者等が被災した場合、一般市民より大きな身体的危険が予想され、さらに、避難生活でも精神的・肉体的なハンディキャップを背負うことが予想されるため、対策を整備するとしております。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、本市の地域防災計画の災害弱者の実態把握の中で、あらかじめホームヘルパー、民生児童委員

などの協力を得て自主防災組織や行政区ごとにその実態を把握し、災害時に支援を必要とする災害弱者のリストを作成して、災害時の救助活動に活用するとなっていますが、現在の本市の取り組みはどのように取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

二つには、災害時要援護者の登録制度についてお伺いいたします。災害時要援護者の登録制度については、あらかじめ災害時要援護者から登録をしていただき、災害が発生したとき、災害弱者の避難行動を初め、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、災害弱者の障害の内容、程度、介護の状況等災害弱者を支援するのに必要な情報を登載した災害時要援護者の台帳を整備しておく必要があると思います。

ある市の例を見ますと、災害時要援護者の台帳に登載されている災害時要援護者については、介護等の必要な者、ひとり暮らしの者、契約利用による生活の場として社会福祉施設に入っている者、常時特別の医療等を必要とする者などとなっており、災害時要援護者の台帳には災害において支援に必要な情報を記載するものとするとのこと。このように災害時要援護者の登録範囲を定めてあらかじめ登録する災害時要援護者の登録制度について、いかがなものかお伺いいたします。

三つ目には、見守りボランティアの制度についてお伺いいたします。

災害時要援護者の支援対策の第一歩は、地域において災害時要援護者の実態を把握し、地域の災害弱者の安全は地域で守るという意識と仕組みづくりが必要であると思います。災害時要援護者に援助の手を差し伸べようとしても、災害時要援護者の所在や障害の状況、生活状況等の情報把握と支援を行う地域住民の意識と仕組みがなければ、災害発生時に支援することはできないのではないかと思います。

そこで、地域の災害弱者の安全は地域で守るためには、地域ぐるみの災害時要援護者支援体制として、災害時要援護者を見守り、手を差し伸べられる体制が必要になってくるのではないかと思います。

ある市の取り組みを紹介しますと、社会福祉協議会の事業の一環として見守りボランティア制度を行っています。事業は、民生委員が中心になり、対象者の近隣の住民に直接声をかけ登録をお願いし、見守りボランティアとして登録されているようです。

見守りボランティアは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、緊急連絡先や主治医、健康状態、地域との交流状況、本人からの要望などを記入する防災カードを作成。これによりある程度の生活実態が明らかになり、日常からどのように支援や地域との関係づくりが必要なのかわかるようになっていくようです。また、地域ごとにボランティアの担当者を決め、災害時の見守りに備えているようです。

このように、見守りボランティアと当事者をよく知る社会福祉関係者やボランティア、民生委員などが協力することで、個人情報管理を含めて災害時要援護者の救出に効果を発揮すると期待されています。本市においても、このような災害弱者を見守る見守りボランティア制度について取り組んでいくことが望ましいと思われそうですが、制度の取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

次に、災害弱者を支援するための地域防災計画への対応についてお伺いいたします。

本市の地域防災計画、平成15年に改定版として発行され、各災害に迅速に対応できる内容となっているものと思います。特に風水害対策、地震対策における災害予防計画の策定、また、災害応急対策計画による活動体制の確立、そして警戒・避難期の応急対策、それに災害復旧復興への支援などきめ細かく計画され、実際の災害に対処できるものとして作成されています。災害弱者を支援するための安全確保についても計画されており、災害時に有効に対応されるものとして期待されているところであります。

しかし、今後において災害弱者支援についての取り組みでは、地域住民による防災運動の機運づくりや福祉関係者や災害ボランティアなどの支援体制、避難所生活に対する災害弱者支援対策など、災害弱者対策を具体的に講じていくことが望まれるのではないかと思います。

そこで何点かお伺いいたします。

一つには、災害弱者支援対策マニュアルの作成についてお伺いいたします。

地震、集中豪雨などの災害においては、住民の生命、財産を守るため、迅速な避難、救助活動等が求められます。そうした中において災害弱者と言われる方は行動等に大きなハンディキャップを有している身体等に障害を持った者や高齢者など、健常者に比べて災害時に犠牲になるなどの身体的被害に遭う確率が極めて高くなることが明白であり、障害者や高齢者などの災害弱者に対する支援体制を積極的に講じていく必要があるのではないかと思います。

また、災害弱者への災害対策は、災害の発生から災害復興が完了するまで、関係するところが連携を図って有効な対策を必要に応じて、迅速に講じていくことが強く求められているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

そうした災害弱者に対する支援対策については、地震や豪雨災害の教訓をマニュアル化として作成し、災害発生前から災害発生時、復興時における災害弱者の支援対策を取りまとめた災害弱者支援対策マニュアルを作成することが望まれるのではないかと思います。それら災害弱者支援対策マニュアルの作成についていかがなものかお伺いいたします。

二つには、災害ハザードマップの作成についてお伺いいたします。地震や集中豪雨などの災害に対しては、総合的防災対策のあり方が模索されていると言われております。そのためには、まずどの程度の被害がどの程度の確率で発生するかを正確に予測することが重要であると言われております。災害が過去から現在までどのように起きてきたか、起きる場所にはどのような地理的条件があるかを見きわめる必要があるようです。そのために各地で災害ハザードマップの取り組みがなされてきております。そうした災害ハザードマップを活用して防災まちづくりなどの災害予防策を推進するためには、市民一人一人がハザードマップから具体的な災害イメージを描けることが重要であると言われております。このように地域防災力向上のためには、災害イメージを具体的に実感できるような詳細なハザードマップ作成がぜひとも必要になってくるのではないかと思います。

県内においては、災害ハザードマップ、特に洪水に対するハザードマップを作成し、災害に備える取り組みを進めている自治体がふえてきています。

そこでお伺いいたします。

本県において県として災害ハザードマップ、特に洪水ハザードマップの作成の取り組み状況についてどのような状況になっているのか。また、他の自治体における洪水ハザードマップの作成の取り組み状況についてはどのようにとらえているのかお伺いいたします。

また、本市として最上川と寒河江川など河川に挟まれた地形にあります。そのことなどから、洪水に対するハザードマップの作成がぜひとも必要になってくるのではないかと思います。災害イメージを具体的に実感できる詳細なハザードマップを作成して、今後の地域防災力向上を図っていくべきだと思いますが、洪水ハザードマップの作成についての御所見をお伺いし、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

最初に、自主防災組織の組織率についての御質問にお答えします。

本市では、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱を定めまして、その組織化を推進してきたところであり、また、昨年度見直し策定した寒河江市地域防災計画の中においても、地域住民、事業主などによるところの自主防災組織などの育成、指導に努めることとしております。本年度、白岩地区の中町自主防災会が立ち上げられたことによりまして、市内の自主防災組織は21となり、それぞれの地域に合った活動を行っております。

組織率でございますが、世帯数の比率で現在16.9%となっております。御指摘のようにこれは高い組織率とは言えませんが、これは白岩地区など土砂災害等の危険性の高い地域を優先してきたことにより、結果的に世帯数の少ない地域に多く組織化されたためであります。今後、人口密集地域等他の地域についても、自主防災の重要性和地域防災力の強化を啓発しながら、組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の学習機会についてでございます。

自主防災組織は、御質問の冒頭にもありましたとおり、自分たちの地域は自分たちで守るとの自覚と地域連帯に基づき、自主的に防災活動を展開することが基本でありますので、組織リーダーを中心に、住民みずからが主体となって活動するという気持ちが大切ではないかと思っております。

学習についても同じでございますが、地域のみんが協力し合うところの体制をつくり、災害を想定した訓練のほか、消防団の協力をもらいながら、いろんな会合や地域のイベントに防災に関するものを盛り込むなど、みずからが工夫して学習の機会を設け、災害についての知識や災害弱者の情報などを得ることも必要かと思えます。

市では、地域防災訓練の実施や県消防学校の自主防災組織リーダー研修への参加のほか、出前講座などでの研修会を実施しておりますが、今後ともこれらの学習機会を設定し、防災意識の高揚と組織の活性化、地域連帯の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、組織相互の情報交換やよりよい活動のための組織連携も必要と考えておりますので、自主防災組織連絡協議会の設置についても今後検討していきたいと考えております。

次に、災害弱者のリスト作成の件でございます。災害時には、高齢者や障害者などの要援護者は、一般住民より身体的危険が予想されることから、市の地域防災計画の中でも、災害弱者の安全確保について取り上げていることは御案内のことかと思えます。災害時に支援を必要とする災害弱者のリストを作成し、救助活動等に活用することとしておりますが、プライバシーの問題等もあり、所在を的確に把握することが困難な実情でございます。

次に、災害時の要援護者の登録制度については、本人や家族から適切な登録がなされることでの的確な実態把握につながるものでございますが、他人に知られたくないプライバシーの問題等で登録が進まないことが懸念されます。そこで、福祉サービス提供のために保有するところの要援護者のリストを災害時に活用できないかを考えておりますが、個人のプライバシーの問題などもあり、今後の課題として取り上げて検討してまいります。

次に、この見守りボランティアの制度でございます。ボランティアの方が地域内で確保されれば、それにこしたことはないのですが、要援護者の安否確認、避難誘導、救助などについては、要援護者に身近な例えば地域消防団、それから自主防災組織、各町内会や隣組単位がその役割を担った方がより効果を発揮できるものではないかと考えておるところでございます。常日ごろ、日常生活の手伝いや見守りやらの安否確認のためのボランティアの方を身近にお願いしておくことが求められているのではないかなと。それ

は、防災の面だけではなく、福祉の面からも探しておいて対応できるようにしておくように指導してまいりたいと考えております。

次に、支援対策マニュアルのことでございます。本市では、平成15年度に従来の寒河江市地域防災計画を全面的に見直し、新たな計画を策定したところでありますが、その中で災害弱者に対する安全確保についても適切な対策が講ぜられるよう定めております。しかし、具体的な行動については、さらに詳細な定めを必要とするところがあると考えております。災害弱者支援対策については、国においても早急に災害時における要援護者の避難支援のためのガイドラインを作成し、市町村に示すよう計画しているようでありますので、それらを参考にしまして、防災と福祉と一体となって支援できるようなマニュアル作成を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害ハザードマップの作成についてでございます。

災害ハザードマップとは、御案内のとおり被害発生区域や避難先の位置、名称、情報伝達経路、それから緊急連絡先など災害時の警戒や避難に必要な情報をわかりやすくまとめた図面情報のことでございます。住民がその居住地域の災害危険度を具体的に認識することができるため、平常時からの防災意識の高揚及び自発的な早期避難や避難率の向上に有効であると言われております。

国においては、昨年7月の新潟豪雨など集中豪雨や台風による中小河川の洪水被害が相次いだことから、洪水に関するところのハザードマップの全国的配備が緊急の検討課題として取り上げられ、水防法を改正し、ハザードマップ作成を義務化しようとしているところでございます。改正の骨子は、国直轄管理の河川だけでなく、県管理の中小河川についても浸水想定区域を知事が指定し、これを受けて市町村長が避難先を明示した洪水ハザードマップを作成し、住民に公表することを義務づけるというもので、平成22年3月末までにこれを行うというものでございます。

これらを踏まえ、県では先般洪水ハザードマップ作成連絡会議を開催し、平成17年度に創設される予定の国の補助事業、総合流域防災事業、仮称でございますが、その事業の詳細公表を受けて平成18年度から関係市町村との調整を図っていくとの方針を示しております。

市といたしましては、水防法の改正や県の支援方針というものを受け、市の地勢地形やこれまで発生した災害等を十分考慮に入れたところのハザードマップの作成を検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入りますけれども、私の提言といいますが、そのことにつきまして真摯に受けとめていただきまして御答弁いただきました。大変にありがとうございます。

自主防災組織の組織率、先ほども答弁にありましたけれども、16.9%ということで、県の平均からしますと相当低い組織率になっているのではないかなというふうに思っているところです。そして、寒河江の場合もそれぞれ各町会単位あるいは町会をまたいでつくっている地域もあるということで、特に先ほどもあったんですが、白岩地域土砂崩壊の災害が予想されるということから、早目に手当てをされたようでありますけれども、地域の方での状況を見ますと、主に町会単位ということは、町会長さんを中心としながらそれぞれ取り組んでいらっしゃるのではないかなと思っております。

それで、これは状況を見ますと、町会長さんは地域によっては毎年変わるところもあるし、いろいろとその他の仕事もあるというようなことから、どうしても自主防災組織の運営といいますが、設立といいますが、そういうところまではなかなか手が届かないというのは現状にあるのではないかなと思っております。そういう意味では、町会という単位の中でも、地域によっては町会長さんが先ほどの防災リーダーということを兼務しているところもありますけれども、できるならば、町会にはあるんですけれども、防災リーダーを町会長と兼ねるのではなくて、別という形での自主防災組織の取り組みということなどの方が、より自主防災組織が組織化しやすいというような状況に地域の方ではあるのではないかなと思っておったところです。

特に組織化になってまいりますと、当然いろいろな事業が出てまいりますから、当然先ほどの講習会等、あるいは自主防災リーダーが三川の消防学校まで行って研修をしていくということなどもありますから、非常に負担が大きいというような声なども聞いておりますので、そういう意味では、町会は町会の中に自主防災組織をきちっと組み入れて結構なんですけれども、こちらでの自主防災組織の指導、育成という段階の中で、できるならばそのリーダーを、兼ねればいいんですけれども、できるならば防災リーダーというものを町会長とは別にお願いをしていくということなどの方が取り組みやすいと思っておりますのでありますけれども、その辺何か御意見がありましたらお聞きをしたいと思います。

それと、自主防災組織はそれぞれに、先ほど市長からは自主防災組織の連絡協議会を立ち上げて取り組んでいくというような答弁がありました。やはり各自自主防災組織はこれから組織化する場合、あるいは組織化になっている組織の中でも、情報交換の場、そして先ほどの防災リーダーにつきましても、これは専門的な消防関係の知識を得るためにはやはり消防学校といいますが、そちらに行って研修をします。大事なところなんですけれども、やはりそこまで行かなくても、市の方である程度研修なり、あるいは講義などが受けられるような体制ということなども必要なかなと思っておったところであります。

それから、登録制度、要するに災害時要援護者の登録制度でありますけれども、こちらは市長の方からも今後の検討課題というような話がありました。これは、先ほど1問でもお話をしたんですけれども、その登録する方の範囲、要するに行政として情報を持っている部分については、これは当然行政としてはそれなりの行動ができるわけでありまして、行政として情報を持っていない、例えば常時特別の医療を要する人ということについては、情報を持っている部分はあろうと思っておりますけれども、持ってない部分もあるというようなことからしますと、やはり先ほどの当事者あるいは家族というような方の同意あるいは理解を得て、その登録制度といいますが、望ましいところでありますけれども、市として要するに今の段階で当然行政が持っている情報、これはあろうかと思っております。例えば寝たきりとか、あるいは介護が必要な方、それから社会福祉施設関係に入所している方々、これらの情報というのは市で持っているのではないかなと思っておりますけれども、今現在どれほどの人数的に災害弱者といいますが、そういう方がいらっしゃるのか、数字的にわかりましたらお答えをしていただきたいと思います。



それから、見守りボランティアでありますけれども、特に見守りボランティアにつきましては、先ほどの答弁ですと、消防団とか、あるいは自主防災組織、それから隣近所等々の助けを得てそれぞれ弱者の救済というような話がございました。これも大事な取り組みでありますけれども、やはりきちっとした制度というものをつくって、ボランティアの方々が登録していただいて、その災害弱者と言われる方を常に見守っている。あるいは、何かあった場合に手を差し伸べられるような体制、これというような制度が大事なのかなと思っていますところでは。

特に、先ほども第1問で例を挙げましたある市などでは、全体的に相当の数の災害弱者がいらっしゃるんですけれども、それに見合うような何千人という方がボランティアでそれぞれその災害弱者の方の見守り、常日ごろの災害弱者の生活状態とか、あるいは何かあった場合に対するいろんな訓練とかということなども含めながら、それぞれやっつけらっしゃるという状況を見ますと、その辺の組織づくりといいますか、この次の防災マニュアルともこれは絡んでくるかと思えますけれども、ぜひともこの防災マニュアルの中で見守りボランティアという制度などを含めながら、防災マニュアルの方でも御検討をお願いしたいなと思っていますところでは。

特に、この防災マニュアルでは必ず出てくるのは、要するに災害弱者をだれが、いつ、どこで、どういうふうな形で救済をして、どこに運んで、どういうふうな手当てをするか、これは必ず出てまいります。その場合に、だれがするのとなった場合に、特定の制度といいますか、そういうものがないと災害弱者支援というものが有効的に機能できないというようなマニュアルでもなっておりますから、その辺を含めながら、ぜひとも災害弱者支援マニュアルの方でひとつ御検討をお願いしたいなと思っていますところでもあります。

それから、災害弱者支援対策マニュアルでありますけれども、市長の方からは検討していきたいというような答弁がございました。そして、これはまだ県内ではつくっていらっしゃるところはないかなと思いますけれども、今回、先ほど私が第1問で話をしました新潟の災害、これは三条市でありました。そして、これは、三条市では隣町の方に二つの川が流れておりまして、その川の堤防が決壊をしたと。ふだんはあり得ない、要するに川からの決壊ではなくて内からの決壊、町の中が水がはらんして、その一番弱い部分の内側の堤防が浸食をされて決壊したという状況で、普段はもう考えられないというような災害でありましたけれども、実際に発生をしております。

そして、この際にも約2万世帯が避難したという中で、三条市の方でも災害マニュアルということをつくっておったらしいんです。しかし、それが思うように機能しなかったと。そして、なぜ機能しなかったかといいますと、実際にはそんな災害とか地震などは想定していなかったと。要するに雪害、雪の害を念頭に置きながらその災害マニュアルというものをつくっておったという反省をしておられましたけれども、寒河江の場合も、これから検討してつくる場合については、雪害というものも大事なところでもありますけれども、水の害とか、あるいは地震などを含めながら対応マニュアルということをつくっていただきたいなと思っていますところでもあります。

それから、災害ハザードマップでありますけれども、市長の方からも検討ということで回答いただきました。そして、この災害ハザードマップにつきましては、地図そのもの、要するに県内ではつくっていらっしゃる市町村もあるようでもありますけれども、実際に、1問の方では市町村のそれぞれの状況、答弁がなかったんですけれども、状況的にどうなっているのかお知らせを願いたいと思います。

それで、私も隣の河北町と山形市の防災マップを見せてもらいました。そして、これは防災マップ自体が非常に簡単につくっているものとか、あるいはいろいろと検討を重ねながら大きく詳細につくっているものとか、いろんな防災マップがありましたけれども、これは作成に当たっては当然、例えば地図ですと、当然土木関係の課が出てまいりますし、あるいはその他の状況になりますと、関係するそれぞれの課がそれぞれ防災マップをつくる場合に知恵を、あるいは情報を寄せ合っつくるという格好になると思うんですけれど

も、その辺の今後つくる際に当たってどういう形での作成を念頭に置かれているのか。そして、実際にこの防災マップは余り難しくつくってもやはりわかりづらい。そして、これは子供とかお年寄り、特にお年寄りですけれども、そういう方が見てある程度わかるものが欲しいというようなこともあります。

そしてまた、子供とかお年寄りが見てわかるんですけれども、また専門的に非常に危険地域あるいは避難地域がきちっと明示されているということなどもありますので、その辺どのような防災マップを考えておられるのか。そして、実際に防災マップをつくって、これは当然防災マップというのは各個人がそれを見て災害があった場合に、当然行動を起こしていくわけですから、その辺、実際には本当はこれは全戸配付ということの中で防災マップというのをするということが望ましいわけでありますけれども、その辺、今後の検討の中でどういうふうに考えていかれるのか、何かありましたらお答えをいただきたいと思います。以上で2問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 自主防災組織の組織リーダーといいますが、その設置のやり方といいますが、仕方といいますが、それについてのまずは質問がございました。

これは、それぞれの町内会の自主性に任せるというほかないのではないかなと。町内会長さんがやりなさい、あるいは別な組織を立ち上げなさいと、こういうよりも、やはりその町内会に合ったような形の中で自主的に組織するということじゃないかなと思っております。

それから、リーダー研修、市の独自でどうかということでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、市で企画して、市のリーダー研修というようなことで、これも実施していきたいと思っております。

それから、災害弱者の把握、何人いらっしゃるかというようなことでございますが、これは、ひとり暮らしとか、あるいは老夫婦とか、あるいは寝たきり、それから痴呆性の方とか、それから母子家庭・父子家庭、さらに障害者の手帳をお持ちの方と、こういうような方は福祉の面からは把握しておるわけでございますが、それ以外にはまずは把握しておりません。そして、それを把握しようとする、非常にプライバシーの問題になりますし、あるいは発表することなどは当然問題となりますので、今言った福祉の分野で把握している以外には見当たらないといいますが、ないのが実態でございます。

それから、見守りボランティアでございますが、現在はひとり暮らし高齢者に対しまして民生委員をして、見守り支援というものを実施しておるわけでございます。今後、福祉サイドの面からも見守り支援の拡大というようなものを拡張していけばなと、このようにしてまいりたいと思っております。

それから、マニュアルをつくる際には、雪のみならず、洪水とか、地震というものを含めてと言いましたけれども、この辺は今後の検討にさせていただきたいと思っております。

それから、ハザードマップでございますが、やはりこの作成に当たりまして、市内一円の地図、マップをつくってみたところで、実際はそれを全戸配布して提示してみたところで、実際には余り使用されない。押し入れの中に入れられたり、あるいは張っておく方などはいい方ございまして、捨てられたりする危険性がないわけではないわけでございます。そんなことから、やはりおっしゃるように身近な地域の中でわかりやすく情報を提供できるようなマップということが、私はやはりいいのじゃないかなと思っております。

そうしますと、つくる方もかなりこれは大変でございます。どの辺までの地域の中ですかとか、難しい点もあるかと思ひますし、労力もかかると思ひますけれども、やはり使えるような、ただつくったというだけのものじゃなくて、利用される、活用されるようなハザードマップというものを工夫していかなくてはならないと思っております。そんなことから、これから検討させていただきたいと思っております。

それから、県内でどの程度つくってあるかというようなことについては、担当の方から申しあげたいと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 生活環境課長。

平成17年3月第1回定例会

有川洋一生活環境課長 県内のハザードマップの作成、公表の状況でございますけれども、これまで山形市、村山市、尾花沢市、鶴岡市、酒田市、河北町、真室川町、大石田町、三川町ということで5市5町で公表しております。そのほか、平成17年に公表予定というのが東根市でございます、天童市はその後着手するというふうなことで、そのほかにつきましては未定というふうなことになってございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それでは、自主防災組織でありますけれども、市長の方からも、町内会の自主性を重んじて、それぞれ組織化をするというようなお話がございました。私もこれが大事な点ではないかなと思っております。

それで、当然自主防災組織を組織化する場合に、当然地元との話し合い等もなるわけありますから、その際にはやはり当然地元は地元での考えもあろうかと思っておりますけれども、防災リーダー等についてはやはりそれぞれできれば町内会長以外というような指導といいますか、その辺を含めながらの防災組織の組織化づくりということなどについてもお願いしたいなと思っております。

それから、見守りボランティアでありますけれども、市長の方からも、現在、民生委員、それぞれ弱者といいますが、寝たきり御老人とか、あるいは介護の必要な方とか、いろんな方を民生委員の方それぞれ受け持ちながら情報を持っていらっしゃるということでもありますから、そういう中での見守りということをやっているらっしゃると。市長からも、それを拡大したいという話がありました。

やはり各地域の方の見守りボランティアを見ますと、先ほど1問でも申しあげたんですが、民生委員が中心となって、そこに各ボランティア団体あるいは関係する機関が入ってきてまして、それぞれ自主防災組織単位ぐらいにそれぞれ見守りボランティアというようなネットが張られております。そして、その中には、要するにボランティア1人で1人を受け持つという方もありますけれども、状況的には1人で1人あるいは2人というようなことで、本当に何か発生した場合はすぐにも対応できる体制というのが見守りボランティア制度なんだというようなことで導入している自治体などもありますので、そういう意味では、その辺を含めながら、やはり拡大というのであれば、民生委員の数はたしか90人ぐらいかと思っておりますけれども、実際に町内会は197ありますので、その辺を含めながら今後拡大という中での取り組み、これを期待したいなと思っております。

それから、ハザードマップでありますけれども、県内でもそれぞれ先ほどありました5市5町ということで作成をされているということで、特に各市の状況などを見ますと、やはりそれぞれ全戸配布をされたり、あるいは状況に応じては公民館等に配付をされたり、いろんなハザードマップを何とか市民の方にわかりやすく説明したいというようなことで頑張っているらっしゃるわけでもありますけれども、市長の方からも、全戸配布というのはやはり、いろんなものが全戸配布来る場合に、来たものがそれぞれとっておくものとか、あるいはなくなってしまうものということなどで、なかなか定着しないところがありますけれども、やはり危険といいますが、やはり災害というのはいつ起こるかわからないと。いつ起こるかわからないから、なかなかそういう情報あるいは危険度が低いために、どうしても手元に置けないという状況があるわけでもありますけれども、危険と災害というものはいつ起こるかわからないけれども、非常に危険なんだというような状況を市民の方にも伝達するという意味で、私は全戸配布をお願いしたわけでもありますけれども、やはり今までいろんな面で全戸配布されているものがありますけれども、そこに災害ハザードマップについては自分の置かれている場所、あるいは自分の地域がどれほど水が押し寄せてくるか、あるいはどれほどの危険率があるのか一目でわかる地図になっておりますので、そういう意味では各家庭に配っても取っておくものなのかなということをもって提案をさせてもらったんですが、市長の方からも、身近なマップということでいろいろと利用状況を考えておられるようでもありますから、やはり市民の方に対して、ハザードマップをつくって、これがハザードマップなんだということをやはり説明するといいますが、ただつくるのではなくて、やはりハザードマップというものを、これは専門家が見ないとなかなかわからない点もあるので、その辺のハザードマップをつくったら、ただ配付



するのではなくて、全戸配布ということをお話しましたが、説明会といいますか、ハザードマップをつくったよと、そしてハザードマップというのはこういうふうなもので、こういうふうな危険性があるんだよということをやはり住民の方に説明しておくべきではないかなと。

ただ、心配なのは、こういうのを説明しますと、うちのところは危ない、うちのところは危なくないと状況がすぐ飛んでしまうので、その辺のおっかなさもあるんですが、やはりハザードマップをつくった際には、やはり住民に対しても説明といいますか、そういうものが必要になってくるのではないかなと思いますけれども、私の方からは以上で第3問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時01分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成17年3月17日(木曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	委員 長	武田浩	選挙管理委員会 農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局 長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局 長
小松仁一	農業委員会 事務局 長		
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局 長	安食俊博	局長補佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 調査係長

議事日程第5号

第1回定例会

平成17年3月17日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 2 議第 2号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 3 議第 3号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第 4号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第 5号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 6 議第 6号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 7 議第 7号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 8 議第 8号 平成17年度寒河江市一般会計予算
- 〃 9 議第 9号 平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- 〃 10 議第10号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 11 議第11号 平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 12 議第12号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 13 議第13号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算
- 〃 14 議第14号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 15 議第15号 平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 16 議第16号 平成17年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 17 議第17号 平成17年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 18 議第18号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 19 議第19号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 20 議第20号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第21号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議第22号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第23号 寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 〃 24 議第24号 寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止について
- 〃 25 議第25号 寒河江市国際交流基金条例の廃止について
- 〃 26 議第26号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 27 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議第28号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第29号 寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定について
- 〃 30 議第30号 寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止について

- " 3 1 議第3 1号 寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止について
  - " 3 2 議第3 2号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
  - " 3 3 議第3 3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
  - " 3 4 議第3 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
  - " 3 5 陳情第2号 だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情
  - " 3 6 委員会審査の経過並びに結果報告
    - ( 1 ) 総務委員長報告
    - ( 2 ) 文教厚生委員長報告
    - ( 3 ) 建設経済委員長報告
    - ( 4 ) 予算特別委員長報告
  - " 3 7 質疑、討論、採決
  - " 3 8 議員派遣の件
  - " 3 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月25日及び3月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。



平成17年3月第1回定例会

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、承認第1号から日程第35、陳情第2号までの35案件を一括議題といたします。

平成17年3月第1回定例会

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第36、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

平成17年3月第1回定例会

## 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時半から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号及び議第25号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分承認を求めることについて（平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「平場の幹線農道の除雪についてどのように考えているか伺いたい」との問いがあり、当局から「平場の農道除雪については、農家の方々自体の対応に任せておりますが、ことしのような雪の多く残った年については、農家の団体と話し合いをしながら今後検討する課題と思っております」との答弁がなされました。

承認第1号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「行革を進める中で、なぜ課をつくらなければならないのか、考え方を伺いたい」との問いがあり、当局から「ことし12月まで行革大綱をつくることとしておりますが、その後においても組織の見直しなど、次のステップに入らなければならないということで、それらに専念して専門的に事務を担当する課を設置しようとするものであります」との答弁がなされました。

議第19号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「役務の提供に関する契約期間をおおむね3年としている理由について伺いたい」との問いがあり、当局から「この契約は原則的に長期になるものでありますが、おおよそ3年をめどとして、その後における経費の削減やよりよいサービスの提供を受けるため、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するというものであります」との答弁がなされました。

議第23号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市国際交流基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「国際化が進む中で国際交流はますます必要なことと思うが、見解を伺いたい」との問いがあり、当局から「今の趨勢から見ますと、大勢の市民の方が自主的に積極的に海外に出かけているということから、行政としての役目は果たされたと思っております」との答弁がなされました。

議第25号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年3月第1回定例会

## 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第5号、議第6号、議第7号、議第26号、議第27号、陳情第2号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第5号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費の抑制策として後発医薬品等を医師に働きかけていくことについて」問いがあり、当局より「これまでは被保険者本人への医療費通知や保険事業の充実等を進めてきたところですが、今後はそういったことも考慮しながら医療機関との話し合いの機会も設けてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「寒河江市で医療費が大きくなっている病気の傾向について」問いがあり、当局より「本市の最近の傾向としては、脳卒中や高血圧、心臓病といった循環器系の病気が最も多くなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「天童のゆびあと同じ200円になるということだが、ゆびあは内外の施設がかなり充実しており、市民浴場の値上げとなると、駐車場を整備するとか、それなりの目的があるべきと思うが、値上げの具体的理由を伺いたい」との問いがあり、当局より「市民浴場は周辺に温泉施設がない時期に銭湯と位置づけて設置し、それなりのサービスをしてまいりましたが、周辺に新しい施設ができて利用者の感覚も変わって

まいりました。アンケート等をとった中でも、市民浴場のサービスが周辺より劣っているという意見、要望等がかなり多くありまして、それにこたえるべくサービスの向上を図りたいと考えたところです。それには費用もある程度かかりますので、利用者にも応分の負担をお願いせざるを得ないということです。さらに、収支状況についても、企業会計的に見ると赤字の状態になっており、これらのことを踏まえて今回値上げを提案させていただきました」との答弁がありました。

委員より「料金改定して17年度の利用者を何人見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「市外や県外からの利用者について若干影響が予想されますので、16年度見込みの36万人から2割程度減の30万人弱を見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「市民浴場については今後周辺のリゾートの施設のようにグレードアップさせていく方針をとるのか」との問いがあり、当局より「これまで銭湯という位置づけでまいりましたし、これからもそれは変わりないと考えております」との答弁がありました。

委員より「市民浴場関係の起債残高について」問いがあり、当局より「2,700万円程度です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号だれもが安心して利用できる介護保険制度への改善を求める意見書の提出についての陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「少子高齢化の現状や国の行財政改革を総合的に判断すると、この陳情の内容は余りにも極端であると思われ、私の意に反します」との意見がありました。

また、委員より「趣旨はわからないでもないが、これ以前に、これからの時代を考えると、介護予防に取り組んでいくべきで、その意味でこの願意は妥当とは認められない」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



平成17年3月第1回定例会

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号、議第4号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号及び議第34号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「全体の何%ぐらい残っているのか」との問いがあり、当局より「繰越分を除いてほぼ完了に近い状況です」との答弁がありました。

議第3号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りますが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地改良区と限定すると、若い人や後継者を育てるという点で心配があるのではないか」との問いがあり、当局より「法律の改正があり、認定農業者、担い手などの利用集積を図るため、そのため土地改良区も入れた方が集積を進めやすいということで団体を加えたものであり、議会推薦の枠については第2号ということでそのままです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしました。議第29号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市農業委員会農地部会の委員の定数に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市農業委員会農業振興部会の委員の定数に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「廃止になった場合、全員で協議するようになるのか」との問いがあり、当局より「内部でそれにかわる任意の審議機関を設けたいと思っております」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第31号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「既に住宅を建てている人たちはそういう方向で建てているのか」との問いがあり、当局より「今回の内容は建築協定と全く同じであり、これから建てられる方に対して説明していこうとするものであります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第32号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成17年3月第1回定例会

## 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

平成17年3月第1回定例会

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後2時40分から本議場において、委員20名中18名出席、当局から市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもとに開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）、議第8号平成17年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成17年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第10号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第11号平成17年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第12号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第13号平成17年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第14号平成17年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第15号平成17年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第16号平成17年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第17号平成17年度寒河江市立病院事業会計予算、議第18号平成17年度寒河江市水道事業会計予算であります。12案件を一括議題として、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第2号については、一つ、平成16年度に退職が予定される職種別の人数について。一つ、道路新設改良費の公有財産購入費の内訳について。

議第8号については、一つ、市役所に設置させている郵便ポストの使用料について。一つ、県からの最上川ふるさと総合公園管理委託金について。一つ、フローラ・S A G A Eの過年度分未収金について。一つ、今後の寒河江服装専門学校への市の対応について。一つ、財産の寄附行為に対する今後の対応について。一つ、健康づくり計画検討委員会について。一つ、介護予防、地域支え合い事業について。一つ、脳卒中予防検診事業負担金について。一つ、市民浴場の実態とこれまでの収支状況について。一つ、ごみ収集の委託について。一つ、農業用使用済みプラスチック等の処分について。一つ、葉山登山道について。一つ、花咲かフェアINさがえの入場協力金とごみの処分について。一つ、全般的な教育問題に係る検討委員会の設置について。一つ、起債の許可制について。

議第10号については、一つ、山形県市町村退職手当組合負担金について。

議第12号については、一つ、国民健康保険税率改正の内容について。一つ、国民健康保険証の発行について。

議第17号については、一つ、特別昇給についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第9号、議第11号、議第13号から議第16号まで、議第18号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をいたしました。

次に、3月15日午前9時30分から本議場において、委員20名全員出席、当局から市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第2号から日程第12、議第18号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑、 討 論、 採 決

佐竹敬一議長 日程第37、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。



議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。



(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択ですので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

## 議 員 派 遣 の 件

佐竹敬一議長 日程第38、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思いません。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の  
閉会中における委員会調査申出  
並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成17年3月第1回定例会

閉 会 午前10時25分

佐竹敬一議長 これにて、平成17年第1回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

同 上 那 須 稔